

桐生市地域防災計画

風水害・雪害対策編
事故災害対策編
火災対策編

桐生市防災会議
令和 X 年 X 月

目 次

総 則	総-1
第1節 計画の目的.....	総-1
第2節 防災の基本理念.....	総-2
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	総-4
第4節 桐生市の概況及び過去の災害.....	総-8

【風水害・雪害対策編】

第1部 災害予防.....	予-1
第1章 風水害・雪害に強いまちづくり.....	予-1
第1節 河川事業の推進.....	予-2
第2節 砂防事業の推進.....	予-3
第3節 山地防災事業の推進.....	予-4
第4節 農地防災事業の推進.....	予-5
第5節 雪害の予防.....	予-6
第6節 避難場所・指定避難所・避難路の整備.....	予-8
第7節 建築物等施設の安全性の確保.....	予-9
第8節 ライフライン施設等の機能の確保.....	予-10
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	予-11
第1節 避難誘導体制の整備.....	予-12
第2節 災害危険区域の災害予防.....	予-15
第3節 災害未然防止活動体制の整備.....	予-18
第4節 情報の収集・連絡体制の整備.....	予-19
第5節 通信手段の確保.....	予-21
第6節 職員の応急活動体制の整備.....	予-22
第7節 防災関係機関の連携体制の整備.....	予-23
第8節 防災中枢機能等の確保.....	予-25
第9節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備.....	予-27
第10節 緊急輸送活動体制の整備.....	予-30
第11節 避難の受入体制の整備.....	予-32
第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備.....	予-35
第13節 広報・広聴体制の整備.....	予-36
第14節 二次災害の予防.....	予-37
第15節 複合災害対策.....	予-37
第16節 防災訓練の実施.....	予-38
第3章 市民等の防災活動の促進.....	予-41
第1節 災害被害を軽減する市民運動の展開.....	予-41
第2節 防災思想の普及.....	予-43
第3節 市民の防災活動の環境整備.....	予-46
第4章 要配慮者対策.....	予-49
第1節 要配慮者対策.....	予-49
第2節 園児・児童・生徒の帰宅対策.....	予-55
第5章 その他の災害予防.....	予-56
第1節 孤立化集落対策.....	予-56
第2節 災害廃棄物対策.....	予-58
第3節 り災証明書の発行体制の整備.....	予-58
第4節 文化財の災害予防.....	予-59

第2部 災害応急対策.....	応-1
第1章 災害発生直前の対策.....	応-1
第1節 警報等の伝達.....	応-2
第2節 避難誘導.....	応-10
第3節 災害未然防止活動.....	応-15
第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	応-16
第1節 災害情報の収集・連絡.....	応-16
第2節 通信手段の確保.....	応-20
第3章 活動体制の確立.....	応-22
第1節 災害対策本部の設置.....	応-22
第2節 災害対策本部の組織.....	応-25
第3節 災害警戒本部等の設置.....	応-35
第4節 職員の非常参集.....	応-36
第5節 広域応援の要請等.....	応-38
第6節 消防広域応援の要請.....	応-40
第7節 防災航空センターへの応援要請.....	応-44
第8節 広域航空消防応援の派遣要請.....	応-45
第9節 自衛隊への災害派遣要請.....	応-47
第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動.....	応-50
第1節 応急措置.....	応-50
第2節 災害の拡大防止及び二次災害の防止.....	応-53
第5章 救助・救急及び医療活動.....	応-55
第1節 救助・救急活動.....	応-55
第2節 医療活動.....	応-57
第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	応-60
第1節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	応-60
第2節 交通の確保.....	応-61
第3節 緊急輸送.....	応-64
第7章 避難の受入活動.....	応-66
第1節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営.....	応-66
第2節 応急仮設住宅等の提供.....	応-70
第3節 広域一時滞在.....	応-71
第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ.....	応-72
第5節 帰宅困難者の支援.....	応-74
第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動.....	応-75
第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給.....	応-75
第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動.....	応-78
第1節 保健衛生活動.....	応-78
第2節 防疫活動.....	応-80
第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置.....	応-82
第10章 被災者等への的確な情報伝達活動.....	応-84
第1節 広報・広聴活動.....	応-84
第11章 社会秩序の維持に関する活動.....	応-86
第1節 社会秩序の維持.....	応-86
第12章 施設、設備の応急復旧活動.....	応-87
第1節 施設、設備の応急復旧.....	応-87
第2節 公共土木施設の応急復旧.....	応-88
第3節 電力施設の応急復旧.....	応-89
第4節 ガス施設の応急復旧.....	応-90

第5節 上下水道施設の応急復旧.....	応-91
第6節 電気通信設備の応急復旧.....	応-93
第13章 自発的支援の受入れ.....	応-94
第1節 ボランティアの受入れ.....	応-94
第2節 義援物資・義援金の受入れ.....	応-96
第14章 要配慮者対策.....	応-98
第1節 要配慮者の災害応急対策.....	応-98
第15章 その他の災害応急対策.....	応-101
第1節 農林水産業の災害応急対策.....	応-101
第2節 学校の災害応急対策.....	応-102
第3節 学用品等の支給.....	応-104
第4節 文化財施設の災害応急対策.....	応-106
第5節 災害救助法の適用.....	応-107
第6節 動物愛護.....	応-109
 第3部 災害復旧・復興.....	復-1
第1節 復旧・復興の基本方向の決定.....	復-1
第2節 原状復旧.....	復-2
第3節 計画的復興の推進.....	復-3
第4節 被災者等の生活再建の支援.....	復-4
第5節 被災中小企業等の復興の支援.....	復-7
第6節 公共施設の復旧.....	復-9
第7節 激甚災害法の適用.....	復-10
第8節 復旧資金の確保.....	復-13

【事故災害対策編】

第1部 航空災害対策.....	航-1
第1章 災害予防.....	航-1
第1節 情報の収集・連絡体制の整備.....	航-1
第2節 通信手段の確保.....	航-1
第3節 職員の応急活動体制の整備.....	航-1
第4節 防災関係機関の連携体制の整備.....	航-1
第5節 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備.....	航-1
第6節 緊急輸送活動体制の整備.....	航-2
第7節 広報・広聴体制の整備.....	航-2
第2章 災害応急対策.....	航-3
第1節 災害情報の収集・連絡.....	航-3
第2節 通信手段の確保.....	航-3
第3節 災害対策本部の設置.....	航-3
第4節 災害対策本部の組織.....	航-3
第5節 職員の非常参集.....	航-4
第6節 広域応援の要請等.....	航-4
第7節 消防広域応援の要請.....	航-4
第8節 防災航空センターへの応援要請.....	航-4
第9節 広域航空消防応援の派遣要請.....	航-4
第10節 自衛隊への災害派遣要請.....	航-4
第11節 捜索、救助・救急及び消火活動.....	航-4
第12節 医療活動.....	航-5
第13節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	航-6

第14節	交通の確保.....	航-6
第15節	広報・広聴活動.....	航-6
第2部 鉄道災害対策.....		鉄-1
第1章 災害予防.....		鉄-1
第1節	県内の鉄道施設の現況.....	鉄-1
第2節	鉄道交通の安全のための情報の充実.....	鉄-1
第3節	鉄道の安全な運行の確保.....	鉄-2
第4節	鉄道車両の安全性の確保.....	鉄-2
第5節	情報の収集・連絡体制の整備.....	鉄-3
第6節	通信手段の確保.....	鉄-3
第7節	職員の応急活動体制の整備.....	鉄-3
第8節	防災関係機関の連携体制の整備.....	鉄-3
第9節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	鉄-3
第10節	緊急輸送活動体制の整備.....	鉄-4
第11節	広報・広聴体制の整備.....	鉄-4
第12節	防災訓練の実施.....	鉄-4
第13節	鉄道交通環境の整備.....	鉄-5
第14節	再発防止対策の実施.....	鉄-5
第2章 災害応急対策.....		鉄-6
第1節	災害情報の収集・連絡.....	鉄-6
第2節	通信手段の確保.....	鉄-6
第3節	災害対策本部の設置.....	鉄-6
第4節	災害対策本部の組織.....	鉄-7
第5節	職員の非常参集.....	鉄-7
第6節	広域応援の要請等.....	鉄-7
第7節	消防広域応援の要請.....	鉄-7
第8節	防災航空センターへの応援要請.....	鉄-7
第9節	広域航空消防応援の派遣要請.....	鉄-7
第10節	自衛隊への災害派遣要請.....	鉄-7
第11節	救助・救急活動.....	鉄-7
第12節	医療活動.....	鉄-8
第13章 消火活動.....		鉄-8
第14節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	鉄-9
第15節	交通の確保.....	鉄-9
第16節	代替交通手段の確保.....	鉄-9
第17節	広報・広聴活動.....	鉄-9
第3章 災害復旧.....		鉄-10
第1節 災害復旧.....		鉄-10
第3部 道路災害対策.....		道-1
第1章 災害予防.....		道-1
第1節	県内の道路施設の現況.....	道-1
第2節	道路交通の安全のための情報の充実.....	道-1
第3節	道路施設等の整備.....	道-2
第4節	情報の収集・連絡体制の整備.....	道-2
第5節	通信手段の確保.....	道-2
第6節	職員の応急活動体制の整備.....	道-2
第7節	防災関係機関の連携体制の整備.....	道-2

第8節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	道-3
第9節 緊急輸送活動体制の整備.....	道-3
第10節 広報・広聴体制の整備.....	道-3
第11章 防災訓練の実施.....	道-4
第12節 その他の災害予防.....	道-4
第2章 災害応急対策.....	道-5
第1節 災害情報の収集・連絡.....	道-5
第2節 通信手段の確保.....	道-5
第3節 災害対策本部の設置.....	道-5
第4節 災害対策本部の組織.....	道-6
第5節 職員の非常参集.....	道-6
第6節 広域応援の要請等.....	道-6
第7節 消防広域応援の要請.....	道-6
第8節 防災航空センターへの応援要請.....	道-6
第9節 広域航空消防応援の派遣要請.....	道-6
第10節 自衛隊への災害派遣要請.....	道-6
第11節 救助・救急活動.....	道-6
第12節 医療活動.....	道-7
第13節 消火活動.....	道-7
第14節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	道-8
第15節 交通の確保.....	道-8
第16節 広報・広聴活動.....	道-8
第17節 その他の災害応急対策.....	道-8
第3章 災害復旧.....	道-9
第1節 災害復旧.....	道-9
第4部 危険物等災害対策.....	危-1
第1章 災害予防.....	危-2
第1節 危険物等施設の安全性の確保.....	危-2
第2節 情報の収集・連絡体制の整備.....	危-2
第3節 通信手段の確保.....	危-2
第4節 職員の応急活動体制の整備.....	危-3
第5節 防災関係機関の連携体制の整備.....	危-3
第6節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	危-3
第7節 緊急輸送活動体制の整備.....	危-3
第8節 広報・広聴体制の整備.....	危-4
第9節 防災訓練の実施.....	危-4
第10節 その他の災害予防.....	危-4
第2章 災害応急対策.....	危-5
第1節 災害情報の収集・連絡.....	危-5
第2節 通信手段の確保.....	危-5
第3節 災害対策本部の設置.....	危-6
第4節 災害対策本部の組織.....	危-6
第5節 職員の非常参集.....	危-6
第6節 広域応援の要請等.....	危-6
第7節 消防広域応援の要請.....	危-6
第8節 防災航空センターへの応援要請.....	危-6
第9節 広域航空消防応援の派遣要請.....	危-6
第10節 自衛隊への災害派遣要請.....	危-6

第11節	救助・救急活動.....	危-6
第12節	医療活動.....	危-7
第13節	消火活動.....	危-7
第14節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	危-8
第15節	交通の確保.....	危-8
第16節	危険物等の大量流出に対する応急対策.....	危-8
第17節	避難の受入活動.....	危-8
第18節	広報・広聴活動.....	危-8
第19節	専門知識の活用.....	危-9
第20節	防護用資機材の確保.....	危-9
第21節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策.....	危-10
第22節	その他の災害応急対策等.....	危-11
第3章	災害復旧.....	危-12
第1節	公共施設の災害復旧.....	危-12
第2節	被災中小企業等の復興の支援.....	危-12
第5部	県外の原子力施設事故対策.....	原-1
第1章	災害予防.....	原-1
第1節	基本方針.....	原-1
第2節	情報の収集・連絡体制等の整備.....	原-1
第3節	環境放射線モニタリングの実施.....	原-2
第2章	災害応急対策.....	原-3
第1節	情報の収集・連絡.....	原-3
第2節	モニタリング体制の強化.....	原-3
第3節	市民等への情報伝達・相談活動.....	原-4
第4節	飲食物・水道水の摂取制限等.....	原-5
第5節	風評被害等の未然防止.....	原-6
第6節	廃棄物の適正処理.....	原-6
第7節	各種制限措置の解除.....	原-6
第3章	災害復旧対策.....	原-7
第1節	モニタリングの継続実施と結果の公表.....	原-7
第2節	風評被害等の影響軽減.....	原-7
第3節	健康への影響と対策の検討.....	原-7

【火災対策編】

第1部	大規模な火事災害対策.....	大火-1
第1章	災害予防.....	大火-1
第1節	火災に強いまちづくり.....	大火-1
第2節	大規模な火事災害防止のための情報の充実.....	大火-2
第3節	情報の収集・連絡体制の整備.....	大火-2
第4節	通信手段の確保.....	大火-2
第5節	職員の応急活動体制の整備.....	大火-2
第6節	防災関係機関の連携体制の整備.....	大火-3
第7節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	大火-3
第8節	緊急輸送活動体制の整備.....	大火-3
第9節	避難の受入体制の整備.....	大火-3
第10節	広報・広聴体制の整備.....	大火-4
第11節	防災訓練の実施.....	大火-4
第12節	防災思想の普及.....	大火-4

第2章 災害応急対策.....	大火-5
第1節 災害情報の収集・連絡.....	大火-5
第2節 通信手段の確保.....	大火-5
第3節 災害対策本部の設置.....	大火-5
第4節 災害対策本部の組織.....	大火-5
第5節 職員の非常参集.....	大火-5
第6節 広域応援の要請等.....	大火-5
第7節 消防広域応援の要請.....	大火-6
第8節 防災航空センターへの応援要請.....	大火-6
第9節 広域航空消防応援の派遣要請.....	大火-6
第10節 自衛隊への災害派遣要請.....	大火-6
第11節 救助・救急活動.....	大火-6
第12節 医療活動.....	大火-6
第13節 消火活動.....	大火-7
第14節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	大火-8
第15節 交通の確保.....	大火-8
第16節 避難の受入活動.....	大火-8
第17節 災害の拡大防止、二次災害の防止活動及び施設、設備の応急復旧活動.....	大火-8
第18節 広報・広聴活動.....	大火-8
第19節 その他の災害応急対策等.....	大火-8
第3章 災害復旧・復興.....	大火-9
第1節 復旧・復興の基本方向の決定.....	大火-9
第2節 原状復旧.....	大火-9
第3節 計画的復興の推進.....	大火-9
第4節 被災者等の生活再建の支援.....	大火-9
第5節 被災中小企業等の復興の支援.....	大火-9
第6節 公共施設の復旧.....	大火-9
第7節 激甚災害法の適用.....	大火-9
第8節 復旧資金の確保.....	大火-9
 第2部 林野火災対策.....	林火-1
第1章 災害予防.....	林火-1
第1節 林野火災に強い地域づくり.....	林火-1
第2節 林野火災防止のための情報の充実.....	林火-2
第3節 情報の収集・連絡体制の整備.....	林火-2
第4節 通信手段の確保.....	林火-2
第5節 職員の応急活動体制の整備.....	林火-2
第6節 防災関係機関の連携体制の整備.....	林火-2
第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	林火-2
第8節 緊急輸送活動体制の整備.....	林火-3
第9節 避難の受入体制の整備.....	林火-3
第10節 広報・広聴体制の整備.....	林火-3
第11節 防災訓練の実施.....	林火-3
第12節 防災思想の普及.....	林火-4
第13節 市民の防災活動の環境整備.....	林火-4
第2章 災害応急対策.....	林火-5
第1節 災害情報の収集・連絡.....	林火-5
第2節 通信手段の確保.....	林火-5
第3節 災害対策本部の設置.....	林火-5

第4節	災害対策本部の組織.....	林火-5
第5節	職員の非常参集.....	林火-5
第6節	広域応援の要請等.....	林火-5
第7節	消防広域応援の要請.....	林火-6
第8節	防災航空センターへの応援要請.....	林火-6
第9節	広域航空消防応援の派遣要請.....	林火-6
第10節	自衛隊への災害派遣要請.....	林火-6
第11節	救助・救急活動.....	林火-6
第12節	医療活動.....	林火-6
第13節	消火活動.....	林火-6
第14節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	林火-7
第15節	交通の確保.....	林火-7
第16節	避難の受入活動.....	林火-7
第17節	施設、設備の応急復旧活動.....	林火-7
第18節	広報・広聴活動.....	林火-7
第19節	二次災害の防止活動.....	林火-8
第20節	その他の災害応急対策等.....	林火-8
第3章 災害復旧.....		林火-9
第1節 災害復旧.....		林火-9

総　　則

第1節　計画の目的

1　計画の目的

この計画は、災害対策基本法(以下「基本法」という。)第42条の規定に基づき桐生市の市域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期することを目的とする。

第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害リスクの高い地域からより安全な地域へ都市機能や住居等の移転を検討するなど、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関※及び指定地方公共機関※等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。あわせて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動を始めとする、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所での避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

※総則第3節5「指定公共機関及び指定地方公共機関」を参照

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進すること。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ること。
- (3) 災害による社会経済活動の影響を最小限にとどめるため、居住地として洪水や土砂災害等の災害リスクの高い地域を避けるなど、まちづくりにおいて根本的な災害対策を推進すること。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分すること。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦及び他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)について、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応すること。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階においては、発災後、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図ることを基本理念とする。

4 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

男女におけるニーズの違いに十分配慮した防災対策を構築するため、様々な場面で女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図ることを基本理念とする。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

1 桐生市

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	防災に関する組織の整備に関すること。
2	防災に関する訓練に関すること。
3	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
4	災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
5	予報・警報の伝達に関すること。
6	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報に関すること。
7	消防、水防その他の応急措置に関すること。
8	被災者の救難、救助その他保護に関すること。
9	被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
10	施設及び設備の応急復旧に関すること。
11	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
12	緊急輸送の確保に関すること。
13	災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
14	災害復旧及び復興計画に関すること。
15	市防災会議に関すること。
16	市内の防災関係機関及び県内の防災関係機関、自衛隊等との災害対策の総合調整に関すること。

2 県の機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
桐 生 警 察 署	1 人命救助及び避難誘導に関すること。 2 警察通信を用いた災害情報の収集、伝達に関すること。 3 交通規制の実施及び緊急輸送道路の確保に関すること。 4 災害時における治安対策に関すること。 5 災害危険箇所における警戒に関すること。
桐 生 行 政 県 税 事 務 所	1 災害による被害情報の収集と報告等に関すること。 2 市における災害対策の指導及び連絡調整に関すること。
桐 生 保 健 福 祉 事 務 所	1 災害時における医療、助産に関すること。 2 災害時における飲料水の対策に関すること。 3 災害時における防疫、清掃に関すること。 4 その他保健衛生関係の災害対策に関すること。
桐 生 土 木 事 務 所	1 土木関係事務全般の災害対策に関すること。
桐 生 森 林 事 務 所	1 林業関連事業の災害対策に関すること。

3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関 東 農 政 局 (群 馬 県 抱 点)	1 災害時における主要食料等の需給対策に関すること。
関 東 森 林 管 理 局 (群馬森林管理署)	1 森林治水による災害予防に関すること。 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と管理に関すること。 3 災害対策に必要な木材(国有林)の払下げに関すること。
東 京 管 区 気 象 台 (前橋地方気象台)	1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動(以下、単に「地震動」という。)に限る。)及び水象の予報及び警報・注意報の発表に関すること。 3 台風・大雨・竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれら機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 4 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル及びハザードマップなどの作成に対する技術的な支援・協力に関すること。 5 災害の発生が予想されるときや災害発生時における、県や市町村に対する気象状況の推移及びその予想の解説等に関すること。 6 県や市町村、その他防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発活動に関すること。
国土交通省関東地方整備局 (渡良瀬川河川事務所 桐 生 出 張 所) (高崎河川国道事務所 桐生国道維持出張所)	管轄する河川・道路について工事及び管理のほか、次の事項に関する事。 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 (6) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3 災害復旧 (1) 災害復旧工事の施行 (2) 再度災害防止工事の施行
群 馬 労 働 局 (桐生公共職業安定所)	1 災害救助に関わる労務者の確保対策に関する事。 2 被災者の就職あっせん等に関する事。

4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊 第 12 旅 団	1 災害時における人命救助、消防、水防、救援物資の輸送、医療、防疫、給水等の支援及び通信手段に関する事。 2 人命又は財産保護のために行う応急救援又は応急復旧に関する事。 また、災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道株式会社 桐 生 駅	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 2 鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
東日本電信電話株式会社 群 馬 支 店	1 電信及び電話施設の保全に関すること。 2 災害非常電話の取扱い、気象警報の伝達に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社 太 田 支 社	1 電力施設の保安の確保に関すること。 2 電力の供給の確保に関すること。
日本郵便株式会社 桐 生 郵 便 局 日本郵便株式会社 大 間 々 郵 便 局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便はがきの無償交付、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関すること。
上野 土地 改 良 区 岡 登 堀 土地 改 良 区 待矢場両堰土地改良区 大間々用水土地改良区 早川 土地 改 良 区 群馬 用 水 土地 改 良 区	1 各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。
都 市 ガ 斯 事 業 者 (桐生瓦斯株式会社)	1 都市ガス施設の保安の確保に関すること。 2 都市ガスの供給の確保に関すること。
地 方 鉄 道 業 者 (東武鉄道株式会社) (上毛電気鉄道株式会社) (わたらせ渓谷鐵道株式会社)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 2 鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
(一社)群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。 2 被災地の交通の確保に関すること。
(一社)群馬県トラック協会 (桐 生 支 部)	1 貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
国 立 研 究 開 発 法 人 量子科学技術研究開発機構 (高崎量子応用研究所)	1 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関すること。

6 その他公共的団体等及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関 (株式会社 F M 桐生)	1 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底に関すること。 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 社会事業団体等による義援金品の募集配分への協力に関すること。
新田みどり農業協同組合	1 被害調査と応急対策に関すること。 2 被災者への融資のあっせん、資金導入計画に関すること。
桐生広域森林組合 わたらせ森林組合	1 森林地水による災害予防に関すること。 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備と管理に関すること。
桐生市医師会	1 災害時における医療、助産、救護に関すること。
各病院経営者	1 避難施設の整備と避難の訓練に関すること。 2 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 3 災害時における負傷者の収容保護に関すること。
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難の訓練に関すること。 2 災害時の収容者の収容保護に関すること。
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 2 義援金品の募集、配分に関すること。 3 災害時ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。
桐生商工会議所 桐生市新里商工会 桐生市黒保根商工会	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救助用物資復旧資材の確保についての協力あっせんに関すること。
金融機関	1 被災事業者に対する資金の融資その他の緊急措置に関すること。
学校法人	1 避難施設の整備と訓練に関すること。 2 被災時における教育対策に関すること。 3 被災施設の災害復旧に関すること。
燃料取扱機関	1 石油類、プロパンガス等の防災管理に関すること。 2 災害時における燃料供給に関すること。
自治会、自主防災会等	1 市が行う災害救助等についての協力に関すること。 2 義援金品の募集の協力に関すること。 3 自主防災組織の育成に関すること。

第4節 桐生市の概況及び過去の災害

本計画は、次のような本市の地勢上の特殊性や過去に発生した災害などを十分に考慮し、作成した。

1 地勢上の特殊性

本市は、関東地方の西北部を占めている群馬県の東端に位置しており、新里町(35.6km²)と黒保根町(101.5km²)の飛び地の地域を含め、総面積274.57km²の広さを持ち、市庁舎の標高は、108mであるが、市域は、標高70mから1,828mに広がっており、起伏に富んだ地域になっている。

市域は、四囲山々をめぐらした盆地の中にあり、東方に仙人岳(663m)を主峰とした山脈を境として栃木県佐野市、足利市と接し、南は、茶臼山(294m)を主として東西に連なる八王子丘陵を境として太田市、みどり市と接している。北西は、黒檜山(1,828m)を主峰とする赤城山にまで達し、前橋市、沼田市など接し、北は、根本・三境(いずれも1,000m以上)の山脈を境として、みどり市の山間地帯と接している。

河川については、渡良瀬川と桐生川が市内を貫流し、梅田、広沢、川内、菱、新里、黒保根の各町には、それぞれ中小河川が流れ、大雨のときには、氾濫する可能性も否定できない。地質は、一般に岩石、泥土よりなっていて比較的硬質であり、北部の山間地は、古成層で、市街地は、洪積層となっており、赤城山麓は、火山灰土洪積層が緩やかに展開している。

市域の7割以上を山林が占めることから、乾期には、山林火災への心配があるほか、急傾斜地を多く抱える地形であることから、大雨による山崩れや増水による被害が懸念される地域もある。

2 過去の災害

(1) 過去の災害

年月日	降雨量 (mm)	災害種別	摘要
明治 2. 7. 13		大風雨	渡良瀬川洪水
3. 7. 18		大洪水	渡良瀬川堤防破壊 赤岩より新川分流
5. 9. 9		大雷雨	渡良瀬川洪水 須永村で3名押し流される
9. 6. 23			渡良瀬川洪水
11. 6.			"
13. 7.			"
18.			"
21. 7. 15			渡良瀬川、桐生川洪水
21. 7. 25		強雷雨	桐生川保井堤流失 今泉辺床上浸水 渡良瀬川洪水
22. 7.			渡良瀬川洪水
23. 7. 23			新宿沿岸堤防決壊
23. 8. 23			一本木村堤防決壊 新川氾濫
24. 7.		大嵐大雨	渡良瀬川洪水
27. 8.			新川架設水桶橋流失 織物会社西裏堤防決壊浸水

年月日	降 雨 量 (mm)	災 害 種 別	摘要
30. 9. 8			渡良瀬川、桐生川洪水
31. 9. 6- 7			大字一本木地先堤防破壊
35. 9. 25		暴 風 雨	境野村三ツ堀辺床上浸水
39. 7. 19			渡良瀬川、桐生川増水
40. 8. 25			広沢村三唐川用水路破壊
42. 7. 13			山田橋流失
43. 8. 2			渡良瀬川洪水 被害激甚
大正 3. 8. 13			新田堀引入口付近河身転変
5. 7. 29			渡良瀬川洪水
11. 8. 25			〃
13. 8. 13		強 い 風 雨	〃
昭和 5. 7. 30		大 暴 風 雨	〃
13. 9. 1			桐生川沿岸被害激甚
22. 9. 15	112.5	カスリーン台風	渡良瀬川、桐生川大洪水 新川沿岸、境野方面被害激甚
23. 9. 16	225	アイオン台風	間の島堤防決壊
24. 9. 1	100	キティ台風	大字如来堂渡良瀬川堤防決壊
平成 25. 9. 16		台風 第 1 8 号	竜巻の発生に伴う被害
26. 2. 14		大 雪	南岸低気圧と上空の寒気により大雪
26. 4. 15		林 野 火 災	菱町二丁目一色地内 黒川ダム付近
29. 10. 21- 23	桐生：182.5	台風 第 2 1 号	菱町地城等で土砂災害発生
令和元. 10. 11- 13	桐生：242.5 黒保根：261.5	令 和 元 年 東 日 本 台 風	土砂流出や倒木など多数発生

(2) 被害状況

[昭和22年9月] カスリーン台風 被害状況

人 的 被 害	死者	146人	土地 被 害	田	192町9反	家 畜 被 害	馬	2頭
	重軽傷者	167人		畠	98町3反		豚	1頭
	り災者	58,075人		山林原野	9町7反		鶏・うさぎ	17匹
住 家 被 害	流出	213戸	農 作 物 被 害	水稻	192町9反	道路決壊	49か所	
	全壊	139戸		陸稻	9町7反		橋梁流出	15か所
	半壊	461戸		大豆	2町7反	橋梁流出延長	469.8m	
	床上浸水	4,929戸		野菜	42町6反		用水路流出延長	4,083.64m
	床下浸水	6,614戸		その他	13町7反			

[平成25年9月] 台風第18号 被害状況

人 的 被 害	死 者	0人	住 家 等 被 害	全 壊	0件
	行方不明者	0人		半 壊	0件
	重傷者	0人		一部破損	6件
	軽傷者	0人		非住家被害	2件
自主避難による避難者		2人	自主避難による避難所開設		1か所
16日(月)午前2時20分頃、桐生市とみどり市で発生した突風は、前橋地方気象台により竜巻と推定された。 竜巻の強さは藤田スケールでF1と推定され、被害範囲は長さ約5km、幅は約200m					

[平成26年2月] 大雪 被害状況

人 的 被 害	死 者	0人	住 家 等 被 害	全 壊	0件
	行方不明者	0人		半 壊	0件
	重傷者	0人		一部破損	0件
	軽傷者	2人		非住家被害	1件
自主避難による避難者		0人	自主避難による避難所開設		0か所
桐生市災害警戒本部設置 低気圧と上空の寒気の影響により、群馬県では、14日(金)朝から雪が降り始め、本市では、最深積雪が45cm。（群馬県危機管理室「平成26年2月の大雪に係る対応状況検証報告書」より）					

[平成26年4月] 林野火災 被害状況

人の被害	死 者	0人	住家等被害	全 壊	0件
	行方不明者	0人		半 壊	0件
	重傷者	0人		一部破損	0件
	軽傷者	0人		非住家被害	0件
自主避難による避難者		0人	自主避難による避難所開設		0か所
桐生市災害対策本部設置 4月15日(火)深夜に菱町二丁目地内で発生した林野火災は、桐生市側191ha、足利市側72haを焼損し、5月2日(金)鎮火となる。 被害額：5億7千万円(市有林 4億5千万円、民有林 1億2千万円) ※桐生市側の被害額					

[平成29年10月] 台風第21号 被害状況

人の被害	死 者	0人	住家等被害	全 壊	1件
	行方不明者	0人		半 壊	2件
	重傷者	0人		一部破損	2件
	軽傷者	0人		非住家被害	1件
桐生市災害対策本部設置 21日から23日にかけて、台風や前線の影響により、市内は大雨や強風に見舞われ、菱町地域等で土砂災害が発生した。アメダス(桐生)降水量：合計182.5mm、最大1時間雨量44.0mm					

[令和元年10月] 令和元年東日本台風(台風第19号) 被害状況

人の被害	死 者	0人	住家等被害	全 壊	0件
	行方不明者	0人		半 壊	1件
	重傷者	0人		一部破損	4件
	軽傷者	0人		床上浸水	0件
開設避難所数		28か所		床下浸水 (非住家を含む)	3件
総避難者数		2,057人		非住家被害 (半壊以上)	0件

令和元年東日本台風(台風第19号)は10月12日午後7時前に大型で強い勢力で伊豆半島付近に上陸し、関東地方を通り13日未明に東北地方の東海上に抜けた。アメダスの観測値で総降水量は桐生で242.5mm、黒保根で261.5mm(11日午前0時～14日午前0時)、最大瞬間風速22.2m/s(桐生/12日午後10時18分)を観測。土砂流出や倒木など多数発生した。

- ・桐生市災害警戒本部 設置：11日午前11時
- ・桐生市災害対策本部 設置(警戒本部から切替え)：12日午後1時30分
- ・土砂災害警戒に関する避難準備・高齢者等避難開始 発令：12日午後2時
- ・大雨特別警報(土砂災害)発表：12日午後6時05分
- ・土砂災害警戒に関する避難勧告 発令(避難準備から切替え)：12日午後6時10分
- ・大雨特別警報(土砂災害、浸水害)更新：12日午後8時12分
- ・桐生川の氾濫警戒に関する避難勧告 発令：12日午後9時20分
- ・大雨特別警報(土砂、浸水)から大雨警報(土砂、浸水)へ切替え：13日午前0時10分
- ・全ての避難情報の解除：13日午前9時
- ・桐生市災害対策本部 廃止：13日午前11時30分

第1部 災害予防

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大雨、強風又は大雪に見舞われても、それに耐えられる都市をつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める
- 住民の防災活動を推進する

特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

第1章 風水害・雪害に強いまちづくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(基本法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

このため、市は、県、指定地方公共機関及びその他防災関係機関と密に連携して、次の計画の実現に向けて努力する。

第1節 河川事業の推進

河川管理者(都市整備部、県県土整備部、関東地方整備局)

1 砂利採取事業の規制

砂利採集についての規制により、洪水時において橋梁護岸の危険箇所等重要な構築物が危険となる場合は、県と連絡を取り対策を講じるものとする。

2 洪水予報河川、水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定等の推進

- (1) 国(国土交通省)又は県(河川課)は、『水防法』に基づき、流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を「洪水予報河川」として、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を「水位周知河川」として、それぞれ指定するものとする。
- (2) 国(国土交通省)又は県(河川課)は、『水防法』に基づき、「洪水予報河川」「水位周知河川」(以下「洪水予報河川等」という。)について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表し、市に通知するものとする。また、県(河川課)は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。
- (3) 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者及びその他の者へ周知するものとする。
- (4) 市及び県(河川課)は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

第2節 砂防事業の推進

共創企画部、都市整備部、県(県土整備部)、関東地方整備局

1 土砂災害危険区域の指定の推進

- (1) 県(砂防課)及び関東地方整備局は、砂防事業の推進を図るため、相互に協力し、土石流の危険性の高い区域及び地すべりの危険性の高い区域を関係法律に基づく災害危険区域に指定するよう努めるものとする。
- ア 土石流…『砂防法』に基づく「砂防指定地」
イ 地すべり…『地すべり等防止法』に基づく「地すべり防止区域」
- (2) 県(砂防課)は、砂防事業の推進を図るため、崩壊の危険性の高い急傾斜地を『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」に指定するよう努めるものとする。
- (3) 県(砂防課)は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する基礎調査を行い、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を行うものとする。市は、県から意見を求められた際は、回答に協力するものとする。
- (4) 市は、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」について、県(砂防課)から必要な情報提供、助言等を受けつつ、土砂災害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (5) 市及び県(砂防課)は、住民が自らの地域の土砂災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい土砂災害リスクの提供に努めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 2-2 土石流危険渓流一覧表
同 2-3 地すべり危険箇所一覧表
同 2-4 急傾斜地崩壊危険区域一覧表
同 2-5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
同 2-9 災害危険区域に関する類似用語の説明
同 2-10 土砂災害警戒区域等の指定状況
同 2-11 土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表

第3節 山地防災事業の推進

産業経済部、県(環境森林部)、関東森林管理局

1 地すべり防止区域の指定の推進

県(森林保全課)及び関東森林管理局は、山地防災事業の推進を図るため、相互に協力し、地すべりの危険性が高い区域を『地すべり等防止法』に基づく「地すべり防止区域」に指定するよう努めるものとする。

2 山地防災事業の推進

県(森林保全課)及び関東森林管理局は、「山地災害危険地区」(山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区・地すべり危険地区)における土砂災害を未然に防止するため、「森林整備保全事業計画」に基づき、それぞれが管轄する区域において、治山施設の設置、地すべり防止施設の整備等を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるとともに、山地災害危険地区の周知等総合的な山地灾害対策を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策・森林整備等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、関係者と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

3 流木の被害防止対策

貯木場等木材を常置する施設では、洪水の際、流木による被害は甚大であるので、絶えず増水時を予想し流木の実態を考究し、これに対応するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 山地の木材搬出土場

なるべく流木のおそれのない所を選ぶべきであるが、増水期には、土場の在荷ができるだけ減ざるとともに、流木の防止柵ワイヤーロープ等を用いて固定する等万全の措置を図るものとする。

(2) 河川に近い貯木場

河川に面した所は避けるとともに、増水期には貯木量を減じ、河川の氾濫に備え流木防止柵を設けるほか、防止くいワイヤーロープ等により木材の流出を防止するよう措置すること。その他山崩れ、河岸浸食による流出及び廃材等についても十分な措置を施すものとする。

本節の関係資料

- 資料編 2-3 地すべり危険箇所一覧表
- 同 2-7 山地災害危険地区数一覧表
- 同 2-9 災害危険区域に関する類似用語の説明

第4節 農地防災事業の推進

産業経済部、地域振興整備局、県(農政部)、関東農政局、農業用用排水施設管理者

1 地すべり防止区域の指定の推進

県(農村整備課)及び関東農政局は、農地防災事業の推進を図るため、相互に協力し、地すべりの危険性が高い区域を『地すべり等防止法』に基づく「地すべり防止区域」に指定するよう努めるものとする。

2 ため池等整備事業等の推進

- (1) 県(農村整備課)及び農業用用排水施設管理者は、農業用のため池、ダム、用排水路等の損壊による水害の発生を未然に防止するため、それぞれが管理する施設の補強工事又は改修工事、ため池の統廃合等について、危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。
- (2) 市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から防災重点ため池として、ハザードマップの作成等により、住民等に適切な情報提供を図るものとする。

本節の関係資料

- 資料編 2-3 地すべり危険箇所一覧表
同 2-9 災害危険区域に関する類似用語の説明
同 2-12 防災重点ため池一覧表

第5節 雪害の予防

共創企画部、都市整備部、地域振興整備局、消防本部、県(県土整備部、環境森林部、総務部)、警察、関東地方整備局、関東森林管理局、道路管理者、鉄道事業者

1 雪害に強いまちづくり

市及び県は、地域の特性に配慮しつつ、雪崩災害、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強いまちづくりを行うものとする。

2 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。

特に、集中的な大雪に対して、道路管理者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

3 建設事業者の健全な存続

市及び県(道路管理課)は、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

4 除雪計画等の策定

(1) 基本的な方針の策定

道路管理者及びその他関係機関は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項に考慮した基本的な方針を定めておくものとする。

- ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制
- イ 優先して除雪作業を行うべき区間
- ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施
- エ 道路管理者間の道路交通規制情報の共有
- オ 道路利用者等に対する情報提供
- カ 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者とその他関係機関の相互協力

(2) 各道路管理者による除雪計画の策定

道路管理者及びその他関係機関は、(1)以外の降雪時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項に考慮した基本的な方針を定めておくものとする。

- ア 冬期における道路除雪業務の委託業者による、主要道路、橋梁の除雪及び路面凍結解凍作業体制
- イ 上記以外の道路における、除雪及び路面凍結解凍作業体制
- ウ 孤立集落が発生するおそれがある地域等における、道路管理者とその他関係機関の相互協力

5 除雪(雪下ろしを含む)援助体制の整備

大雪時において、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯や母子家庭等については、個人による除雪作業がうまく進まない状況となる。さらに、今後は、除雪の担い手のいない空き家屋の増加も予測される。

このように個人では、対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティ、さらには市、県による対応も必要となってくる。

市は、平時から、大雪を想定して地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。

6 住民に対する大雪時の留意事項の周知

市、県(危機管理課ほか)、県警察、消防機関及び事業者等は、防災週間、防災等関連行事、各種研修等を通じ、住民や車両の運転者等に対し、風水害・雪害対策編第1部第3章第2節「防災思想の普及」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

大雪時には、次のことに留意して行動する。

(1) ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。

(2) 不要不急の外出は見合わせる。

(3) 自家用車の使用は極力避ける。

やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、スクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛ける。

(4) エンジンをかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。

(5) カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようする。

(6) 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。

(7) 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようする。

(8) 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。

(9) 協力し合って生活道路、歩道等を除排雪する。

(10) 雪崩に注意し、崖、川縁には近づかない。

本節の関係資料

資料編 2-7 山地災害危険地区数一覧表

同 2-9 災害危険区域に関する類似用語の説明

第6節 避難場所・指定避難所・避難路の整備

共創企画部、都市整備部、教育部、県(農政部、環境森林部、県土整備部、教育委員会)

1 避難場所及び指定避難所の整備

市及び県は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努めるものとする。

2 避難路等の整備

市及び県は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる道路、農道、林道、その他の道路の整備に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

本節の関係資料

資料編 6-1 避難所に関する類似用語の説明等

同 6-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

第7節 建築物等施設の安全性の確保

総務部、保健福祉部、都市整備部、教育部、県、施設管理者

1 防災上重要な施設の堅ろう化

市及び県は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害及び雪害に対する構造の堅ろう化を図るものとする。

- 1 災害対策本部が設置される施設(市役所等)
- 2 応急対策活動の拠点施設(市の事務所、警察署、消防署等)
- 3 救護活動の拠点施設(保健所、病院等)
- 4 避難施設(学校、体育館、公民館等)
- 5 廃棄物処理施設

2 防災建築物の整備

市街地における災害の防止を図り、併せて土地の合理的利用の増進及び環境整備改善に資するため総合的な都市計画を考慮して、建築物を建設する。

3 学校施設の整備

学校施設の災害予防については、学校建物の公共性、教育効果の向上等十分考慮し、災害発生を未然に防止するとともに、災害時には、避難施設としての重要な役割を持つことから、常時その防除措置を行って恒久的な災害予防に努めるものとする。

(1) 老朽建物の改築促進

- 老朽化した建物は災害の影響を受けやすいため、重点的に次により整備を促進する。
- ア 建築年が古いもの又は構造上危険と判定した老朽建物等は、国の改築年次計画に合わせ改築の促進を図る。
 - イ 改築に当たっては、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りの不燃性耐火構造化を図る。
 - ウ 校舎等の要補修箇所は、定期点検及び臨時点検を実施し、災害の防除に努めるものとする。

(2) 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設の被災により健全な施設や人畜に大きな被害が及ぶことがあるため、次のような施設については、常時十分な点検を実施し、災害の防除に努める。

- ア 国旗掲揚塔や野球のバックネット等、相当の高さ又は容量のあるものは、その健全度を確認し、危険と認められるものは必ず補強工事等を実施する。
- イ 比較的飛散のしやすい器具機械等については、常時格納できる体制を整える。
- ウ 災害防除のために必要な消防設備等の施設は、いつでも使用できるよう平時に整備する体制を整える。
- エ 建物以外の要補修箇所は、定期点検及び臨時点検を実施し、常時その補修又は補強に努め、災害防除施設及び設備の整備を期するものとする。

4 建築基準の遵守指導

市及び県(建築課)は、住宅を始めとする建築物の風水害及び雪害に対する安全性を確保するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

第8節 ライフライン施設等の機能の確保

総務部、市民生活部、水道局、県、

ライフライン事業者(電気、都市ガス、LPGガス、石油、通信サービス)、廃棄物処理事業者、公共機関

1 ライフライン施設等の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及び県は、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保を図るものとする。
 - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
 - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
 - ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、平常時より安定稼働ができるよう、適切な施設の保守に努めるものとする。
- (2) 市及び県は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。
- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 防災体制の整備

施設管理者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- | |
|-------------------------------------|
| 1 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。 |
| 2 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。 |
| 3 情報連絡体制を整備する。 |
| 4 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。 |

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) 施設管理者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 4-1 各種ライフライン担当連絡先一覧表
 同 15-1 市内清掃施設一覧表
 同 20-1 災害応援協定等一覧表

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

市、県及びその他防災関係機関は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。また、この避難支援対策と併せて、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。(以下、風水害・雪害対策編において、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」及び「災害発生情報」をまとめて「避難勧告等」という。)

市は、ためらうことなく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1節 避難誘導体制の整備

共創企画部、保健福祉部、子どもすこやか部、教育部、
県(総務部、生活こども部、県土整備部、教育委員会ほか)、県警察、消防機関、自主防災組織

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 市及び県(危機管理課・河川課)は、警報等を防災関係機関及び住民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておくものとする。
- (2) 市は、警報及び避難勧告等の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、防災行政無線、防災ラジオ、広報車等の整備を図るものとする。
- (3) 市及び県(危機管理課)は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、防災ラジオ、全国瞬時警報システム(J-ALE RT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- (4) 市、県及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、災害情報等を地図上に落とし込み、認識、共有を容易にする情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

2 避難誘導計画の作成

- (1) 市は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (3) 市は、消防機関及び管轄警察署等と協議して避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。
- (4) 市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に居住する住民に対して、台風が接近する場合など予め荒天が予想される際は台風接近前の早い段階で安全な地区に移動しておくことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (5) (3)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 避難勧告等の発令を行う基準
 - イ 避難勧告等の伝達方法
 - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - エ 避難経路及び誘導方法

- (6) 市は、避難勧告等について、県、河川管理者、水防管理者及び前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。
- 特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。
- (7) 市は、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- (8) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が多いことから、立ち退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。
- (9) 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積、地形、地域の実情等に応じて市を幾つかの地域に分割したうえで、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。
- (10) 市は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、ためらうことなく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- (11) 市及び県は、興行場、駅、その他の不特定かつ多数の者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。
- (12) 市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。
- (13) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

3 避難誘導訓練の実施

市は、消防機関及び警察機関等と協力して住民の避難誘導訓練を実施するものとする。

4 避難場所及び指定避難所等の周知

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知するものとする。

- | |
|------------------------------|
| 1 避難勧告等の発令を行う基準 |
| 2 避難勧告等の伝達方法 |
| 3 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区 |
| 4 避難経路 |
| 5 避難時の心得 |

5 案内標識の設置

- (1) 市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- (4) 市及び県は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

6 要配慮者への配慮等

- (1) 市は、避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。)を速やかに避難誘導するため、風水害・雪害対策編第1部第4章第1節により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市及び県(観光魅力創出課)は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 市及び県(私学・子育て支援課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (4) 市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|-----|-------------------------|
| 資料編 | 3-1 | 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表 |
| 同 | 3-2 | 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧表 |
| 同 | 6-2 | 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 |
| 同 | 6-3 | 桐生市災害避難勧告等の基準 |

第2節 災害危険区域の災害予防

共創企画部、保健福祉部、子どもすこやか部、産業経済部、都市整備部、教育部、県(県土整備部、環境森林部、農政部)、関東地方整備局、関東農政局、関東森林管理局、下水道管理者

土石流、山崩れ等による災害は、現在までのところ大きな災害はないが、一部市内と山間部においては、過去には小規模の山崩れもあり、土石流等により人家に対する被害も考えられるので、常時調査し、それをもとにその都度解決する。急傾斜による崩壊が発生するおそれがある箇所等の災害危険区域が市内に数か所あるので、関係者と協議のうえ防止事業等を推進する。

また、山間部等における自然斜面での崩壊危険地区については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、順次危険区域の指定及び崩壊防止工事を県及び関係者と協議しながら実施する。

1 災害危険区域の種類

災害危険区域の種類は以下のとおりである。

土木関係	治山関係
重要水防箇所	山腹崩壊危険地区
浸水想定区域	地すべり危険地区
土石流危険渓流	崩壊土砂流出危険地区
急傾斜地崩壊危険箇所	
地すべり危険箇所	
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	

2 住民等に対する危険性の周知

- (1) 市は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知するものとする。
なお、浸水被害については、浸水実績、浸水予想区域等の公表にも努めるものとする。
また、災害危険区域の点検等に際しては、地域住民の協力を得つつ実施するものとする。
- (2) 市は、鉄砲水による水難事故を防止するため、過去の災害履歴等から鉄砲水が発生するおそれの大きい渓流について、危険性を周知する看板の設置や周辺宿泊施設へのチラシの配布など、入山者への注意喚起に努めるものとする。

3 県からの情報の提供

市は、災害危険区域の位置、危険度等、警戒避難体制の整備に必要な情報の提供を県(河川課、砂防課、森林保全課、農村整備課)、関東地方整備局及び関東森林管理局に求めることができる。

4 土地利用の誘導

市及び県は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行う。併せて災害危険区域からの住宅移転事業等を推進する。

5 浸水被害拡大防止用資機材の備え

市、関東地方整備局、関東農政局及び県(河川課)は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努めるものとする。

6 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (2) 市は、『水防法』に基づき、洪水浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)の指定があったときは、地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。
- (3) 市は、県、河川管理者、水防管理者及び前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

7 ハザードマップの作成

- (1) 浸水想定区域をその区域内に含む市は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地を住民に周知するため、これら事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。
なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な行動が取れるよう十分に説明するものとする。
- (2) 土砂災害警戒区域をその区域に含む市は、地域防災計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。
なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な行動が取れるよう十分に説明するものとする。
- (3) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際して、居住する地域の災害リスクや避難に関する情報の意味の周知に努める。また、住民が自宅に留まった場合、命の危険があるかどうかの確認をし、自宅では安全確保に限界がある住民については、指定緊急避難場所、近隣の堅牢な建物の上階、安全な地区にある親戚・知人宅への避難や安全な地区での車中避難等、周辺の状況に応じた多様な対応方法への理解促進に努めるものとする。

8 要配慮者への配慮

- (1) 市は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者及び乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- (2) 市は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 2-1 重要水防箇所一覧表
同 2-2 土石流危険渓流一覧表
同 2-3 地すべり危険箇所一覧表
同 2-4 急傾斜地崩壊危険区域一覧表
同 2-5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
同 2-7 山地灾害危険地区数一覧表
同 2-8 宅地造成工事規制区域図
同 2-9 災害危険区域に関する類似用語の説明
同 2-10 土砂災害警戒区域等の指定状況
同 2-11 土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表
同 3-1 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表
同 3-2 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧表
同 6-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表
同 6-3 桐生市災害避難勧告等の基準

第3節 災害未然防止活動体制の整備

共創企画部、都市整備部、公共施設の管理者、水防管理者、ダム・せき・水門等の管理者、下水道管理者、道路管理者、鉄道事業者、前橋地方気象台

1 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

2 水防活動体制の整備

水防管理者は、平常時から水防活動の体制を整備し、必要な資機材の備蓄を行うとともに、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

3 大雪に対する道路管理体制の整備

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者を始め県及びその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。また、道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。

4 鉄道の安全運行体制の整備

市は、台風の接近・上陸時等における安全確保のための計画的な運転の休止に備え、県(交通政策課)及び鉄道事業者との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。

5 気象情報の効果的利活用体制の整備

市は、特別警報・警報・注意報等の気象情報について、避難勧告等の基準設定等防災体制の整備に際して、前橋地方気象台及び県に助言を求めることができる。

本節の関係資料

- 資料編 7-3 水防倉庫及び備蓄資材
- 同 5-2 気象等に関する特別警報の発表基準
- 同 5-3 警報・注意報発表基準

第4節 情報の収集・連絡体制の整備

共創企画部、総務部、都市整備部、県(総務部、県土整備部)、その他防災関係機関

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 災害危険区域における情報の収集及び伝達等

(1) 情報の内容

災害危険区域内における地表水、湧き水、亀裂、竹木等の傾倒等の有無、人家等の損壊等の現象などとする。

(2) 情報の収集及び伝達

市は、災害の発生するおそれがある場合、又は気象警報等が発表された場合には、地元消防団員、自治組織等と連携し、情報の収集及び伝達を図るものとする。

なお、土砂災害警戒区域等については、当該区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達手段について定めておくものとする。

さらに、当該区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設ごとに土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めておくものとする。

(3) 降雨量の観測

ア 方法

消防本部及び新里支所に設置されている観測施設により測定するとともに、気象庁及び国土交通省が設置した施設による観測データを収集し、活用する。

イ 時間

(ア) 雨量の測定開始時期は、前橋地方気象台より大雨洪水注意報などが発表されたときとする。

(イ) 警戒体制に入ってからの測定間隔は、30分から1時間ごととする。

2 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

市及びその他防災関係機関は、災害が各機関の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

(1) 市は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備するものとする。

(2) 市は、防災行政無線、防災ラジオ、全国瞬時警報システム(J-ALE RT)その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

(3) 市、県及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、災害情報等を地図上に落とし込み、認識・共有を容易にする情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

4 多様な情報の収集体制の整備

(1) 市は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかにインターネット、無人航空機等による情報収集体制を整備するものとする。

(2) 市及び県(危機管理課、道路管理課、砂防課)は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

5 情報の分析整理

市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 5-1 気象台の観測所

第5節 通信手段の確保

共創企画部、消防本部、県(総務部)、電気通信事業者、その他防災関係機関

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。このため、市、県、電気通信事業者及びその他防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

市、県(危機管理課)、電気通信事業者及びその他防災関係機関は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

2 災害時優先電話の指定

市、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話㈱群馬支店及び㈱NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

3 代替通信手段の確保

市、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。なお、市においては、一般加入電話の代替通信手段として、次の無線系の通信手段を備えるものとする。

(1) 防災行政無線

県、他市町村、消防本部及びその他防災関係機関との間で使用する。

(2) 国及び他都道府県との無線系通信手段

ア 中央防災無線(～中央省庁)

イ 地域衛星通信ネットワーク(～総務省、都道府県等)

ウ 国土交通省水防無線(～国土交通省、他都道府県)

(3) 衛星携帯電話

市、消防本部、県(危機管理課)及び防災航空センターにおいて保有する。

4 通信の多ルート化

市及び県(危機管理課)は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災無線を接続すること等により災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

5 通信訓練への参加

市、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第6節 職員の応急活動体制の整備

全ての部局、県、その他防災関係機関

災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底しておくことが必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

市は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

- (1) 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- (2) 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- (3) 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

市は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。

3 市における職員の応急活動体制の整備

市は、次により職員の応急活動体制の整備を図るものとする。

- (1) 毎年、所属ごとに動員計画表及び動員連絡系統図を作成し、当該内容を職員に周知する。
- (2) 「災害対応マニュアル」を作成し、これを全職員に配布する。
- (3) 定期的に、非常招集訓練を実施する。
- (4) 定期的に、新規採用職員研修において、災害対策に関する研修を行う。

第7節 防災関係機関の連携体制の整備

共創企画部、総務部、都市整備部、消防本部、県(総務部ほか)、県警察、消防機関、その他防災関係機関

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては実効性の確保に留意する必要がある。

1 市における受援・応援体制の整備

- (1) 市は、基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。その際、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結についても考慮することとする。
また、市は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口を始めとする必要事項を受援計画等に定めておくなどの準備を行うものとする。
なお、本市における相互応援協定の締結状況は資料編20-1のとおりである。
- (2) 市は、避難勧告等を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関(前橋地方気象台、河川管理者等)又は県(河川課、砂防課、各土木事務所等)に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
- (4) 市は、国や県及び他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- (5) 市は、県と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。
- (6) 市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

2 消防本部における応援体制の整備

- (1) 消防本部は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防本部との間での応援協定締結に努めるものとする。
なお、群馬県では、昭和50年に県内の全消防本部が相互応援協定を締結し、平成30年に再締結した。
- (2) 消防本部は、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 自衛隊との連携体制の整備

市は県(危機管理課)を通じて、自衛隊(陸上自衛隊第12旅団)への災害派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

4 一般事業者等との連携体制の整備

市、県及びその他防災関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、その実効性の確保に留意するものとする。

5 救援活動拠点の整備

市及び県は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

6 円滑な救助の実施体制の構築

市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

7 水災に対する連携体制の構築

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国(河川事務所)及び県(河川課)が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者及び利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

本節の関係資料

- 資料編 1－1 防災関係機関一覧表
- 同 10－1 群馬県防災航空センター応援要請
- 同 10－2 広域航空消防応援等要請
- 同 10－3 自衛隊の災害派遣要請等様式
- 同 12－2 輸送拠点一覧表
- 同 13－1 ヘリポート予定地一覧表
- 同 20－1 災害応援協定等一覧表

第8節 防災中枢機能等の確保

共創企画部、県(総務部、県土整備部)、公共機関、その他防災関係機関

1 防災中枢機能の整備

- (1) 市は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- (2) 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

市は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るために、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点等の整備

- (1) 市及び県は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。
- (2) 市及び県は、道路及び都市公園等に県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。

4 市における防災中枢機能の確保

市は、次により防災中枢機能を確保するものとする。

- (1) 市庁舎3階の特別会議室に、災害対策本部室及び防災通信室を設置する。
- (2) 事務局室等において次の情報通信システムの総合的な管理・運用を行う。
 - ア 防災行政無線(個別受信機を含む。)
 - イ 防災ラジオ放送卓
 - ウ 消防防災無線
 - エ 地域衛星通信ネットワークシステム
 - オ 防災情報提供システム
 - カ 群馬県総合防災情報システム
- (3) 市庁舎には、非常用電源を備える。
- (4) 市庁舎が使用不可能となった場合に備え、桐生市市民文化会館を代替とする。

5 災害時の業務を支援するシステムの検討、推進

災害時の混乱状況の中、避難情報提供、被害状況収集、救助活動支援、支援物資管理等をシステム面から支援するため、各種情報システムやネットワークの保守、回復等の体制整備、システムの充実、改善策等を検討し、実現に向けた計画と実施に努める。

6 公的機関等の業務継続性の確保

市及び県(危機管理課)等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(B C P)の策定により、業務継続性の確保を図るものとする。この計画の策定に当たっては、市の行政サービスのうち、継続すべきものは一定のレベルを確保するとともに、早期の復旧を実現するため、部局ごとに優先業務を洗い出し整理するものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

特に、市及び県は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、食料・水・電気等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第9節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備

保健福祉部、消防本部、消防機関、県警察、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、
自主防災組織、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、その他の医療機関

1 救助・救急活動体制の整備

- (1) 市は、救助工作車、救急車等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。
- (2) 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、市及び県(危機管理課)は、これを資金面で支援するものとする。

2 医療活動体制の整備

市は、市内の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、県の災害派遣医療チーム(以下「DMA T」という。)との連携体制の整備など、医療救護体制を平時から整備する。(※DMA T : Disaster Medical Assistance Team)

(1) 災害拠点病院の整備

- ア 桐生保健医療圏においては、桐生厚生総合病院が地域災害拠点病院として指定されている。
- イ 災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMA Tの派遣機能を有するものとする。
特に、基幹災害拠点病院については、大規模災害時における航空搬送拠点となる臨時医療施設(SCU)としての機能を発揮するために、防災ヘリコプターや自衛隊の大型ヘリコプター等、複数機が駐機、離発着できる相当規模のスペースを確保するものとする。
また、除染設備・防毒マスク等特殊災害に対する医療活動に必要な設備整備も促進していく。
- ウ 群馬DMA Tは群馬DMA T指定病院及び群馬DMA T指定組織に所属する災害派遣医療チームをもって編成する。

(2) 救護班の整備

桐生市医師会等の協力を得て、救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について協議・調整を図る。

(3) 桐生地域災害医療対策会議の設置

- ア 県(桐生保健福祉事務所(桐生保健所を含む。以下同じ。))は、桐生地域における災害医療対策を協議するため、桐生地域災害医療対策会議を設置する。
- イ 桐生地域災害医療対策会議は、桐生市、みどり市、桐生市医師会、医療機関、消防及び桐生保健福祉事務所で構成する。
- ウ 桐生地域災害医療対策会議では、災害時には指定避難所等での医療ニーズの把握・分析、DMA Tや救護班の受入調整を行い、平時には地域の災害医療対策の検討や関係機関の連絡確保を図る。

(4) 医薬品、医療資機材の備蓄等

市、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、災害拠点病院は、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

(5) 医師会及び災害拠点病院等との協力体制の確立

市は、一度に多数の傷病者が発生した場合、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、桐生市医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制を整備する。

また、日本赤十字社群馬県支部及び災害拠点病院である桐生厚生総合病院と協力し、赤十字医療救護課の救護所等への派遣並びに傷病者の受入れについての連絡体制を確立するとともに、D M A Tとの連絡体制の整備に努める。

(6) 消防本部と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防本部と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(E M I S)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

イ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、迅速な治療の観点では被災地に近い医療機関への搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合には遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防本部は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図るものとする。

ウ 市は、県(医務課)と協力し、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適當な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構)と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ(緊急性判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

(7) 災害医療の研究

日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修を推進するものとする。

3 後方医療体制の充実

市内の災害拠点病院である桐生厚生総合病院との連携のほか、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

(1) 医療機関との協力体制の確立

市内病院を中心に、各医療機関が多数の傷病者発生に対応できるよう、連絡体制を整備する。

(2) 搬送体制の整備

広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について関係機関との協議に努める。

(3) 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資機材等の応援要請がスムーズに進み、桐生市医師会及び災害拠点病院等と連携した医療活動が実施できるよう、平時から医療体制づくりに努める。

4 保健医療活動の調整機能の整備

市及び県(健康福祉課、桐生保健福祉事務所)は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等保健医療活動の総合調整の実施体制整備に努めるものとする。

5 消火活動体制の整備

(1) 消防水利の多様化

市は、災害による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 関係機関等との連携強化

市は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(3) 消防用機械・資機材の整備

市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 11－1 医療機関一覧表
- 同 12－1 輸送拠点一覧表
- 同 13－1 ヘリポート予定地一覧表
- 同 14－1 災害備蓄品等備蓄状況
- 同 20－1 災害応援協定一覧表

第10節 緊急輸送活動体制の整備

共創企画部、都市整備部、県(県土整備部、総務部)、県警察、道路管理者

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、ヘリポート等)及び輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース)が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

市及び県(危機管理課)は、トラックターミナル、卸売市場、運動場、展示場、体育館及びその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

2 ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、市及び県(消防保安課)は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

- (1) 大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県(道路管理課、道路整備課、都市計画課、危機管理課、医務課)により、県警察及び道路管理者等と協議のうえ、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性の向上が図られている。なお、市においては、同ネットワークの機能を補完する道路の選定に努めるものとする。
- (2) 同ネットワークにおいては、次の緊急輸送道路を指定しておくものとする。
 - ア 第1次緊急輸送道路
 - (ア) 群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路
 - (イ) 県内の広域的な連携を確保する国道や主要な県道、市町村道
 - (ウ) これらの路線と第1次防災拠点を連絡する道路
 - イ 第2次緊急輸送道路
 - (ア) 県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路
 - (イ) 第1次緊急輸送道路と第2次緊急輸送道路を連絡する道路
 - ウ 第3次緊急輸送道路
 - 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

4 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を図るものとする。

5 道路の応急復旧体制等の整備

- (1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
- (3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。
- (4) 道路管理者は集中的な大雪に備え、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタショベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

6 運送事業者等との連携

市及び県(危機管理課)は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷さばき及び輸送に係る協定の締結などにより、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務などへの運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 12-1 輸送拠点一覧表
同 13-1 ヘリポート予定地一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第11節 避難の受入体制の整備

共創企画部、市民生活部、保健福祉部、子どもすこやか部、都市整備部、教育部、県(県土整備部)

1 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

- ア 市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。
- イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- ウ 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

2 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

- ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

ア 市は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

イ 市は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進めるものとする。

ウ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるとともに、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。

エ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(5) 物資の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具(LPGガスやカセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(6) 運営管理に必要な知識の普及

指定避難所の運営管理については、地域住民、市職員及び施設管理者が協働で行うものとする。そのために市は、三者協働による指定避難所の運営管理ができるよう必要な知識普及、避難所運営についての理解促進及び住民の体制整備への協力に努めるものとする。

(7) 福祉避難所

市は、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

3 案内標識の設置

- (1) 市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- (4) 市及び県は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

4 自主避難所

- (1) 市は、台風の接近が予想される際や大雨により、洪水や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき、事前に避難を希望する人を受け入れるための施設を自主避難所として選定し、住民への周知に努めるものとする。
- (2) 市は、気象等の状況により避難情報を発令する際は、開設した自主避難所を一次避難所へ移行することができる。

5 家庭動物同行者の避難場所の選定

市は、台風や大雨など、自宅外への退避の期間が数時間から数日程度と、比較的短期間で済むと見込まれる災害の際に、家庭動物同行者が自家用車で避難し、車中にとどまることができる場所を選定し、住民への周知に努めるものとする。

また、家庭動物同行者の避難場所の選定に当たっては、災害及び二次災害のおそれのない場所とし、トイレ等の滞在に必要な設備にも留意するものとする。

6 応急仮設住宅等

- (1) 資機材の調達・供給体制の整備
市及び県(建築課)は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 用地供給体制の整備
市及び県(建築課)は、災害危険箇所等に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
- (3) 学校の教育活動への配慮
市及び県(建築課)は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ
市及び県(住宅政策課)は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|-------------------|
| 資料編 | 6-1 | 避難所に関する類似用語の説明等 |
| 同 | 6-2 | 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 |
| 同 | 14-1 | 災害備蓄品等備蓄状況 |
| 同 | 16-1 | 応急仮設住宅建設候補地一覧表 |
| 同 | 16-2 | 住宅資材等の調達先及び建設業者 |
| 同 | 20-1 | 災害応援協定等一覧表 |

第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

共創企画部、産業経済部、水道局、県(総務部、健康福祉部、農政部、産業経済部)、住民

1 備蓄計画

- (1) 市は、地域の地理的条件や過去の災害、男女の違い等を踏まえ、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進するものとし、必要な食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の確保と供給ができない場合は、県(危機管理課)又は相互応援協定締結市町村などに対し応援を要請するものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 市及び県(危機管理課)は、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。

2 調達計画

市及び県(危機管理課、食品・生活衛生課、蚕糸園芸課、ぐんまブランド推進課、産業政策課、経営支援課)は、相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 12-2 輸送拠点一覧表
同 14-1 災害備蓄品等備蓄状況
同 14-2 食料等の調達先一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第13節 広報・広聴体制の整備

共創企画部、県(知事戦略部、こども生活部ほか)、ライフライン事業者、放送・報道機関、その他防災関係機関

1 広報体制の整備

市、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

(1) 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

(2) 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況	交通規制の状況
二次災害の危険性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難勧告等の内容	各種相談窓口
避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区	住民の安否
避難時の注意事項	

(3) 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、同報系無線(戸別受信機)、防災ラジオ、広報車、インターネット、新聞、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ニアラート(災害情報共有システム)等

(4) 広報媒体の整備を図る。

広報車、同報系無線(戸別受信機)、携帯電話、ニアラート(災害情報共有システム)、IP通信網

(5) 災害時における報道要請及びその受け入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

2 広聴体制の整備

市、県(県民活動支援・広聴課ほか)、ライフライン事業者及びその他防災関係機関は、住民等からの問合せ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第14節 二次災害の予防

都市整備部、県(県土整備部)

1 被災建築物・宅地の応急危険度判定技術者の確保

市は、県が行う被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成・登録の施策の推進及び災害危険箇所の危険度を応急的に判定する体制の整備等に協力するものとする。

第15節 複合災害対策

共創企画部、都市整備部、県(総務部、県土整備部ほか)、県警察、消防機関、公共機関、その他防災関係機関

1 複合災害への備え

市、県及びその他防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

市、県及びその他防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができるない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

市、県及びその他防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部立ち上げ等実動訓練の実施に努めるものとする。

第16節 防災訓練の実施

全ての部局、県(総務部、県土整備部ほか)、警察、消防機関、公共機関、その他防災関係機関

市、県及びその他防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、N P O 法人・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。

1 群馬県総合防災訓練の実施

- (1) 県(危機管理課)は、広域的な見地から災害応急対策の円滑な実施を確保するため、県内市町村、その他防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとしており、市においては、その訓練に協力するものとする。
なお、県においては、「群馬県総合防災訓練」を県内の各市と共に毎年実施しており、その概要は次表のとおりである。

主催	県及び12市(持ち回り)
訓練会場	12市内(持ち回り)
参加・協力機関	県、警察本部、関係市町村、関係消防本部・消防団・婦人消防隊、水防協力団体、関係自主防災組織、陸上自衛隊第12旅団、指定地方行政機関、ライフライン関係機関、日本赤十字社群馬県支部、N P O 法人・ボランティア団体、地元住民、県・市との協定締結先機関、その他関係機関
訓練内容	関係機関の連携体制の強化及び防災意識の高揚を図る実践的な訓練として通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練

- (2) 市は、地域における第1義的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

2 防災関係機関の個別防災訓練の実施

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。

3 水防訓練の実施

市水防計画に基づき水防活動の完全実施を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するものとする。

- (1) 実施の時期
災害が予想される時期前の最も訓練の効果があるときを選んで実施する。
- (2) 実施地域
危険箇所等(例えば、洪水のおそれのある地域)において実施する。
- (3) 実施方法
図上又は実施について関係機関と連絡し実施する。なお、必要に応じ他の関連する訓練と併せ実施するものとする。

4 消防団員の教養訓練

消防団員は、ポンプ操法、規律訓練等を実施するとともに幹部団員を県消防学校に派遣し、幹部教育を実施する。

訓練内容は次のとおりである。

訓練内容	消防用機械器具取扱訓練、機関運用及び放水演習、災害応急対策訓練、非常招集訓練、通信連絡訓練、人命救助訓練、出動訓練、危険物火災防御訓練
------	---

5 避難等救助訓練の実施

- (1) 市及びその他防災関係機関は、本計画のうち関係する計画に基づき避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防消防等の災害防護活動と併せ、又は、単独で必要に応じ訓練を実施するものとする。
- (2) 学校、病院、社会福祉施設、工事事業所、作業所、百貨店及び運輸機関にあっては、避難についての施設を整備し、隨時訓練を実施するものとする。

6 その他の訓練

市は、応急対策を実施するため、おおむね次の事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため他の訓練と併せ、又は、単独で、必要に応じ、年1回以上適当な時期に訓練を実施する。

- | |
|----------------|
| 1 気象予警報の伝達 |
| 2 災害応急対策従事者の動員 |
| 3 災害情報等の通信訓練 |
| 4 防災行政無線通信訓練 |
| 5 非常招集訓練 |
- 災害発生時、職員が、迅速に登庁できるようにするため、非常招集訓練を実施する。

7 広域的な訓練の実施

市、県及びその他防災関係機関は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の都県及び市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

8 図上訓練の実施

市、県及びその他防災関係機関は、関係職員の状況判断能力等災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

9 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市、県及びその他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

- (2) 市、県及びその他防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

第3章 市民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、市に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要となることや、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には災害時に、近隣の負傷者・避難行動要支援者の救援や市が行う防災活動への協力など、防災に寄与することが求められる。

したがって、市は、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 災害被害を軽減する市民運動の展開

共創企画部、市民生活部、産業経済部、都市整備部、教育部、消防本部、住民

災害から安全・安心を得るために、公助、自助、共助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する必要がある。住民の自主的な防災組織が行う防災に資する活動の促進のため、市は、青年層・女性の自主防災組織への参加の促進や、住民が防災に関する教育訓練を受ける機会を得るための必要な措置を講ずるものとする。

1 自主防災組織の育成

市は、自治会等を単位として自主防災組織を育成するものとする。自主防災組織の行う事業は次のとおりとする。

- 1 防災知識の普及に関すること。
- 2 災害予防に関すること。
- 3 災害時における情報の収集及び伝達、救出、援護、避難及び誘導等に関すること。
- 4 火災発生時における初期消火活動に関すること。
- 5 防災訓練の実施に関すること。
- 6 防災資機材の備蓄に関すること。
- 7 その他の目的達成に必要なこと。

2 防災(減災)活動へのより広い層の参加

- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組
地域の祭りやスポーツイベント等における防災コーナーの設置など
- (2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
ハザードマップの確認や家具の固定など
- (3) 防災教育の充実
学校教育の充実
大学生の課外授業の促進
一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供
公民館の防災講座の開催など
- (4) 自治会長等から一人一人までの参加者への動機づけ

3 正しい知識を魅力的な形で分かりやすく提供

- (1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- (2) 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
実写やシミュレーション映像の活用
過去の災害体験談の収集、活用
郷土の災害史の継承(石碑やモニュメントの活用等)
防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

4 企業や家庭等における安全への投資の促進

- (1) 企業や家庭等における安全への投資の促進
- (2) 各事業所における防災意識の醸成
- (3) 事業継続計画(B C P)への取組の促進

5 より幅広い連携の促進

- (1) 企業と地域社会の連携
- (2) 国、大学、学校及び企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- (3) 災害に関する情報のワンストップサービス
- (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

6 市民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的実践

- (1) 市民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組みづくりの促進
- (3) 防災活動の優良な実践例の表彰
- (4) 人材育成のためのプログラム開発
- (5) インセンティブの拡大の検討

第2節 防災思想の普及

共創企画部、市民生活部、保健福祉部、子どもすこやか部、都市整備部、消防本部、教育部、
県(総務部、生活こども部、県土整備部、教育委員会ほか)、警察

1 防災知識の普及

市は、防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、住民及び市職員に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) 風水害及び雪害の危険性
- (2) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。
- (3) どんなに備えていても、災害時に適切に行動することは難しいことを自覚すること。
- (4) 浸水想定区域内、土砂災害警戒区域等内に居住する住民に関して、風水害リスクの高い地域に居住していることの覚悟を持つこと。
- (5) 早期避難の重要性
- (6) 家庭防災会議の開催
 - 災害への対応について、次の事項について日頃から家族で話し合いをしておく。
 - ア 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割
(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)
 - イ 家族間の連絡方法
 - ウ 避難場所、指定避難所及び避難路の確認
(避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内にとどまることも考える。)
 - エ 安全な避難経路の確認
 - オ 非常持ち出し品のチェック
 - カ 高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦等要配慮者の避難方法
 - キ 避難勧告等避難情報の入手方法
 - ク 負傷の防止や避難路確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ケ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (7) 非常持ち出し品の準備
 - ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料)
 - イ 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
 - ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等)
 - エ 携帯ラジオ
 - オ 照明器具(懐中電灯(電池は多めに)、ろうそく(マッチ、ライター))
 - カ 衣類(下着、上着、タオル等)
 - キ 自動車へのこまめな満タン給油

(8) 避難時の留意事項

ア 崖や川縁に近づかない。

イ 避難方法

徒歩で避難する。

携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。

ウ 応急救護

対応可能ながは、互いに協力し合って応急救護を行う。

エ 避難協力

自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

(9) 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、流言、飛語等に惑わされない。

市役所、消防署及び警察署等からの情報には絶えず注意する。

(10) 電話に関する留意事項

ア 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。

イ 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

2 理解しやすい防災情報の提供

市、県及び前橋地方気象台は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 学校教育による防災知識の普及

市は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童及び生徒の防災意識の高揚を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、防災教育を行うに当たって、防災を教えるだけでなく、防災を通じた実践教育を行うことのできる「防災が得意な教員」の育成に努めるものとする。

4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

5 防災訓練の実施指導

市は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

6 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

7 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

- (1) 被災時における男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。
- (2) 男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整に努めるものとする。

8 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努めるものとする。

9 被災地支援に関する知識の普及

市は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第3節 市民の防災活動の環境整備

共創企画部、市民生活部、保健福祉部、産業経済部、都市整備部、消防本部、
県(総務部、生活こども部、健康福祉部、産業経済部、県土整備部ほか)、
警察、消防団、事業者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、住民

1 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

市及び県(消防保安課)は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

(2) 水防団、水防協力団体の育成強化

市及び県(河川課)は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、N P O 法人、民間企業及び自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

(3) 自主防災組織の育成強化

市及び県(危機管理課)は、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。

ア　自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

イ　青年層・女性の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

(4) 自主防犯組織の育成強化

市及び県(消費生活課)は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

2 災害時におけるボランティア活動の環境整備

市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政、ボランティア、中間支援組織(N P O 法人・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)の連携体制を確立するものとする。

(1) 災害時におけるボランティア活動の啓発

市は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

市は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受け入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社及び社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受け入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

市は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度について検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(4) 行政・N P O法人・ボランティア等の三者連携

市は、行政・N P O法人・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂のボランティア等による処理体制

市は、社会福祉協議会及びN P O法人等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やN P O法人・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

3 事業所(企業)防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントが求められている。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(B C P)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(B C M)の取組を通じて、防災活動の推進に努めることが必要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市及び県が実施する事業所との協定の締結や、防災訓練の実施等防災施策の実施に協力するよう努める必要がある。

それに対し、市は次のことに努めるものとする。

- (1) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市及び県が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ市及び県と協定を締結するなど、平時から市及び県との連携に努める。
また、市及び県は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、また防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (2) 市は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に関わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、市及び県は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(B C P)策定支援及び事業継続マネジメント(B C M)構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
- (3) 市は、企業をコミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (4) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るために施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとし、市はその指導に当たる。
- (5) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとし、市はその指導に当たる。
- (6) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

- (7) 市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内に居住する住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内に居住する住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるとときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

共創企画部、保健福祉部、子どもすこやか部、消防本部、教育部、
要配慮者利用施設の管理者、県(総務部、生活こども部、健康福祉部、農政部、環境森林部、
県土整備部、教育委員会)、県警察、住民、自主防災組織、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、市、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

<用語の定義>

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

1 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、要配慮者のうち、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅の者のうち、次の要件に該当する者とする。

- ア 65歳以上の一人暮らし高齢者
- イ 要介護認定において要介護3以上の判定を受けている者
- ウ 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、1級又は2級に該当する者
- エ 療育手帳の交付を受けている者であって、A判定を受けている者
- オ その他支援を必要とする者

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する下記に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要配慮者に関する情報を集約するよう努める。

また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めるものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所

- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者となる者

- 避難支援等関係者となる者は、次に掲げるものとする。
- ア 自主防災組織
 - イ 自治会組織
 - ウ 民生委員・児童委員
 - エ 消防団

オ 避難支援等の実施に携わる関係者

(4) 情報の漏えいを防止するための措置

名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ウ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- オ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際して、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

2 避難行動要支援者名簿の提供及び緊急連絡体制の整備

- (1) 市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、市の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 市は福祉関係者等と連携して、在宅の避難行動要支援者が災害発生のおそれがあるときや災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。
また、市、県及び福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。

3 避難体制の強化

市は、在宅の避難行動要支援者の避難に関して、「桐生市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難勧告等の伝達体制の整備

市長が発令する避難勧告等が避難行動要支援者に迅速かつ正確に伝達できる手段・方法を整備する。

避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいることから、日常的に生活を支援する機関等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うこと。

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉、表現等で的確に伝わるよう、特に配慮するものとする。

(2) 避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難誘導員を始め、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 指定緊急避難場所から指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。

福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

4 環境整備

市は、不特定多数の者が利用する施設において、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を付記した指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

5 人材の確保

- (1) 市及び県は、要配慮者の支援に当たり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。
- (2) 市は、研修を通じて、災害時行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るために、国に協力するものとする。

6 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

この章において、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施 設 の 種 類
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
②介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護医療院、介護老人保健施設、通所リハビリテーション施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護施設、短期入所療養介護施設
③障害福祉サービス事業所 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所(附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む)】 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助
④障害者支援施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第12項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設
⑤障害者関係施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第21項、第22項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム
⑥身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第5条第1号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
⑦医療提供施設 【医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2第2号に基づく施設】 病院、診療所
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】
⑨その他 ア 【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設
イ 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校
ウ 【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第1号に基づく施設】 無料低額宿泊所
エ 【その他実質的に要配慮者が利用する施設】

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び雪害に対する安全性を確保するものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

ア 自施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等)の把握及び職員への周知

イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備

ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備

エ 施設周辺状況の確認(情報の収集)

オ 避難場所、指定避難所及び避難経路の確認

カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備

キ 市、消防機関及び警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備

ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備

ケ 防災訓練等防災教育の充実

コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄

サ 燃料の調達体制の確保

(4) 市及び県の支援

ア 市及び県は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜、地すべり、雪崩等)を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。

イ 市は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。

ウ 市は、要配慮者利用施設に避難勧告等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。

エ 市は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

7 消防本部及び警察機関の支援

消防本部及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、次の支援を行うものとする。

(1) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力及び連絡体制の整備を含む。)

(2) 避難行動要支援者が参加できる防災教育等の開催に努めること

8 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

9 防災教育及び啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット(外国語を付記した)等の配布を行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解促進に努める。また、日頃から近隣住民との付き合いや、地域の防災訓練等への積極的な参加を通じて、いざという時に住民同士が助け合える関係づくりの啓発に努める。

10 防災と福祉の連携

市及び県(健康福祉部)は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

11 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援等

(1) 要配慮者利用施設の指定

市は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設を適切に指定し、本計画において、これらの名称及び所在地について定めるものとする。

なお、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しを検討する。

(2) 避難確保計画の作成、報告等

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、当該計画に基づき、自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

(3) 要配慮者利用施設への気象情報等の伝達

市は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設の所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

さらに、当該施設の所有者又は管理者が、洪水予報等の情報伝達訓練を実施する場合には、これを支援する。

(4) 要配慮者利用施設における防災体制の整備支援

市は、要配慮者利用施設における防災体制の整備について、次の支援を行うものとする。

ア 要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性(洪水、土砂災害等)に関する情報の提供
イ 地震情報や防災気象情報の提供

ウ 避難勧告等の基準、避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供

エ 要配慮者利用施設に対する避難勧告等の伝達体制の整備

オ 緊急時における市と要配慮者利用施設との連絡体制の整備

カ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織、消防団等の協力を含む。)

キ 要配慮者利用施設における防災教育への協力

ク 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についての定期的な確認

(5) 要配慮者利用施設の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設における避難確保計画が未作成の場合には、所有者又は管理者に対し、作成に係る必要な指示を行う。なお、当該施設の所有者又は管理者が、指示に従わなかったときは、必要に応じてその旨を公表する。

本節の関係資料

- 資料編 3-1 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設
- 同 3-2 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設
- 同 6-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

第2節 園児・児童・生徒の帰宅対策

子どもすこやか部、教育部

1 災害時における園児・児童・生徒の帰宅方針

園児については、保護者による迎えがあるまで施設で待機させること、また、児童・生徒については、原則学校長の判断とし、事前に放課後児童クラブや保護者と協議のうえ決定することなどの決めを明確化する。また、家庭内での災害時の連絡方法などの話し合い(家庭防災会議)を行うよう推進を図るものとする。

本節の関係資料

- 資料編 3-1 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設
同 3-2 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設

第5章 その他の災害予防

第1節 孤立化集落対策

共創企画部、都市整備部、地域振興整備局、消防本部、
県(総務部、環境森林部、県土整備部)、警察、電気通信事業者、その他防災関係機関

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶により孤立化するおそれがある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

1 孤立化のおそれがある集落の把握

市は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握とともに、県、消防本部及び警察等関係機関と当該情報の共有化が常に図られるよう努めるものとする。

なお、孤立化のおそれがある集落は、次の事項を参考に想定する。

- (1) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (2) 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- (3) 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (4) 地すべり等土砂災害危険箇所及び雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (5) 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- (6) 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

(1) 市

ア 孤立化のおそれがある集落においては、集落の代表者(区長、町会長、消防団員等)を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。

また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。

イ 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。

エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。

オ 孤立化のおそれがある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話を配置する。

カ 孤立化のおそれがある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。

キ 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。

また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充に努める。

(2) 道路管理者(市及び県)

孤立化するおそれがある集落に通じる道路の災害危険箇所の防災工事に計画的に取り組む。

3 災害時における孤立化集落対策指針

孤立化集落対策については、この計画に定めるほか、事前対策から孤立化解消までの具体的な対策を定めた県の「災害時における孤立化集落対策指針」によるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 2-2 土石流危険渓流一覧表
- 同 2-3 地すべり危険箇所一覧表
- 同 2-4 急傾斜地崩壊危険区域一覧表
- 同 2-5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
- 同 2-7 山地災害危険地区一覧表
- 同 2-10 土砂災害警戒区域等の指定状況
- 同 2-11 土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表
- 同 13-1 ヘリポート予定地一覧表
- 同 14-1 災害備蓄品備蓄状況
- 同 20-1 災害応援協定等一覧表

第2節 災害廃棄物対策

市民生活部

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。
- (2) 市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (3) 市は、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開するなど、周知に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 15-1 市内清掃施設一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第3節 り災証明書の発行体制の整備

共創企画部、総務部、県(総務部)

1 り災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 市は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (4) 市は、県(危機管理課)が開催する住家被害調査担当者のための研修会への参加等により、災害時の住家被害調査迅速化に協力するものとする。

第4節 文化財の災害予防

産業経済部、消防本部、教育部、県(地域創生部)、警察

1 建造物等の予防対策

市は、指定文化財のうち、建物については防火、防犯の措置をとるものとし、次の事項については県(文化財保護課)、消防本部及び警察と協力して所有者、管理者等を指導し実施するものとする。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1 防火管理の体制を完備する。 | 8 避雷装置は、落雷状況を考慮し設置する。 |
| 2 環境の整理整頓を実施する。 | 9 消防用水の確保措置を講ずる。 |
| 3 火の使用を特に注意させ、場合によっては制限させる。 | 10 消防進入道路の確保をする。 |
| 4 火災危険の早期発見に努める。 | 11 防火塀、防火帯を設ける措置をとる。 |
| 5 火災警戒は特に厳重に行う。 | 12 防火壁、防火戸の設置を指導する。 |
| 6 消火設備を完備する。 | 13 自衛消防組織と訓練を実施する。 |
| 7 警報設備を完備する。 | 14 盜難、毀損等事故防止措置を講ずる。 |

2 保存地区の予防対策

市は、重要伝統的建造物群保存地区については、防火、耐震の措置に係る次の事項を文化庁、県(文化財保護課)、消防本部及び警察と協力して所有者、管理者等を指導し、実施するものとする。

- | |
|------------------------------|
| 1 総合的な防災計画を策定する。 |
| 2 火災危険の早期発見に努める。 |
| 3 初期消火や延焼防止を目的として防災施設等を整備する。 |
| 4 避難路を確保する。 |
| 5 建造物等の耐震補強等に努める。 |
| 6 住民による防災活動を支援する。 |
| 7 防災意識の啓発を図る。 |
| 8 初期消火体制等の充実に努める。 |

3 美術工芸品等の予防対策

美術工芸品等は、できる限り収蔵庫に保管し、収蔵庫は、耐火、耐震性のものとし、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置をとるよう指導する。

4 史跡、名勝、天然記念物等の予防対策

本節1及び2と同様の措置をとる。なお、災害の場合、人畜に被害の及ばぬよう平常管理を強化するよう指導する。

本節の関係資料

- 資料編 17-1 桐生市文化財マップ
同 17-2 市内文化財一覧表

第2部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1義的には市が当たり、県は、市を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、市及び県の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1章 災害発生直前の対策

風水害及び雪害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第1節 警報等の伝達

共創企画部、都市整備部、地域振興整備局、消防本部、前橋地方気象台、県(総務部、県土整備部)、その他防災関係機関

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び概要

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の概要及び種類は、次表のとおりである。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、最大級の警戒を呼びかける予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報	大雨特別警報 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合発表される。
	暴風特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	暴風雪特別警報 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報 大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

特別警報・警報・注意報の種類	概要
注意報	大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報 大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生又は冬期の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

- ※ 特別警報・警報・注意報は、その種類に関わらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。
- ※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
- ※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表する。

(2) 特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報は市町村単位で発表される。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



出典：「気象警報・注意報や天気予報の発表区域の図」（気象庁ホームページより）

2 気象業務法に基づく気象情報等

- (1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
- (2) 記録的短時間大雨情報
県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、群馬県気象情報の一種として発表される。(1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測・解析した場合)
- (3) 龍巻注意情報
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風が発生する可能性が高まったときに、群馬県を対象に発表される。(発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」、有効期間は、発表から1時間)また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっているとして、群馬県を対象に発表される。

3 消防法に基づく火災気象通報

- (1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県(危機管理課)に通報する。

- (2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行われる。
- ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。(乾燥注意報の発表基準と同じ。)
 - イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。(強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又は間もなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。)
 - ウ 実効湿度が60%以下で最小湿度が35%以下になり、平均風速が8m/s以上になる見込みのとき。
- (3) 火災気象通報は、天気予報等の発表区分に従い、群馬県南部、群馬県北部の2区域により行われる。

4 消防法に基づく火災警報

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものとする。

5 水防法に基づく洪水予報・水防警報

(1) 洪水予報

渡良瀬川、桐生川において洪水による被害の生じるおそれがある場合に、水防法第10条及び第11条に基づき、気象庁長官と国土交通大臣が共同で、又は、気象庁長官と群馬県知事が共同で発表する情報。

(2) 水防警報

渡良瀬川、桐生川の基準観測点の水位が水防団待機水位を超え、洪水による被害のおそれがある場合に、水防法第16条に基づき国土交通大臣又は県知事が発令する警報。

指定河川	基 準 観測点	計画高 水 位	氾濫 危険水位	避難判断 水 位	氾濫 注意水位	水防団待 機水位	発 表 機 関 (上段：洪水予報 下段：水防警報)
渡良瀬川	高津戸	8.54m	5.00m	4.40m	3.30m	2.20m	前橋地方気象台 渡良瀬川河川事務所*
桐生川	広見橋	4.00m	3.70m	3.00m	2.00m	1.70m	前橋地方気象台 渡良瀬川河川事務所
	上久方	—	4.58m	4.20m	3.10m	2.20m	— 知 事

* 渡良瀬川河川事務所は、国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所の略である。

6 気象業務法、基本法に基づく土砂災害警戒情報

- (1) 群馬県(砂防課)と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等更なる措置を検討する必要がある。
- (2) 土砂災害警戒情報の発表は、市町村単位で行われる。

- (3) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達される。
- (4) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものでないことに留意する。

7 水防活動用警報等

前橋地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する(水防活動用)警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

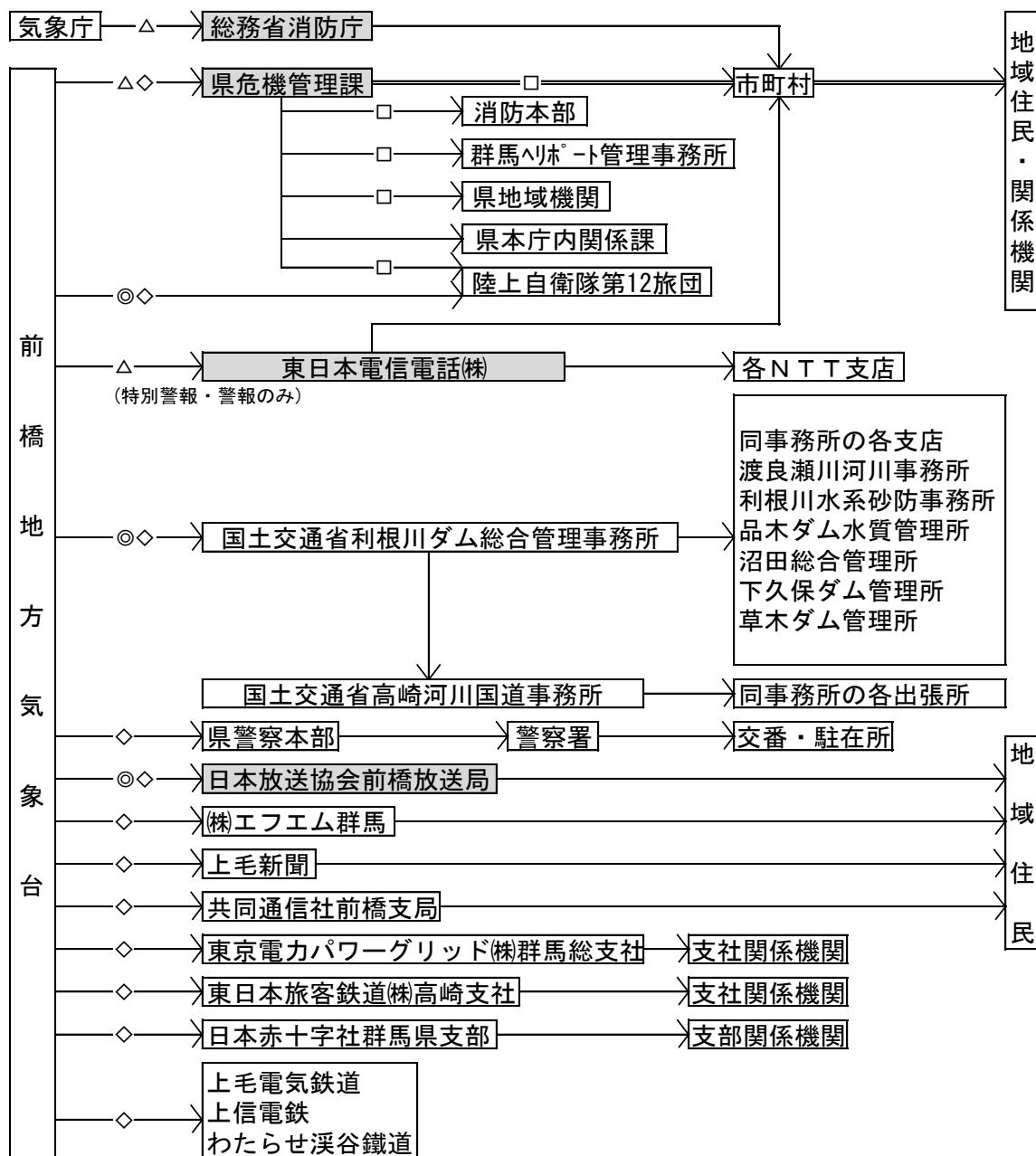
水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

8 河川状況の情報提供

- (1) 県(各土木事務所)は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び市長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。
- (2) 県(各土木事務所)は、市長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。
- (3) 市は、県が行う上記(1)、(2)について、情報の取得に努め、活用するものとする。

9 気象情報の伝達系統

(1) 気象予警報等の通報伝達



(凡例)

網掛けの機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

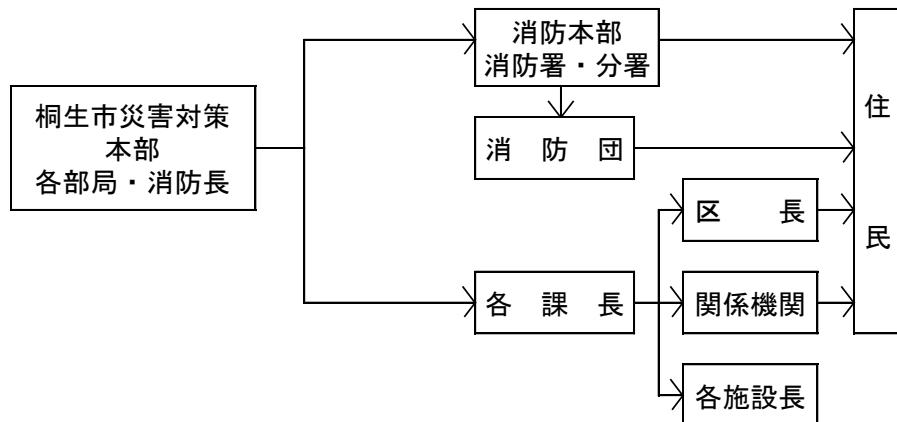
二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

○ 防災情報提供システム(専用線) △ 専用回線 □ 県防情報通信ネットワーク

◇ 防災情報提供システム(インターネット)：補助伝達手段*

* 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減に、より一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

(2) 市災害対策本部からの通報伝達系統



警報等の受領及び伝達責任者は次のとおりとする。

ア 勤務時間中

市共創企画部防災・危機管理課 担当係長の職にある者

イ 勤務時間外

宿・日直者とし、警報等を受領した際は、担当係長に直ちに連絡するものとする。

(3) 水防法に基づく伝達系統

(市水防計画の定めるところによる。)

10 住民等に対する気象情報等の周知

- (1) 市は、県から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民等に対し、次の方法により速やかに周知するものとする。
 - ア 市の登録制メール、携帯電話会社の緊急速報メールサービス
 - イ 防災行政無線、防災ラジオ
 - ウ 市のホームページ
 - エ 広報車
 その際、高齢者、障がい者及び外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。
 また、気象情報に加え、災害の危険度が高まる前に安全な地区に住む親戚・知人宅への避難を促すなど、状況に応じて早期の避難を呼びかけるものとする。
 なお、市及び県が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、県は直ちに市に通知し、市は直ちに住民等に周知するものとする。
- (2) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
- (3) 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

- (4) 鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、事故や列車の駅間停車、駅での混乱等を防ぐほか、利用者の早期帰宅の促進、不要不急の外出の抑制、イベントの休止や早期切上げ等社会的な安全確保の観点から、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、その際には、あらかじめ作成した情報提供タイムラインに基づき、利用者及び関係機関等への情報提供を適切に行うものとする。また、県(交通政策課)は、鉄道事業者から計画運休の連絡を受けた場合は、市に情報提供し、市は住民への情報発信に努めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 5-1 気象台の観測所
同 5-2 気象等に関する特別警報の発表基準
同 5-3 警報・注意報等発表基準

第2節 避難誘導

共創企画部、市民生活部、地域振興整備局、消防本部、指定行政機関、指定地方行政機関、消防機関、県警察、県(総務部、県土整備部)、自衛隊、自主防災組織、運送事業者

1 避難勧告等

(1) 避難勧告等の発令

- ア 市長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難勧告等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- イ 市は、住民に対する避難勧告等の発令に当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。
- ウ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- エ 市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないとときは、住民等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示するものとする。
- オ 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- カ 市長のほか法令に基づき避難の勧告又は指示(緊急)を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の勧告又は指示(緊急)を行うものとする。
- キ 避難勧告等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、表1のとおりである。また、避難勧告等の警戒レベル及び避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりである。
- ク 市は、避難勧告等の対象地域、判断時期等について、県、指定行政機関及び指定地方行政機関等へその所掌事務に関し、必要に応じて助言を求めるものとする。また、市は、時機を失すことなく避難勧告等を発令できるよう、県(危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所)へ積極的に助言を求めるものとする。

表1

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難準備・開始	市長 (基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備 	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難勧告	市長又は知事 (基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退きの勧告 ・立ち退き先の指示 ・屋内安全確保の指示 	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたとき。
避難指示(緊急)	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退きの指示 	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退きの指示 	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 (基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 ・屋内安全確保の指示 	(避難勧告と同じ) ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
	警察官 (基本法第61条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示 	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛官法第94条)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示 	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。
災害情報発生	市長又は知事 (基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 ・屋内安全確保の指示 	(避難勧告と同じ) ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

表2

	警戒レベル	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3	<p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <p>1 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。 2 その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 3 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。</p>
避難勧告 避難指示 (緊急)	警戒レベル4	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <p>1 指定緊急避難場所への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 (1) 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 (2) 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</p> <p><市から避難指示(緊急)が発令された場合></p> <p>2 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 (1) 指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 (2) 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>
災害発生 情報	警戒レベル5	<p>【災害発生】</p> <p>1 既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。 2 市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動

出典：避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)(平成31年3月)

(2) 明示する事項

避難勧告等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

ア 避難対象地域

イ 避難を必要とする理由

ウ 避難先(屋内安全確保を含む)

エ 避難経路

オ 避難時の注意事項(災害危険箇所(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等)の存在等)

(3) 避難勧告等の基準

ア 気象台から豪雨、洪水、台風、地震等の災害に関する警報が発令され、避難を要すると認められるとき。

イ 土砂災害警戒情報が発表又は発表されていない場合においてでも避難を要すると認められるとき。

- ウ 関係官公署から豪雨、洪水、台風等の災害に関する通報があり、避難を要すると認められるとき。
 - エ 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
 - オ 土石流、山崩れ等により著しい危険が切迫していると認められるとき。
 - カ その他、自然的、人為的な災害により生命又は身体に被害を受けるおそれがあると認められるとき。
- ※ 避難勧告発令の客観的な目安については、「桐生市災害避難勧告等の基準」（資料編6-3）による。

(4) 伝達方法

避難勧告等は、防災行政無線、テレビ・ラジオ放送、自治会・自主防災組織、広報車、市のホームページ、市の登録制メール、緊急速報メール等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、本市の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮したうえで検討するものとする。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(5) 市から関係機関への連絡

市は、避難勧告等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県（行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、警察等に連絡するものとする。

(6) 避難勧告等の解除

- ア 市は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- イ 市は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県へ必要に応じて土砂災害に関する避難勧告等解除に関して、その所掌事務に関し、助言を求めるものとする。また、市は、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて派遣される専門技術者等へ二次災害の危険性等についての助言を求めるものとする。

2 避難誘導

市、警察機関、消防機関及び自衛隊は、相互に連携し次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

3 要配慮者への配慮

市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦及び外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難勧告等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

4 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長、又はその他市長の職権を行う者が現場にいないときで、自衛官がこれを行う必要が生じたときは、基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 市から関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)及び警察等に連絡するものとする。

本節の関係資料

- 資料編 5-3 警報・注意報発表基準
同 6-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表
同 6-3 桐生市災害避難勧告等の基準
同 12-1 異常気象時の通行規制区間及び規制基準

第3節 災害未然防止活動

産業経済部、都市整備部、水防管理者、河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者、ダム・せき・水門等の管理者

1 水防活動の実施

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者及びその他のダム、せき、水門、ポンプ場等の管理者は、洪水、豪雨の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行うものとする。

なお、その操作を行うに当たり、危害を防止するために必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに一般に周知させるものとし、市はその情報に留意するものとする。

3 物資支援のための準備

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援の準備に努めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 2-1 重要水防箇所一覧表
- 同 7-1 桐生市で管理する水門・樋管等
- 同 7-2 水防詰所
- 同 7-3 水防倉庫及び備蓄資材
- 同 12-2 輸送拠点一覧表

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

風水害又は雪害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施するうえで不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1節 災害情報の収集・連絡

共創企画部、都市整備部、地域振興整備局、消防本部、水道局、消防団、県、警察、その他防災関係機関

市、県及びその他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下、この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。

また、被害情報の収集に当たっては、市民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとするが、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

1 災害情報の収集

(1) 市における災害情報の収集

市は、本計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。

なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況及び復旧状況を把握するとともに、関係機関に連絡するものとする。

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関に協力を求めながら、正確な情報の収集に努めるものとする。

また、市内における備蓄の状況、医療的な援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(2) 災害時に収集すべき情報は、以下のとおりである。

ア 災害の発生日時

イ 災害の発生場所又は地域

ウ 被害の程度

エ 災害対策の概要

オ その他応急対策上必要な事項などであり、市は、次により迅速な情報収集に努めるものとする。

(ア) 防災行政無線、消防救急無線及び自主防災組織を通じての連絡等により情報を収集する。

(イ) 職員や市民から情報を収集する。

(ウ) アマチュア無線等、無線所有者の協力を得て情報を収集する。

(3) 消防本部における災害情報の収集

消防本部は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

2 市における災害情報の連絡

市における災害情報の連絡は、次による。

(1) 基本法及び消防組織法に基づく報告

- ア 「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を経由して県(危機管理課)に報告する。
- イ 行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県(危機管理課)に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。
なお、行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を市に派遣し、市からの連絡に遺漏がないよう配慮する。
- ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。
- エ 応援の必要性については、時機を逸することなく連絡する。
- オ 具体的な報告方法は次による。
 - (ア) 災害概況即報
災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)により報告する。
 - (イ) 被害状況即報
災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)(被害状況即報)により報告する。
報告の頻度は次による。
 - ① 第1報は、被害状況を確認し次第報告。
 - ② 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。
人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。
 - ③ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。
 - (ウ) 災害確定報告
応急対策を終了した後、20日以内に「災害報告取扱要領」第1号様式(災害確定報告)により報告する。
 - (エ) 記入要領
被害認定基準は、資料編8-3による。
市において把握・報告する情報は主に次によるものとする。

1	死者、行方不明、重傷、軽傷-----	人数
2	死者のうち災害関連死者-----	人数
3	住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水-----	棟数、世帯数、人数
4	非住家被害のうち公共建物、その他-----	棟数
5	その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水-----	面積(ha)
6	その他のうち学校、病院、清掃施設-----	箇所数
7	その他のうち道路、橋梁、河川、砂防、崖くずれ、鉄道不通-----	箇所数
8	その他のうち水道、電話、電気、ガス-----	戸数 or 回線数
9	その他のうちブロック塀等-----	箇所数
10	り災世帯数-----	世帯数
11	り災者数-----	人数
12	火災のうち建物-----	件数
13	火災のうち危険物、その他-----	件数
14	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設-----	千円
15	農産被害、林産被害、畜産被害、水産被害、商工被害、その他-----	千円
16	消防職員出動延人数、消防団員出動延人数-----	人数

(2) 基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、又は関係地域機関及びその他関係機関に連絡する。

(3) 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

3 消防機関における災害情報の連絡

消防本部は、把握した災害情報を市防災担当部署に報告するものとする。

なお、即報基準に該当する災害が発生したときは、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づきその状況を直ちに県(消防保安課)に報告するとともに消防庁に直接報告するものとする。報告様式は「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)又は第4号様式(その2)(被害状況即報)による。

消防庁「応急対策室」(平日 9:30~18:15)

電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537

地域衛星通信ネットワーク

電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033

「宿直室」(上記時間外)

電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553

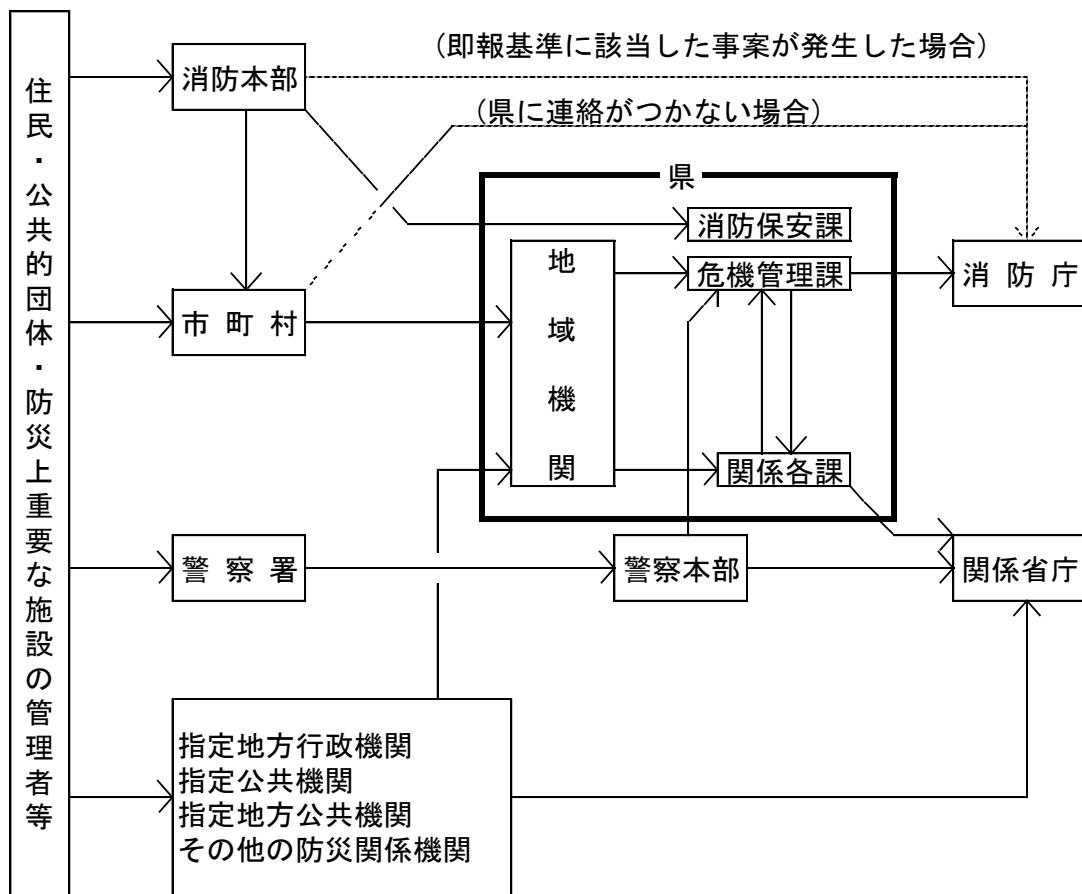
地域衛星通信ネットワーク

電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

桐生市共創企画部防災・危機管理課

電話 0277-46-1111、FAX 0277-43-1001

〈情報連絡系統図〉



本節の関係資料

- 資料編 8-1 火災・災害等即報要領
- 同 8-2 災害報告取扱要領
- 同 8-3 報告に用いる被害程度の認定基準等
- 同 20-1 災害応援協定等一覧表

第2節 通信手段の確保

共創企画部、県(総務部)、県警察、消防機関、電気通信事業者、その他防災関係機関

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

市及び県(危機管理課、財産有効活用課)は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

2 緊急情報連絡用回線の設定

市、県(危機管理課)及び電気通信事業者は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

3 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

4 他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用するものとする。これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

(1) 基本法に基づく通信設備等の優先利用

根拠	利用機関	利用設備等	通信内容
第57条	市及び県	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
		放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
第79条	市、県及び指定地方行政機関	(第57条と同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

(2) 電波法第52条に基づく非常通信の利用

利用機関	利用設備	通信内容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに入命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき各無線局が発受する。

〈発信依頼手続〉（関東地方非常通信協議会の例示）

発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙(なければ適宜の用紙で可)に記載し、依頼先の無線局に持参する。

ア 冒頭に「非常」と朱書きする。

イ あて先の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。

ウ 本文を200字以内で記載する。(濁点、半濁点は字数に数えない。)

エ 末尾に発信者の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。

(3) アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第3章 活動体制の確立

災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1節 災害対策本部の設置

全ての部局

1 設置の決定

市長は、次のいずれかに該当するときは、防災の推進を図るため、桐生市災害対策本部(以下、強調表現を除いて「本部」という。)の設置を決定する。

- (1) 市内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応が必要な場合。
- (2) 気象警報又は特別警報の発表の有無に関わらず、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について市長による指揮が望ましい場合。

2 設置場所

本部は、桐生市役所庁舎内に設置する。

なお、激甚災害等により、本庁内に設置できないときは、桐生市市民文化会館内に設置する。

3 廃止の決定

市長は、次の場合本部を廃止する。

- (1) 気象警報が解除され、市域に災害の危険がなくなった場合
 - (2) 予想された災害の危険が解消したと認められるとき。又は災害に関し応急処理がおおむね終了し、平常の業務により処理できる段階に達したとき。
- なお、本部の廃止後に被害が発生又は判明した場合など、一連の災害対応が収束するまでの間は、本部廃止以降でも継続して災害対策本部の各組織により対応するものとする。

4 設置及び廃止の通知

本部長は、本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに県、関係市町村、関係消防本部、報道機関及びその他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

5 本部会議

- (1) 災害対策本部に本部会議を置く。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。
- (3) 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。

6 自衛隊連絡室

自衛隊との情報交換を迅速かつ的確に行うとともに、自衛隊に対する派遣要請及びこれに基づく自衛隊の活動が適切に実施されるように、自衛隊の幹部が常駐する自衛隊連絡室を設置し、本部と自衛隊との連携を強化する。

7 本部連絡員等

- (1) 本部長は、本部の組織及び運営に関する規定に基づき本部連絡員若干名を配置する。
- (2) 本部連絡員は、本部室と各部、各課との連絡を担当し、本部長の命を受けて各部相互の連絡及び各種情報収集の事務を担当する。
- (3) 本部長は、企画課、魅力発信課、総務課、財政課、地域づくり課、健康長寿課、子育て支援課、商工振興課、都市計画課、新里市民生活課、黒保根市民生活課、水道総務課及び教育総務課の本部連絡員のうち各1名を防災・危機管理課長の直接指揮下に置くものとする。
- (4) 本部連絡員のうち防災・危機管理課長の直接指揮下に入る連絡員は、本部連絡室に、その他の連絡員は、各部所定の場所に常駐するものとする。
本部室の庶務に従事させるため防災・危機管理課、企画課及び魅力発信課の中から本部連絡員若干名を指名し、本部室に常駐させる。

8 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

9 群馬県災害対策本部との連携

本部は、群馬県災害対策本部が設置されたときは、相互に緊密な連携を図り、協調しながら、災害応急対策を実施する。

この際、群馬県災害対策本部は必要に応じ職員を本部に派遣するなどして、連携強化を図る。

10 本部の活動の優先順位

本部の設置は、職員の動員とともにに行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。したがって、登庁した職員は、本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。活動の優先順位は、おおむね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

1 通信手段の確保	8 ライフラインの応急復旧
2 被害情報の収集、連絡	9 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
3 負傷者の救出・救護体制の確立	10 社会秩序の維持
4 医療活動体制の確立	11 公共施設・設備の応急復旧
5 交通確保・緊急輸送活動の確立	12 災害広報活動(随時)
6 避難受入活動	13 ボランティアの受け入れ(随時)
7 食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給	14 二次災害の防止(随時)

11 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他の全ての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

本節の関係資料

- 資料編 1-2 桐生市災害対策本部条例
同 5-2 気象等に関する特別警報の発表基準
同 5-3 警報・注意報発表基準

第2節 災害対策本部の組織

全ての部局

1 組織

桐生市災害対策本部の組織及び編成は、「桐生市災害対策本部条例」及び地域防災計画に定めるところによる。

組織編成

本 部 室		部	課
本部長	市 長	共 創 企 画 対 策 部	防災・危機管理課、企画課、特命推進室、魅力発信課、広域連携推進室、秘書室
副 本 部 長	副 市 長	総 務 対 策 部	総務課、人材育成課、財政課、契約検査課、情報管理課、税務課、納税課、議事課、出納室、監査委員事務局
	教 育 長	市 民 生 活 対 策 部	地域づくり課、市民課、スポーツ振興課、環境課、清掃センター
	共 創 企 画 部 長	保 健 福 祉 対 策 部	健康長寿課、福祉課、医療保険課
本 部 員	総 務 部 長	子どもすこやか対策部	子育て支援課、子育て相談課、青少年課
	市 民 生 活 部 長	産 業 経 済 対 策 部	商工振興課、観光交流課、農業振興課、林業振興課、農業委員会事務局
	保 健 福 祉 部 長	都 市 整 備 対 策 部	都市計画課、土木課、公園緑地課、建築住宅課、建築指導課、定住促進室
	子どもすこやか部長	地 域 振 興 整 備 対 策 部	新里支所市民生活課、新里支所地域振興整備課、黒保根支所市民生活課、黒保根支所地域振興整備課
	産 業 経 済 部 長	水 道 対 策 部	総務課、工務課、浄水課、下水道課、境野水処理センター
	都 市 整 備 部 長	教 育 対 策 部	総務課、学校教育課、教育支援室、生涯学習課、文化財保護課、図書館、学校給食共同調理場
	地 域 振 興 整 備 局 長	消 防 対 策 部	総務課、予防課、警防課、通信指令課、消防署(桐生消防署、東分署、南分署、桐生みどり署、大間々新里分署、黒保根東分署)
	水 道 局 長		
	議 会 事 務 局 長		
	教 育 委 員 会 教 育 部 長		
	教 育 部 参 事		
	消 防 長		
	防 災 ・ 危 機 管 理 課 長		
本 部 連絡員	本部規定で指名するもの		

2 本部長の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、副市長、教育長、共創企画部長の順とする。

3 本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

4 本部の各部長、各課長及び事務分掌

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分　掌　事　務
共創企画対策部 (共創企画部長)	防災・危機管理課 (防災・危機管課長)	1 対策部相互の連携及び連絡調整に関すること。 2 対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 3 対策本部会議及び市防災会議に関すること。 4 気象予報警報、災害情報の受信及び伝達に関するこ と。 5 配置体制、その他本部命令の下達に関するこ と。 6 被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめ報 告に関するこ と。 7 自衛隊の派遣要請及び国・県等その他関係機関への 要請・連絡に関するこ と。 8 自主防災組織に関するこ と。 9 業務継続計画(BCP)の運用に関するこ と。 10 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する こ と。 11 その他いずれの部及び課にも属さないこ と。
	企　画　課 (企　画　課　長)	1 災害広報及び啓発活動に関するこ と。 2 災害記録資料の収集に関するこ と。 3 災害の報道に関するこ と。 4 公共交通の運行に関するこ と。 5 災害時における市民からの問合せに関するこ と。 6 市外からの被災者・避難者支援に関するこ と。 7 帰宅困難者支援に関するこ と。 8 防災・危機管理課との連絡及び業務応援に関するこ と。
	特　命　推　進　室 (特　命　推　進　室　長)	
	魅　力　發　信　課 (魅　力　發　信　課　長)	
	広　域　連　携　推　進　室 (広　域　連　携　推　進　室　長)	
	秘　書　室　(秘　書　室　長)	1 本部長及び副本部長(副市長)の秘書に関するこ と。 2 見舞い者の対応に関するこ と。

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分掌事務
総務対策部 (総務部長) (議会事務局長)	総務課 (総務課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する事。 2 本庁舎の災害対策に関する事。 3 外国人に対する情報提供及び相談に関する事。 4 市議会議員との連絡に関する事。(議事課) 5 避難所の開設及び運営に関する事。
	人事育成課 (人事育成課長)	1 職員の動員、派遣要請及びあっせんに関する事。 2 職員の状況把握に関する事。 3 避難所の開設及び運営に関する事。
	情報管理課 (情報管理課長)	
	財政課 (財政課長)	
	税務課 (税務課長)	1 災害応急措置関係予算に関する事。 2 避難所の開設及び運営に関する事。 3 避難者への応急措置に関する事。 4 避難所への市内外からの避難者受入れに関する事。
	納税課 (納税課長)	5 被災宅地の実態調査の業務応援に関する事。 (都市整備対策部と連携) 6 住家被害認定調査に関する事。 7 見舞金の受付及び出納に関する事。 8 市有自動車の確保に関する事。
	出納室 (出納室長)	
	監査委員事務局 (監査委員事務局長)	
	契約検査課 (契約検査課長)	
	地域づくり課 (地域づくり課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する事。 2 災害時における市民活動に関する情報の収集及び提供に関する事。 3 市民活動の総合調整に関する事。 4 自治組織(各区代表者)への連絡に関する事。 5 市民相談所開設に関する事。 6 災害時における交通対策に関する事。 7 交通関係機関との連絡調整に関する事。
市民生活対策部 (市民生活部長)	環境課 (環境課長)	1 ヘリポートに関する事。 2 環境保全に関する事。
	市民課 (市民課長)	3 県外の原子力施設事故の対策に関する事。 4 被災区域住民名簿の調製に関する事。
	スポーツ振興課 (スポーツ振興課長)	5 死体収容施設の確保及び火葬に関する事。 6 避難所(体育施設)の確保及び運営に関する事。
	清掃センター (清掃センター所長)	1 災害時におけるごみの処理に関する事。 2 ごみ処理施設等の災害対策に関する事。 3 災害時における避難所の仮設トイレに関する事。

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分掌事務
保健福祉対策部 (保健福祉部長)	健 康 長 寿 課 (健康長寿課長)	<p>1 部内の総合調整並びに子どもすこやか対策部及び支所の関係課との調整に関すること。</p> <p>2 要配慮者(高齢者)の救護及び援護に関すること。</p> <p>3 高齢者福祉施設の災害対策に関すること。</p> <p>4 福祉避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>5 避難所(新里保健センター、黒保根町保健センター等)の確保に関すること。</p> <p>6 巡回健康相談に関すること。</p> <p>※ 新里町、黒保根町の各保健センターは、各支所対策部と十分な連携を図ることとする。</p>
	福 祉 課 (福祉課長)	<p>1 要配慮者(障がい者、その他)の救護及び援護に関すること。</p> <p>2 障害者福祉施設の災害対策に関すること。</p> <p>3 救援物資の保管、受け払い及び供与に関すること。</p> <p>4 社会福祉協議会との連絡、報告に関すること。</p> <p>5 日赤群馬県支部との連絡、報告に関すること。</p> <p>6 日赤奉仕団・ボランティアの応援及び協力に関すること。</p> <p>7 災害弔慰金、災害援護資金に関すること。</p>
	医 療 保 險 課 (医療保険課長)	<p>1 医師会等医療機関との連絡調整に関すること。</p> <p>2 救急薬品、防疫資器材等の調達供給に関すること。</p> <p>3 感染症の予防に関すること。</p> <p>4 救護所の開設及び運営に関すること。</p> <p>5 避難所の食中毒予防に関すること。</p>
子どもすこやか対策部 (子どもすこやか部長)	子 育 て 支 援 課 (子育て支援課長)	<p>1 部内の総合調整並びに保健福祉対策部及び支所の関係課との調整に関すること。</p> <p>2 災害時における保育園児等の避難、登降園の指導及び応急保育に関すること。</p>
	子 育 て 相 談 課 (子育て相談課長)	<p>3 要配慮者(乳幼児)の救護及び援護に関すること。</p> <p>4 児童福祉施設の災害対策に関すること。</p> <p>5 避難所(保育園等)の確保に関すること。</p> <p>6 帰宅困難者に関すること。</p> <p>7 巡回健康相談に関すること。</p>
	青 少 年 課 (青少年課長)	<p>8 自衛隊派遣部隊の受入れ施設(青年の家、野外活動センター)に関すること。</p>

保健活動を担当する別班

部 (部長担当職)	班 (担当職)	分掌事務
保健福祉部 (保健福祉部長)	保健活動班 (統括保健師)	<p>1 救護所における保健活動に関すること。</p> <p>2 指定避難所における保健活動に関すること。</p> <p>3 在宅高齢者等への保健活動に関すること。</p> <p>4 要支援者への保健活動に関すること。</p>

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分掌事務
	商工振興課 (商工振興課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する事。 2 商工業観光関係災害情報の収集に関する事。 3 市内大型店等に対する要請・連携に関する事。 4 生活必需品の調達及び関係業者との連携に関する事。 5 燃料の調達及び関係業者との連携に関する事。 6 物資の輸送に関する事。 7 商工業、事業所等に対する災害応急対策に関する事。
産業経済対策部 (産業経済部長)	農業振興課 (農業振興課長)	1 農林水産業関係災害情報の収集に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 応急食料等の調達配給に関する事。 4 被害農作物及び家畜の応急措置に関する事。 5 農業用施設の応急措置に関する事。 6 被害林道及びその他施設の応急修理及び指導に関する事。 7 山崩れ及び治山施設等の措置及び指導に関する事。 8 市場の災害対策に関する事。 9 市場関係事業者との連絡調整に関する事。 10 救援物資等の保管に関する事。
	林業振興課 (林業振興課長)	
	農業委員会事務局課 (事務局次長)	

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分掌事務
都市整備対策部 (都市整備部長)	都 市 計 画 課 (都市計画課長)	1 部内の緊急活動に関すること。 2 幹線道路の災害情報の収集に関すること。 3 緊急道路網の確保に関すること。 4 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関すること。 5 応急仮設住宅用地に関すること。
	土 木 課 (土木課長)	1 水防関係機関との連絡調整に関すること。 2 水防情報及び土木関係災害情報の収集に関すること。 3 河川水路の状況把握及び応急措置に関すること。 4 道路及び橋梁等の被害状況の取りまとめ及び復旧に関すること。 5 土石流危険渓流の調査及び応急措置に関すること。 6 防災行政無線に関すること。 7 建設関係業者に対する要請・連携に関すること。 8 急傾斜崩壊危険箇所に関すること。
	公 園 緑 地 課 (公園緑地課長)	1 公園施設、街路樹、公共緑地等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 避難所(公園)の確保に関すること。
	建 築 住 宅 課 (建築住宅課長)	1 被災市有建築物の調査・対策に関すること。 2 被災市有建築物使用安全度の判定に関すること。 3 建築関係業者との連絡調整に関すること。 4 災害市営住宅に関すること。 5 応急仮設住宅の建築に関すること。
	建 築 指 導 課 (建築指導課長)	1 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資に関すること。 2 民間建築物の被害状況の把握に関すること。 3 被災宅地の実態調査に関すること。 4 被災宅地・建物の応急危険度判定に関すること。

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分掌事務
地域振興整備対策部 (地域振興整備局長)	新里支所市民生活課 黒保根支所市民生活課 (新里支所市民生活課長) (黒保根支所市民生活課長)	<p>1 対策本部との連絡調整及び支所内の総合調整に 関すること。</p> <p>2 支所管内の災害情報の収集及び管内住民への伝 達に関すること。(共創企画対策部と連携)</p> <p>3 支所管内の被害状況及び災害応急対策実施状況 の取りまとめ、報告に関すること。</p> <p>4 支所管内の防災行政無線に関すること。 (共創企画対策部と連携)</p> <p>5 支所管内の避難所の開設に関すること。 (総務対策部、教育対策部と連携)</p> <p>6 避難所(町内集会所)の確保に関すること。</p> <p>7 支所管内の災害救助の総合調整に関すること。 (保健福祉対策部と連携)</p> <p>8 支所管内における食料、生活物資等の配布に関 すること。(保健福祉対策部、産業経済対策部と 連携)</p> <p>9 支所管内の医療、救護、防疫などに関するこ と。 (保健福祉対策部と連携)</p> <p>10 支所管内の死体収容所の確保に関するこ と。 (市民生活対策部と連携)</p> <p>11 支所管内のヘリポートに関するこ と。 (市民生活対策部、教育対策部と連携)</p> <p>12 本庁への応援要請その他本庁関係対策部との連 携に関するこ と。</p> <p>13 その他支所管内のいずれの課にも属さない事項 に関するこ と。</p>
	新里支所地域振興整備課 黒保根支所地域振興整備課 (新里支所地域振興整備課) (黒保根支所地域振興整備課)	<p>1 支所管内の公共土木施設、農林業関係施設の被 害調査及び応急措置に関するこ と。 (産業経済対策部、都市整備対策部と連携)</p> <p>2 支所管内の農作物及び家畜の被害調査及び応急 措置に関するこ と。 (産業経済対策部と連携)</p> <p>3 支所管内の商工業関連の被害調査及び応急措置 に関するこ と。 (産業経済対策部と連携)</p> <p>4 黒保根支所管内の応急給水及び水質検査に関す ること。 (水道対策部と連携)</p> <p>5 ヘリポート(花見ヶ原キャンプ場)の確保に関する こ と。 (市民生活対策部と連携)</p> <p>6 避難所(黒保根町交流促進センター)の確保に関する こ と。</p> <p>7 その他産業経済対策部、都市整備対策部など本 庁の関係対策部との連携に関するこ と。</p>

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分掌事務
水道対策部 (水道局長)	総務課 (総務課長)	<p>1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関すること。</p> <p>2 応急復旧用資器材の調達に関すること。</p> <p>3 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 情報収集及び広報に関すること。</p>
	工務課 (工務課長)	<p>1 水道施設の災害対策に関すること。</p> <p>2 被災水道施設の被害調査、応急措置、復旧に関すること。</p> <p>3 応急給水に関すること。</p>
	浄水課 (浄水課長)	<p>1 水源地・浄水場及び配水施設の災害対策に関するこ</p> <p>2 被災水源地・浄水場及び配水施設の被害調査、応急措置、復旧に関するこ</p> <p>3 新里地区及び黒保根地区の被災水道施設の被害調査及び応急措置に関するこ</p> <p>4 新里地区及び黒保根地区の応急給水に関するこ</p> <p>5 飲料水の安全確保に関するこ</p> <p>(水道水の放射性物質を含む。)</p> <p>6 水質検査に関するこ</p> <p>(放射性物質を含む。)</p>
	下水道課 (下水道課長)	<p>1 公共下水道の災害対策及び応急措置に関するこ</p> <p>2 下水道施設の被害調査に関するこ</p> <p>3 避難所(一本木会館)の確保に関するこ</p>
	境野水処理センター (境野水処理センター所長)	<p>1 下水処理場・小規模汚水処理場・汚水中継ポンプ場等の災害対策に関するこ</p> <p>2 下水処理場・小規模汚水処理場・汚水中継ポンプ場等の被害調査、応急措置、復旧に関するこ</p> <p>3 避難所(三ツ堀会館)の確保に関するこ</p>

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分掌事務
教育対策部 (教育部長)	総務課 (総務課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関すること。 2 教育関係災害情報の収集に関すること。 3 関係機関の連絡に関すること。 4 避難所(小・中・高・特別支援学校、幼稚園)の確保及び連絡調整に関すること。 5 幼稚園児、小・中・高等学校児童生徒の避難及び登下校等の指導に関すること。 6 災害時における児童生徒の応急教育に関すること。 7 教職員の配置体制に関すること。 8 ヘリポート(黒保根運動公園)の確保に関すること。
	学校教育課 (学校教育課長)	
	教育支援室 (教育支援室長)	
	生涯学習課 (生涯学習課長)	
	文化財保護課 (文化財保護課長)	1 炊き出し及び食料の配給に関すること。 2 災害復旧活動に協力する社会教育団体等との連絡調整に関すること。 3 避難所(公民館、新里社会体育館)の確保に関すること。
	図書館 (図書館長)	
	学校給食共同調理場 (学校給食 中央共同調理場長)	※ 学校給食新里共同調理場・黒保根共同調理場は、各支所対策部と十分な連携を図ることとする。

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分掌事務
消防対策部 (消防長)	指揮課 (桐生消防署長) (桐生みどり消防署長)	1 消防職員及び消防団員の招集・配備に関すること。 2 各課との連絡調整に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。 4 消防車両等の燃料、その他の必要物資等の調達支給に関すること。 5 部内の総合調整に関すること。
	予防課 (予防課長)	1 災害情報の収集、広報及び報告に関すること。 2 危険物施設等の災害措置に関すること。 3 その他防御活動に支障のある物質(圧縮アセチレンガス等)の措置に関すること。 4 火災等の調査に関すること。
	警防課 (警防課長)	1 災害情報の収集に関すること。 2 災害状況の報告及び記録に関すること。 3 災害現場の救助並びに救急対策に関すること。 4 消防活動の記録に関すること。 5 消防水利に関すること。 6 災害時における消防機器の故障対策に関すること。 7 警防計画の策定に関すること。 8 消防部隊の運用に関すること。 9 消防相互応援に関すること。
	通信指令課 (通信指令課長)	1 消防隊の出動指令に関すること。 2 災害状況の速報に関すること。 3 災害現場との通信記録に関すること。 4 通信の運用及び無線統制に関すること。 5 気象情報に関すること。 6 関係機関との連絡に関すること。 7 通信施設の保守に関すること。
	消防署 (桐生消防署署長) (桐生消防署副署長) (東分署長) (南分署長) (桐生みどり署署長) (桐生みどり署副署長) (大間々新里分署長) (黒保根東分署長)	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 2 災害現場の救助並びに救急活動に関すること。 3 避難の誘導に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 写真記録に関すること。

5 活動上の留意点

災害対策本部内の事務分掌は前記のとおりであるが、各課は、災害応急対策の重要度に応じ、当該事務分掌にとらわれることなく災害対策本部長の指示により、必要な活動を実施するものとする。

第3節 災害警戒本部等の設置

全ての部局

1 災害警戒本部の設置

副市長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 県内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。
- (2) 気象警報又は特別警報の発表の有無に関わらず、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。

2 災害警戒本部の組織等

災害警戒本部の本部長は副市長とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、災害警戒本部の設置場所、本部会議については、災害対策本部に準ずるものとする。

3 災害警戒本部廃止の決定

副市長は次の場合災害警戒本部を廃止する。

- (1) 気象警報が解除され、市域に災害の危険がなくなった場合
 - (2) 予想された災害の危険が解消したと認められるとき。又は、災害に関し応急処理がおおむね終了し、平常の業務により処理できる段階に達したとき。
- なお、災害警戒本部の廃止後に被害が明らかになった場合など、一連の災害対応が収束するまでの間は、継続して災害警戒本部の各組織により対応するものとする。

4 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で災害対策本部又は災害警戒本部が設置されないときは、当該災害の態様、規模等に応じた組織体制により災害応急対策を行うものとする。

なお、水防管理者は、必要に応じ、市水防計画の定めるところにより水防本部を設置するものとする。

第4節 職員の非常参集

全ての部局

桐生市災害対策本部及び桐生市災害警戒本部を設置した場合における職員の動員は、本節の定めるところによるものとする。

1 本部員の動員

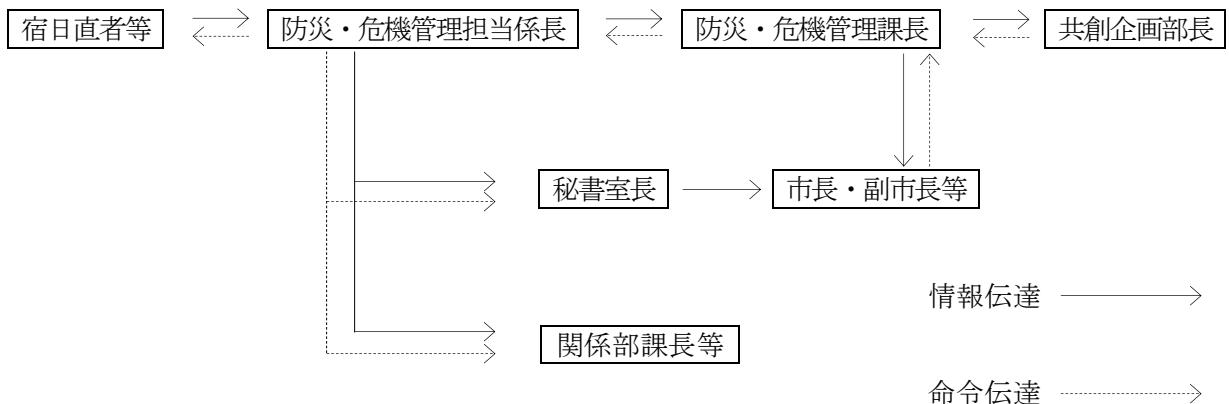
(1) 勤務時間中における動員

本部の動員については、本部長の命に基づき次の順序で伝達する。



(2) 勤務時間外における動員

土曜、日曜、休日、夜間等勤務時間外においては、宿日直者等は次の順序で電話等により速やかに伝達し、本部長は要員の確保に努めるものとする。



(3) 動員の決定

本部における課員の動員の基準及び動員規模は、次のとおりとする。

区分	適用基準	動員規模
初期動員	主として情報の収集・連絡活動を実施する 必要がある場合 その他本部長が必要と認めた場合	各部主管課災害関係各課の職員で、情報活動が円滑に行える体制にあり、かつ、災害対策本部設置による第1号動員発令に支障のない体制とする。 (消防職員を除く全職員の10%程度)
第1号動員	大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想される場合	災害に対する警戒態勢をとるとともに小災害が発生した場合に対処し得る人員を配備する。 (消防職員を除く全職員の25%程度)
第2号動員	局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	災害発生とともに直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。 (消防職員を除く全職員の50%)
第3号動員	全市域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合	動員可能な全職員をもって当たるもので完全な非常体制とする。(全職員)

※ 災害等により本人又は家族が負傷し、勤務することが困難と認められるとき、あるいは住居等が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けることができる。

第5節 広域応援の要請等

共創企画部、総務部、消防本部、県(総務部)、警察

災害時において、市は他の地方公共団体等と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通応援等に協力して、災害応急対策の迅速かつ円滑化を図るものとする。

1 市が行う応援の要請

市は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

応援の受入れ体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は基本法第67条の規定に基づき、市長が他の市町村の長に対し応援を求める。

基本法第67条の規定に基づき、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動するものとする。

(2) 災害応援協定の締結について

基本法第67条に定める災害応急措置に関する応援協定について近接市町村と協定を締結するよう努めるものとする。また、大規模被害時に同時被災を避ける観点から、遠方の市町村との協定締結についても考慮するものとする。

なお、協定書の締結がない場合であっても、できる限り近接市町村と相互に応援協力するよう努めるものとする。

(3) 県に対する応援の要請

基本法第68条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、市長が知事に対し応援を求める。

(4) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請

市は、被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1の割当てで被災地支援を行う対口支援が必要とされる状況下において、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前で、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県(危機管理課)を通じて総務省に対し総括支援チーム(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム)の派遣を要請することができる。

また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

2 消防本部が行う応援の要請

- (1) 消防本部は、他の消防本部の応援を必要とするときは、消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定により応援を要請するものとする。
- (2) 消防本部は、他都道府県の消防本部(「緊急消防援助隊」)の応援を必要とするときは、消防組織法第44条の規定に基づき、市長より知事(県消防保安課)に要請するものとする(具体的な内容は、風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「消防広域応援の要請」及び同部同章第8節「広域航空消防応援の派遣要請」を参照)。

3 市が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

基本法第29条の規定に基づき、市長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

基本法第30条の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17の規定に基づき、市長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員の派遣を求める。

4 受援体制の確立

- (1) 受援機関は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。
- (2) 受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

5 広域的な応援体制

- (1) 市及び県は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 市及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

6 国の機関及び県の代行措置

- (1) 県は、基本法第73条の規定に基づき、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。
- (2) 指定行政機関又は指定地方行政機関は、基本法第78条の2の規定に基づき、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

本節の関係資料

- 資料編 10-2 広域航空消防応援等要請連絡
- 同 13-1 ヘリポート予定地一覧表
- 同 20-1 災害応援協定等一覧表

第6節 消防広域応援の要請

消防本部

大規模若しくは特殊な災害の発生によって、市域を越えて広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合に、応援要請、緊急消防援助隊の派遣及び消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うための必要事項について定めるものとする。

1 災害状況の把握

(1) 災害状況把握項目

市長は、次の項目について初期に把握するものとする。

- ア 災害の発生日時
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害の状況(現況、拡大予想)
- エ 人的・物的被害の状況
- オ 気象・地形あるいは市街地の状況
- カ その他必要な事項

(2) 災害状況の連絡

市長は、把握した災害状況をもとに、応援要請の可能性があると考えられる場合

- ア 県
- イ 代表消防機関
- に災害状況を連絡する。

(3) 応援要請準備

市長は、災害状況により広域応援の可能性があると考えられる場合、応援要請の準備のため、次の事項の確認を行う。

- ア 指揮体制
- イ 無線通信体制
- ウ 補給体制
- エ 宿泊施設
- オ その他必要な事項

2 応援要請

(1) 県内の消防本部への応援要請

消防長は、災害等の発生により必要な場合は、消防相互応援協定等に基づき、県内の消防本部への応援を要請する。

ア 要請基準等

- (ア) 災害が拡大し、市町村の境界を越えて被害が及ぶおそれがある場合
- (イ) 災害の状況によって、管内の消防力では、災害防御等が困難又は困難が予想される場合
- (ウ) 多数の人員、車両、資機材若しくは特殊資機材等を必要とする場
- (エ) その他応援要請の必要がある場合

(2) 緊急消防援助隊への応援要請

市長は、大規模災害等により必要な場合は、緊急消防援助隊の派遣を知事に要請する。

ア 要請基準等

- (ア) 災害が拡大し、県の境界を越えて被害が及ぶおそれがある場合
- (イ) 災害の拡大等によって、上記(1)の消防力を得てもなお消防力が不足する場合
- (ウ) 県内で災害が多発若しくは災害の拡大等により、上記(1)の応援が得られない場合
- (エ) その他応援要請の必要がある場合

(3) 応援要請事項

- ア 要請即報(応援要請時に入れる)
 - (ア) 災害の発生日時
 - (イ) 災害の発生場所
 - (ウ) 要請側消防機関名
 - (エ) 連絡担当者
 - (オ) 災害の状況(現況、拡大予想)
 - (カ) 人的、物的被害の状況
 - (キ) 気象、地形あるいは市街地の状況
 - (ク) 応援部隊の任務概要
 - (ケ) 必要とする人員・車両・資機材の概要・応援予定期間
 - (コ) その他必要な事項
- イ 要請詳報(応援側の受諾が判明した時点)
 - (ア) 応援部隊の到着希望時間
 - (イ) 集結場所又は現地担当者待機場所
 - (ウ) 使用無線系統波
 - (エ) 指揮本部位置及び指揮本部長名
 - (オ) 道路交通、気象等の状況
 - (カ) その他必要な事項

3 指揮体制

緊急消防援助隊を円滑に運用し、火災防御、人命救助等の消防活動を有効に行うため、消防本部は次の事項に留意して指揮体制の強化を図るものとする。

(1) 指揮本部

指揮本部には、指揮班、作戦班、情報収集班等を配置するものとし、指揮本部要員については応援部隊(県内応援隊)からの応援を得ることも考慮しておくものとする。

(2) 指揮系統

指揮は、おおむね次のとおりとする。

ア 指揮本部長は、消防長とする。

イ 応援部隊の指揮は、指揮本部長が応援部隊の指揮者を行う。

ウ 応援部隊内の指揮は、指揮本部長の指揮内容に基づき応援部隊の指揮者が行う。

(3) 部隊運用

部隊運用は、おおむね次のとおりとする。

ア 応援部隊の運用は応援側市町村又は応援側都道府県単位で運用する。

イ 指揮本部長は、部隊の増強・交代等に備え、予備隊の確保に努めるものとする。

4 補給体制

市及び県は、大規模災害が発生した場合若しくは災害活動が長期に及ぶ場合に備えて、おおむね次により消防部隊に対する食料、燃料等補給物資の円滑な補給体制を確立するものとする。

(1) 補給部編成

ア 指揮本部長は、消防活動が長期に及ぶと判断した場合、補給係に補給隊の編成を命じ、補給物資の調達、支給を行わせる。

イ 補給隊は、要請側の消防職員等をもって編成する。

(2) 補給方法

ア 補給隊は、補給係と緊密な連絡を行い、災害活動の支障とならないよう配慮する。

イ 支給場所を明確にし、活動部隊ごとに漏れの生じないよう支給する。

ウ 緊急性のある補給物資にあっては、優先的に支給する。

(3) その他

消防活動が長期化する場合は、隊員の疲労等を考慮し、学校校舎、体育館等多数の人員を収容することのできる場所を宿泊施設として活用できるようその確保に努めるものとする。

5 無線通信運用体制

無線通信運用体制は、次のとおりとする。

(1) 統制波

指揮本部、指揮支援本部、調整本部、都道府県大隊本部及び航空隊相互間の通信は、統制波1を使用する。

(2) 主運用波

被災地消防本部間で使用する。

(3) 他県の主運用波

応援都道府県内における部隊間の交信に使用する。

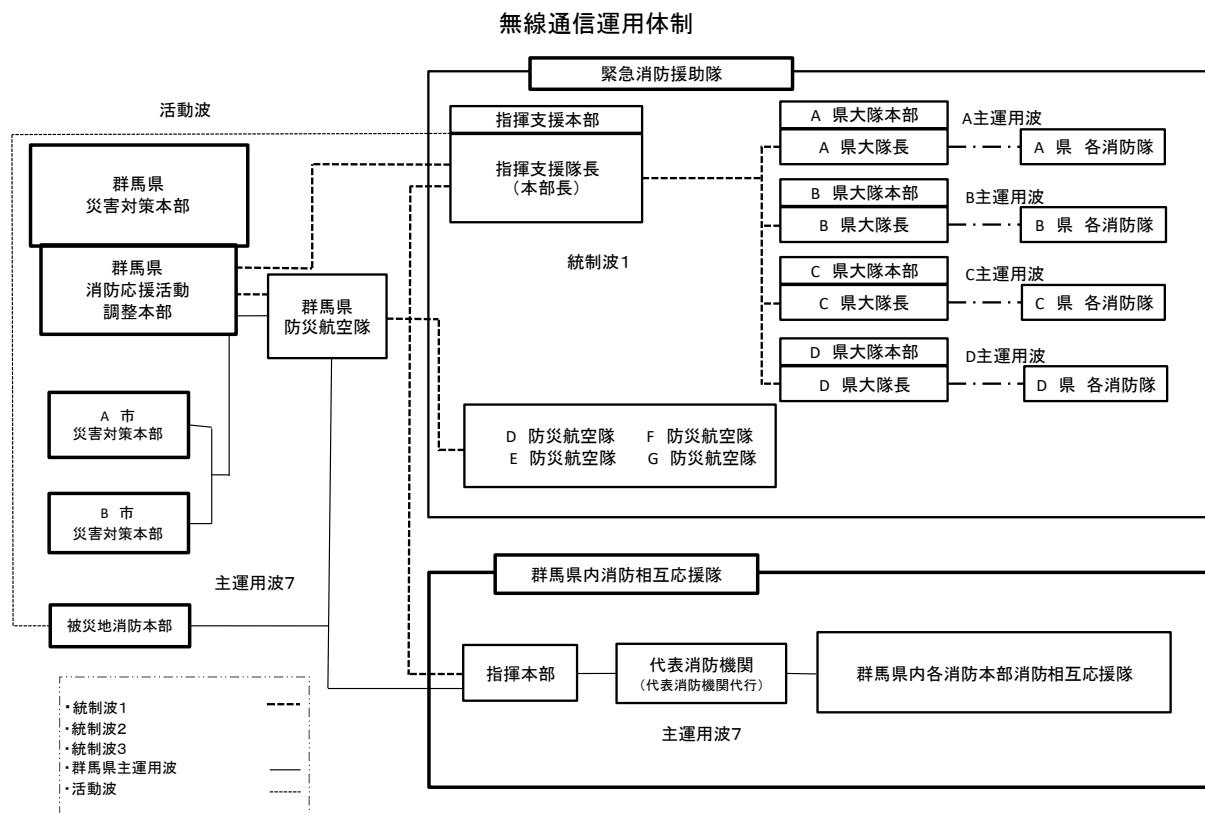
(4) 消防本部の活動波

消防本部及び応援都道府県大隊との交信に使用する。

(5) 県内消防本部の対応

県内の消防本部は、統制波1を常時開局しておくものとする。

(6) 無線通信運用系統図



6 緊急消防援助隊の運用に関する事項

(1) 災害時の体制整備

緊急消防援助隊の要請を行う場合には、消防本部は、次の点に留意して受入体制を整備するものとする。

- ア 応援部隊への情報提供(要請詳報)
- イ 集結場所への連絡員の派遣
- ウ 応援部隊への活動内容、指揮体制及び連絡体制の確立
- エ 応援部隊への補給
- オ 応援部隊への支援体制の確立
- カ 長時間活動状態における休憩、宿泊施設の整備
- キ 応援部隊の活動必要資機材の調達
- ク 応援部隊の安全管理
- ケ 応援部隊の現場引揚げに対する配慮

(2) 関係機関との連携

広域災害の種別に応じて次の関係機関との間に事前段階及び災害現場において必要な事項について連携を図るものとする。

- ア 自衛隊
- イ 警察
- ウ 水道管理者
- エ 道路管理者
- オ 医療機関
- カ その他関係官公庁
- キ 民間輸送機関
- ク その他

7 その他必要事項

(1) 消防部隊集結場所の確保

市あるいは都道府県における応援部隊の受入体制として、次により集結場所を確保する。

- ア 地理的条件のよい幹線道路接近場所
- イ 大部隊が集結できる場所
- ウ 避難地と異なる場所
- エ その他

(2) 誘導員の配置

応援部隊の道案内のため、誘導員をおおむね次の場所に配置する。

- ア 国道及び県道等からの進入路及び交差点
- イ その他

(3) その他

- ア 医療機関の位置表示図の作成
- イ 備蓄倉庫等の位置表示図の作成
- ウ その他消防活動上必要な地図等の整備

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第7節 防災航空センターへの応援要請

市民生活部、消防本部

1 応援の要請

災害が次のいずれかに該当し、防災ヘリコプターの運航が必要と認める場合に、市長は、知事に対して要請を行う。

- (1) 市の消防力によっては、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (3) 防災ヘリコプターの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他緊急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 要請の方法

要請の方法は、防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行う。
なお、事後速やかに応援出動要請書を提出する。

- | |
|---------------------------|
| 1 応援の種別 |
| 2 災害発生(又は覚知)の日時、場所及び被害の状況 |
| 3 災害現場の気象状況 |
| 4 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法 |
| 5 臨時ヘリポート及び地上支援体制 |
| 6 その他の必要事項 |

3 臨時ヘリポートの選定

市は、避難場所と競合しない臨時ヘリポートを選定しておくものとする。

本節の関係資料

- 資料編 10-1 群馬県防災航空センター応援要請
同 13-1 ヘリポート予定地一覧

第8節 広域航空消防応援の派遣要請

消防本部

これは、消防組織法第44条の規定に基づき、大規模特殊災害が発生した場合、他の都道府県の市町村によるヘリコプターを用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請する場合の要請手続その他必要な事項を定めるものである。

1 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- 1 大規模な地震、風水害等の自然災害
- 2 山林等陸上からの接近が著しく困難な地域での大火災、大災害、大事故等
- 3 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- 4 その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

2 広域航空消防応援の種別

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動をする場合の出場(これに付随する救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救助物資、資機材、人員等の輸送のための出場

3 広域航空消防応援の要請手続

- (1) 消防長は、広域航空消防応援が必要となったときは、災害の規模等を勘案し、別表に示す要請先市町村を決定し、その旨を直ちに市長に報告のうえ、その指示に従って知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする(資料編20(1)広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート参照)。
 - ア 要請先(応援側)市町村
 - イ 要請者、要請日時
 - ウ 災害の発生日時、場所、概要
- (2) 消防長は、応援要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報すると同時に、知事へも同様の連絡を行うものとする。
 - ア 必要とする応援の具体的な内容
 - イ 応援活動に必要な資機材等
 - ウ 離発着可能な場所及び給油体制
 - エ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び無線による連絡の方法
 - オ 離発着場における資機材の準備状況
 - カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況
 - キ 他の消防本部にヘリコプターの応援を要請している場合の消防本部名
 - ク 気象の状況

- ケ ヘリコプターの誘導方法
- コ 当消防本部の連絡先
- サ その他必要な事項

4 広域航空消防応援のために出場したヘリコプターの指揮等

- (1) 出場したヘリコプターの指揮は消防長が行うものとする。この場合、当該ヘリコプターに搭乗している指揮者がヘリコプターの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨消防長に通知するものとする。
- (2) 当該ヘリコプターに搭乗している指揮者は活動に当たって当該消防本部通信指令課及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

5 経費負担区分

市は応援活動に要した費用のうち、次のものを負担するものとする。

- (1) ヘリコプターの燃料費
- (2) 隊員の出場手当、旅費、日当、宿泊費
- (3) 当該応援により特別に必要となったヘリコプターの修繕費
- (4) 応援中に発生した事故の処理に要した経費(土地、建物、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償、機体の補償費、その他の諸経費)。ただし、応援隊の重大な過失により発生した損害を除く。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他の諸経費の負担については、その都度協議し決めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 10-2 広域航空消防応援等要請連絡
同 13-1 ヘリポート予定地一覧表

第9節 自衛隊への災害派遣要請

共創企画部、県(総務部)、県警察、自衛隊

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- 1 車両、航空機等による被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
- 3 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- 4 堤防等の決壊に対する水防活動
- 5 消防機関の消火活動への協力
- 6 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- 7 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病害虫防除等の支援
- 8 通信支援
- 9 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- 10 被災者に対する炊き出し、給水の支援
- 11 救援物資の支給又は貸付けの支援
(防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令)
- 12 交通規制への支援
- 13 その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項

2 自衛隊の災害派遣要請に係る市長の措置

- (1) 市長は、災害時における人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が市等において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要であり若しくは効果的であると認めるときは、基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう、知事(危機管理課)に要求するとともに、桐生警察署長に連絡する。
- (2) (1)の要求は、資料編の様式に基づき文書で行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。
- (3) 市長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び市域に係る災害の状況を陸上自衛隊第12旅団長に通知することができる。
- (4) 市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び市域に係る災害の状況を陸上自衛隊第12旅団長に通知するものとする。
- (5) 緊急を要する場合の口頭による要請先は、次表のとおりとする。

送付先	所在地	電話番号
陸上自衛隊第12旅団 司令部第3部防衛課	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井1017-2	NTT 0279-54-2011 内線2286・2287 内線(夜間・当直室)2208 防災行政無線 71-3242

- (6) 市長は、(4)の通知をしたときは、基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

3 自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、被災直後の市及び県は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

4 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

(1) 警戒区域の設定(基本法第63条第3項)

災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(2) 応急公用負担等(基本法第64条第8項、第9項、第10項)

ア 災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。

オ その他手続については、基本法第64条による。

(3) 応急公用負担等(基本法第65条)

災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

5 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防及び自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて市災害対策本部に市、県、県警察、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節6「自衛隊連絡室」に準ずる。)

6 派遣要請後の変更手続

市長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

7 派遣部隊等の撤収要請

市長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事(危機管理課)に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

8 費用負担区分

- (1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた市が負担するものとする。
 - ア 宿泊施設の借上料
 - イ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道、電話料金
 - ウ 活動のために現地で調達した資材等の費用
 - エ 宿泊施設の汚物の処理料金
- (2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた市と自衛隊とで協議して定めるものとする。
- (3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

9 派遣部隊の受入

- (1) 市における派遣部隊の宿泊可能施設は次のとおりである

施設名	管理責任者	電話	収容人員数
桐生市立青年の家	所長	47-2186	500人
桐生市青少年野外活動センター	所長	32-2644	200人
新里福祉センター	所長	74-0090	100人
ふるさと探訪ふれあい館	地域振興整備課長	96-2113	40人

- (2) 市におけるヘリポート予定地
避難場所と競合しない臨時ヘリポートを選定しておくものとする。
- (3) 状況に応じて、自衛隊と協議のうえ(1)及び(2)以外の適地をそれぞれ選定する。

【参考】災害派遣実施の可否の判断3原則

- 人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、
- 公共性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。
- 緊急性：差し迫った必要性があること。
- 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

本節の関係資料

- 資料編 10-3 自衛隊の災害派遣要請等様式
- 同 13-1 ヘリポート予定地一覧表

第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害及び雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第1節 応急措置

共創企画部、都市整備部、消防本部

1 市長の応急措置

市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、必要な応急措置(消防、水防、救助その他必要な措置)を速やかに実施するものとする(基本法第62条第1項)。

2 出動命令等

市長は、市域に災害が発生するおそれがあるときは、消防機関に出動を命令するものとする。また、警察官等の出動については、状況に応じ警察署長に要請するものとする(基本法第58条)。

3 事前措置

市長は、防災上事前措置が必要と認めるときは、設備、物件の除去又は保安等について必要な措置をとるものとする(基本法第59条、水防法第9条、消防法第5条、屋外広告物法第7条)。

4 避難の指示

(1) 市長の指示

市長は、防災上必要と認めるときは、災害地の居住者、滞在者及びその他の者に対して避難のための立ち退きを指示するものとする(基本法第60条、水防法第29条)。ただし、水防については、水防法に定めるところによる。

(2) 警察官の指示

警察官は、(1)の避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、避難のための立ち退きを指示するものとする(基本法第61条)。

5 警戒区域の設定

- (1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、人命に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、警戒区域を定めるものとする。
ただし、水防、消防については、水防法、消防法に定めるところによる。
- (2) 市長又はその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求のあったときは、警察官は警戒区域を設定するものとする。
- (3) 市長は、市長の職権のもと災害応急措置を講ずる職員をあらかじめ指名し、これを警察署長等の関係機関に通知しておかなければならぬ。

6 工作物の使用等

市長は、災害応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条の規定により工作物の使用、収容、除去、保管等の措置をとるものとする。

7 従事命令

(1) 強制従事、命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は次に挙げるとおりである。

命 令 対 象 の 作 業	命 令 区 分	根 抠 法 令	執 行 者
消 防 作 業	従 事 命 令	消 防 法 第 2 9 条 第 5 項	消 防 吏 員 消 防 団 員
水 防 作 業	従 事 命 令	水 防 法 第 2 4 条	水 防 管 理 者 消 防 機 関 の 長
災 害 救 助 作 業 (災害救助法適用救助)	従 事 命 令 協 力 命 令	災 害 救 助 法 第 7 条 〃 第 8 条	知 事
災 害 応 急 対 策 作 業 (除災害救助)	従 事 命 令 協 力 命 令	基 本 法 第 7 1 条	知 事
災 害 応 急 対 策 作 業 (全般)	従 事 命 令	基 本 法 第 6 5 条 第 1 項	市 長
災 害 応 急 対 策 作 業 (全般)	従 事 命 令	〃 第 2 項	警 察 官
災 害 応 急 対 策 作 業 (全般)	従 事 命 令	警 察 官 職 務 執 行 法 第 4 条	警 察 官

(2) 強制命令の対象者

強制命令の対象者は、次に挙げる範囲とする。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消 防 作 業	1 火災の現場付近にある者
水 防 作 業	1 市の区域内の住民又は水防作業の現場にある者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (災害救助法、基本法による 知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者

命 令 区 分	従 事 対 象 者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (知事の協力命令)	1 救助に要する者及びその近隣の者
災 害 対 策 全 般 (基本法による 市長及び警察官の従事命令)	2 市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 3 その場所に居合わせた者 4 その事物の管理者及びその他関係者
災 害 繁 急 対 策 全 般	

(3) 公用令書の交付

従事命令、協力命令、保管命令、管理命令、使用命令、又は収容命令を発する場合においては、公用令書を交付して行うものとする。

なお、命令を変更し、又は取消しするときも同様とする。

(4) 損失補償

市長は、工作物の使用、収容等の処分が行われたため生じた損失について補償の請求があつたときは、補償するものとする。

(5) 損害補償

市長は、市長又は警察官が業務従事命令及び警戒区域の設定のため、市の区域内の住民、又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合、その者がそのために死亡し、負傷し、若しくは廃疾となったときは、その者又はその者の遺族、若しくは被扶養者に市条例に定めるところによりその損害を補償するものとする。

8 市の委員会等の応急措置

市の委員会、委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、市域に係る災害が発生し、又は発生しようとしているときは、市長の所轄の下にその所轄事務若しくは所轄事務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力するものとする。

9 警察署長、警察官の応急措置

災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、警察署長等の応急措置は、法令に定めるもののほか、県公安整備計画に定めるところによる。

10 河川関係障害物の除去

水防のため緊急の必要があるときは、市長、消防長及び消防団長は、水防の現場において自力又は作業員、技術者及び建設業者を動員して工作物その他の障害物の除去を実施する。原則として工作物等又は障害物は、次の場所に集積するものとし、工作物等は、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長が保管するものとする。

(1) 状況により一時的に交通の障害にならない場所

(2) 県、市有空き地

第2節 災害の拡大防止及び二次災害の防止

共創企画部、産業経済部、都市整備部、地域振興整備局、消防本部、
水防管理者、河川管理者、農業用用排水施設管理者、ダム・水門・水路等の管理者、
土砂災害防止事業実施機関、雪崩防止事業実施機関、道路管理者、県(国土整備部)

1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

- (1) 市及び県は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 市及び県は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。
- (3) 市は、前橋地方気象台より提供される風水害時の応急活動を支援するための被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。
- (4) 市は、前橋地方気象台及び県(砂防課)により、地震等で土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げが実施されることに留意するものとする。

2 浸水被害の拡大の防止

- (1) 水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供を依頼する。
- (3) 河川管理者、農業用用排水施設管理者及びその他の水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

3 土砂災害の拡大の防止

- (1) 市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るために、専門技術者等を活用して土砂災害等の危険箇所や山地災害危険地区の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するものとする。
- (2) 市は、地すべりによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において適切な避難勧告等の判断が行えるように、県(砂防課)が行う土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査情報の提供を求めるものとする。

4 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

5 雪害の拡大の防止

- (1) 道路管理者は、積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画等に基づき、道路の除雪を実施するものとする。
- (2) 市は、積雪による家屋倒壊による被害の防止や生活道路の早期除雪のため、住民に対し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を奨励するとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯及び母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員、自治会、自主防災組織及び消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。
なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起するものとする。

6 被災宅地の二次災害対策

市は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|-------------------|
| 資料編 | 2-1 | 重要水防箇所一覧表 |
| 同 | 2-2 | 土石流危険渓流一覧表 |
| 同 | 2-3 | 地すべり危険箇所一覧表 |
| 同 | 2-4 | 急傾斜地崩壊危険区域一覧表 |
| 同 | 2-5 | 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 |
| 同 | 2-7 | 山地災害危険地区一覧表 |
| 同 | 2-10 | 土砂災害警戒区域等の指定状況 |
| 同 | 2-11 | 土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表 |
| 同 | 7-1 | 桐生市で管理する水門・樋管等 |
| 同 | 7-3 | 水防倉庫及び備蓄資材 |

第5章 救助・救急及び医療活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、市民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

保健福祉部、消防本部、住民、自主防災組織、消防機関、県警察、自衛隊、県(総務部ほか)、その他防災関係機関

1 住民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

- (1) 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関及び警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。
このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 救助・救急活動に必要な資機材については、市、群馬県地域防災センター、行政県税事務所等の備蓄倉庫、土木事務所及び事業所等の資機材の貸出しを受けるものとする。
- (3) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関及び警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

2 消防本部による救助・救急活動

消防本部は、次により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。
- (2) 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- (3) 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- (4) 重機類等資機材を有効に活用する。
- (5) 要救助案件が多発し多数の隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。
- (6) 消防本部は、必要に応じ消防相互応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防本部(緊急消防援助隊)の派遣を要請するよう、知事(消防保安課)に求める。
- (7) 消防本部は、必要に応じ、群馬DMAT指定病院又は群馬DMAT指定組織に対し、群馬DMATの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事(医務課)に報告するものとする。

3 市による救助・救急活動

市は、必要に応じ、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行わせるものとする。また、国、県又は他の市町村の応援が必要な場合は、迅速に要請するものとする。

4 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、僅かな音や声を聞き分ける必要がある場合、救出活動実施機関は、相互に調整のうえ、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

5 被災地域の市町村への応援

市は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

6 関係機関の連携

- (1) 市は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、県、各消防機関、警察及び自衛隊と情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。
この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報(要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び調整を行うものとする。(風水害・雪害対策編第2部第3章第9節5「災害派遣活動の総合調整」に準ずる。)
- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DM A T)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
- (3) 市及び県は、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

7 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

8 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
また、消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

本節の関係資料

- | | |
|---------|-----------------|
| 資料編 7-3 | 水防倉庫及び備蓄資材 |
| 同 10-1 | 群馬県防災航空センター応援要請 |
| 同 10-2 | 広域航空消防応援等要請連絡 |
| 同 10-3 | 自衛隊の災害派遣要請等様式 |
| 同 11-1 | 医療機関一覧表 |
| 同 14-1 | 災害備蓄品等備蓄状況 |
| 同 20-1 | 災害応援協定等一覧表 |

第2節 医療活動

保健福祉部、県(健康福祉部、総務部)、警察、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、桐生市医師会、医薬品及び医療資機材の供給業者、その他の医療関係機関

災害のため地域医療等の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関等の混乱のため、市民が医療、助産等の手段を失った場合は、医療機関との連携のもとに、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動を実施する。

1 市内の医療機関による医療活動

市内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転院する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転院先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県(消防保安課又は医務課)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

(1) 救護所の設置

市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置する。

(2) 救護班の派遣

市は、桐生市医師会等に救護班の編成を要請し、救護所に派遣する。また、日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班(DMAT等)の派遣を要請する。

(3) 救護所での活動

救護所では次の医療活動を行う。

ア 傷病者に対する応急処置

イ トリアージ(傷病者ごとの治療の優先順位)の実施

ウ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

エ 死亡の確認

オ 緊急時の助産

3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員及び看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

5 後方医療活動

救護所、災害拠点病院及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、県(医務課)と調整して被災地域外の医療機関に広域的後方医療活動を要請する。

被災地域外の医療機関への搬送は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。

6 災害拠点病院の役割

- (1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。
 - ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
 - イ 自己完結型の救護チームの派遣
 - ウ 地域の医療機関に対する応急用資機材の貸出し
- (2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。
 - ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
 - イ 救護チームの派遣を共同して行う。

7 被災者のこころのケア対策

市は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県(障害政策課)、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 | こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供 |
| 2 | こころのケア対策現地拠点の設置 |
| 3 | 精神科医療の確保 |
| 4 | 災害派遣精神医療チーム(D P A T)等の派遣及び受入れ |
| 5 | こころのホットラインの設置と対応 |
| 6 | その他災害時のこころのケア活動に必要な措置 |

8 薬剤師班の派遣

指定避難所等において薬剤師が不足する場合は、関係団体や国(厚生労働省)に対して、薬剤師の派遣を要請する。

9 医薬品及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関の管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、市又は県(薬務課)に供給を要請するものとする。
- (2) 救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、市又は県(薬務課)に供給を要請するものとする。
- (3) 市又は県(薬務課)は、県薬剤師会及び群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

10 費用の負担

救護のため要した費用(災害救助法が適用された場合を除く。)は、市が負担するものとする。

本節の関係資料

資料編 11-1 医療機関一覧表
同 13-1 ヘリポート予定地一覧表

第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

共創企画部、消防本部、県(県土整備部、総務部)、警察、道路管理者、自衛隊、鉄道事業者

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- 1 人命の安全
- 2 被害の拡大防止
- 3 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員及び情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ア (1)の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ア (1)、(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

第2節 交通の確保

共創企画部、産業経済部、都市整備部、県(県土整備部、総務部)、警察、道路管理者、自衛隊、鉄道事業者

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、一般車両を通行禁止にするなどの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県(道路管理課)及び県警察に連絡するものとする。

2 交通規制等の実施

- (1) 県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、市及び県(道路管理課、危機管理課)と協議のうえ(協議する暇がないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間(以下「通行禁止区域等」という。)を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。

- 1 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる消防車)
- 2 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる救急車)
- 3 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車(1に掲げるものを除く。)
- 4 都道府県又は市町村が傷病者の応急手当(当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。)のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車
- 5 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車
- 6 医療機関(重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。)が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車
- 7 警察用自動車(警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務遂行のため使用するもの
- 8 自衛隊用自動車(自衛隊において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊運用のため使用するもの
- 9 檢察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの
- 10 刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のため使用するもの
- 11 入国者収容所又は地方入国管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの
- 12 電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車
- 13 水防機関が水防のための出動に使用する自動車
- 14 輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車
- 15 医療機関が臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車

- 16 道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの
- 17 総合通信局又は沖縄総合通信事務所において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局(電波法(昭和25年法律第131号)第108条の2第1項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を発射しているものに限る。)の探査のための出動に使用するもの
- 18 交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査(交通事故があった場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。)のための出動に使用するもの
- 19 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として基本法施行令第33条に基づく確認を受けたもの

- (2) 市は、警察が交通規制を実施したとき、直ちに連絡を受けるものとする。
- (3) 道路管理者は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるとき、又は県公安委員会(警察本部、警察署)から要請を受けたときは、基本法第76条の4の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等するものとする。
- (4) 市は、交通規制を行う必要があると認めるときは、警察にその旨を連絡するものとする。
- (5) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 市は、警察署長の要請があった場合、交通指導員に緊急輸送道路の確保等の緊急時における交通整理を依頼するものとする。

3 道路啓開等

- (1) 道路における障害物の除去は、道路法並びに道路交通法に定めるところにより、それぞれ道路管理者、警察署長又は警察官が自力又は作業員、技術者及び建設作業員を動員して除去を実施するものとする。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道路管理者は、基本法第76条の7の規定に基づき、知事(道路管理課)から、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートの確保をすることが必要な場合、広域的な見地から指示を受けるものとする。
- (4) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等(雪害における除雪を含む。)に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。
- (5) 道路管理者は、緊急輸送を確保するため必要と認めるとき又は、県(道路管理課)からその要請を受けた場合は、応急復旧等を実施するものとする。
- (6) 障害物は原則として次の場所に集積するものとする。
 - ア 状況により一時的に交通の障害にならない場所
 - イ 県、市有空き地

4 航空輸送の確保

- (1) 負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を發揮する。このため、市は、必要に応じ、避難場所と競合しないヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。
- (2) ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。

5 輸送拠点の確保

- (1) 救援物資輸送のための車両等が被災現場に集中することを防ぎ、救助活動等現場活動が円滑に行われるようするため、救援物資広域集積場所は、桐生地方卸売市場に設置する。加えて、輸送拠点が使用できない場合を想定し、あらかじめ利用可能な施設を把握しておく。また、関係機関及び住民等にその周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

本節の関係資料

- 資料編 12-1 異常気象時の通行規制区間及び規制基準
同 12-2 輸送拠点一覧表
同 13-1 ヘリポート予定地一覧表

第3節 緊急輸送

共創企画部、総務部、県(総務部、県土整備部)、県警察、その他防災関係機関

1 輸送手段の確保

市、県及びその他防災関係機関は、次により輸送手段を確保するものとする。

(1) 自動車の確保

- ア 市及び災害応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共団体等の車両等
- ウ 営業用自動車等
- エ その他自家用車両等

(2) 一度に多数の車両等を要し、(1)により不足するときは、次の事項を明示のうえ、契約検査課にて調達を行う。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は台数
- ウ その他

(3) 市及び県は、必要に応じて関東運輸局(群馬運輸支局)に対して要請を行い、自動車運送事業者からの緊急輸送の協力を得るものとする。

(4) 鉄道の確保

市及び県(交通政策課)は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

2 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課、行政県税事務所)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

ア 第1順位の対象車両

- (ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被害情報収集のための政府及び地方公共団体の人員
- (エ) 医療機関に搬送する重傷者
- (オ) 交通規制に必要な人員及び物資

上記(ア)～(オ)を輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- (カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員及び情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

- (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

上記(カ)、(キ)を輸送する車両については、上記(ア)～(オ)の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- (ア) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

上記(ア)～(ウ)を輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- (ア) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (イ) 生活必需品

上記(ア)、(イ)を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認事務に係る関係機関の連携

知事(危機管理課、行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部、警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮したうえで、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(4) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

ア 申出者 当該車両の使用者

イ 申出書の様式 資料編12-3-1

ウ 受付窓口

(ア) 県…各行政県税事務所又は総務部危機管理課

(イ) 公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課

エ 交付物件

(ア) 緊急通行車両確認証明書 資料編12-3-2

(イ) 標章 資料編12-3-3

オ 確認処理簿 資料編12-3-4の例による。

本節の関係資料

資料編 12-3 緊急通行車両関係様式

同 20-1 災害応援協定等一覧表

第7章 避難の受入活動

風水害又は雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活回復への第一歩を用意する必要がある。

第1節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

共創企画部、総務部、市民生活部、保健福祉部、子どもすこやか部、地域振興整備局、教育部

市長は、災害発生のおそれのある場合又は災害が発生した場合は、必要に応じて速やかに指定避難所等を開設し、安全が確保されるまでの間、あるいは被害を受けた住家の復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保する。

1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 市は、発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等と併せて指定緊急避難場所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を開設したときは、開放の状況を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察及び消防本部等に連絡するものとする。

2 指定避難所の開設

- (1) 市は、発災時に必要に応じて洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 指定避難所の開設に当たっては、公民館や一部の小学校の体育館等を一次避難所として開設する。開設された避難所へ受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の指定避難所を二次避難所として段階的に開設する。また、必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設するものとする。
- (3) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (4) 市は、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (5) 市は、指定避難所を開設したときは、開放の状況を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察及び消防本部等に連絡するものとする。
- (6) 市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

3 管理責任者の配置

市は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に常駐する管理責任者を配置するものとする。

4 市外在住者、ホームレス等の受入れ

市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した市外在住者やホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

5 自主避難所の開設

- (1) 市は、台風の接近が予想される際や大雨により、洪水や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき、事前に避難を希望する人を受け入れるために自主避難所を開設する。
- (2) 市は、自主避難所開設後、気象等の状況により避難情報を発令する際は、自主避難所を一次避難所へ移行することができる。

6 家庭動物同行者の避難場所の開放

市は、動物アレルギーや鳴き声等、他の避難者への配慮から避難所の生活スペースへ家庭動物の連れ込みを原則禁止していることから、台風や大雨など、自宅外への退避の期間が数時間から数日程度と、比較的短期間で済むと見込まれる災害の際は、あらかじめ選定しておいた家庭動物同行者の避難場所を設置し、周知するものとする。

7 指定避難所の運営

- (1) 感染症や長期の避難生活によるエコノミークラス症候群への注意喚起に努める。
- (2) 災害時の家庭動物の扱いは、飼い主の責任とする。指定避難所における生活場所への家庭動物の持込みは原則的に禁止とする。

8 避難者に係る情報の把握

市は、指定避難所ごとに資料編による避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自治会や自主防災組織、消防団及びN P O 法人・ボランティア等関係機関と連携し、避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅や車中等で避難生活を送る人(以下「在宅避難者等」という。)の把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

9 避難者に対する情報の提供

市は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。
また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。

10 良好な生活環境の確保

- (1) 市は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。
 - ア 受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。
 - イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。
 - ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
 - エ 自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

- オ 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、食料、水その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。
- カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
- キ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ク 被災地における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉部局が連携し、必要な場合にはホテルや旅館等を活用することを含め検討に努めるものとする。
- (2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (3) 避難生活が長期化した場合は、必要に応じて、民間賃貸住宅及び旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、避難者の健康管理に特に配慮し、避難生活の長期化に伴う新たな課題などに対応するため、避難者の不安、疑問、不満等に個別に相談を受け、ストレスの軽減や避難所運営の改善につなげるため、相談窓口等を設置することとする。
- (4) 避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

11 要配慮者への配慮

- (1) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (2) 市は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。
また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。
- (3) 市は、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 市は、福祉避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)及び警察等に連絡するものとする。

12 男女のニーズの違いに対する配慮

市は、指定避難所の運営においては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

- | |
|----------------------------------|
| 1 指定避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。 |
| 2 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。 |
| 3 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。 |
| 4 プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。 |
| 5 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。 |
| 6 安全を確保するために巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。 |

13 在宅避難者等への配慮

市及び県は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

14 指定避難所の早期解消

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 6-1 避難所に関する類似用語の説明等
- 同 6-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表
- 同 20-1 災害応援協定等一覧表

第2節 応急仮設住宅等の提供

都市整備部、県(県土整備部、総務部)

1 応急仮設住宅の提供

- (1) 応急仮設住宅の建設は、県地域防災計画の定めるところにより知事が行い、市長は、補助機関として仮設住宅の必要な概数の把握や、入居者の選定及び敷地の確保について協力するものとする。
- (2) 市又は県(建築課)は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努めるものとする。
- (3) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (4) 市又は県(住宅政策課)は、応急仮設住宅の供給に併せて、既設の市営住宅の空き家を利用するとともに、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時等には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。
- (5) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び調整

市又は県(建築課)は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 市又は県(建築課、住宅政策課)は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。
- (2) 市又は県(建築課)は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

4 入居者の選定

応急仮設住宅等の入居者は、関係機関及び地区責任者等と協議のうえ、決定する。

入居者の選定に当たっては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及び家庭動物の飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者が優先的に入居できるよう配慮するものとする。

5 住宅の応急復旧活動

市又は県(住宅政策課)は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

本節の関係資料

- 資料編 16-1 応急仮設住宅等の提供
同 16-2 住宅資材等の調達先及び建設業者

第3節 広域一時滞在

共創企画部、都市整備部、県(総務部ほか)

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が市内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村等へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県(危機管理課)へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難並びに避難先市町村からの指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村へ直接協議するものとする。
- (2) 市は、県内の他市町村へ協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県(危機管理課)に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) 他自治体より(1)の協議を受けた際は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、被災した住民に対し公共施設等を提供するものとする。
- (4) 他自治体より(1)の協議を受けた際は、被災市町村の住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、被災市町村に対し、通知するものとする。
- (5) 市は、県内の他市町村から受け入れる旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、県(危機管理課)に報告するものとする。
- (6) 市は、協議先市町村と協議のうえ、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

2 他都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他都道府県内の市町村への広域的な避難並びに避難先市町村からの指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県(危機管理課)に対し当該の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県(危機管理課)は、市から協議要求があった場合、他都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待つ暇がないと認められるときは、市の要求を待たず、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとする。
- (3) 県(危機管理課)は、協議先都道府県からの通知(協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知)を受けたときは、速やかに、その内容を(1)の協議を求めた本市に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (4) 市は、県から受け入れる旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (5) 市は、県外の協議先市町村と協議のうえ、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (6) 市は、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を県(危機管理課ほか)及び指定地方公共機関等に対し要請する。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ

(共創企画部、総務部、都市整備部、教育部、県(総務部、健康福祉部、県土整備部、教育委員会))

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等(以下「被災県」という。)から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、市及び県においては、県境を越えた広域避難者(以下「広域避難者」という。)の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、県内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

1 受入可能な施設の情報提供

市は、県から広域避難者を受入可能な施設の報告について依頼を受けた場合、あらかじめ指定した指定避難所の中から施設を選定し、県に報告する。また、施設の所在地、受入可能な人数等の施設に関する詳細情報についても提供する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 市は、市内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「広域避難者受入総合窓口」を設置する。市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県(危機管理課)へ報告するものとする。
- (2) 市及び県(危機管理課ほか)は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 市及び県(危機管理課)は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

3 避難所開設の依頼

市は、県(危機管理課)と調整のうえ、通知により選定された避難所の開設の依頼を受けたときは、風水害・雪害対策編第2部第7章第1節1「指定緊急避難場所の開放」の規定に準じて、開設の準備を行う。

4 広域避難者の受入れ

- (1) 市は、県(危機管理課)と調整し、県が受け入れた広域避難者について実施する救助の方針についての通知を受け、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (2) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。
なお、群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、開設された群馬県又は市の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び市が調整した結果に基づき、市の運営する避難所へと移動することとする。
- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は市においてバス等の移動手段を手配する。

5 避難所の運営

- (1) 管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等
(風水害・雪害対策編第2部第7章第1節2、3及び8の規定に準ずる。)
- (2) 良好的な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮
(風水害・雪害対策編第2部第7章第1節9、10及び11の規定に準ずる。)
- (3) 広域避難者に係る情報等の県への報告
市は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県(危機管理課)へ報告する。
- (4) 被災県からの情報等の避難者への提供
市は、県を経由して被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ隨時提供するものとする。
この際には、県が作成した生活支援関連情報を取りまとめた情報誌を使用するなど、広域避難者への分かりやすい情報提供に努める。

6 市営住宅及び民間賃貸住宅のあっせん

市は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいては、既設の市営住宅の空き家を利用するとともに、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを行うものとする。

7 県及び県内市町村との協力

市は、適宜県との連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、県及び県内市町村と協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

8 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

市(教育委員会)及び県(教育委員会)は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の市内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認したうえで、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

9 避難所の閉鎖

市は、県から避難所の閉鎖通知を受けたときは速やかに避難所を閉鎖する。

本節の関係資料

資料編 6-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第5節 帰宅困難者の支援

共創企画部

災害時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。

帰宅困難者自身の安全確保の問題や、道路渋滞等の問題が予想されるため、帰宅不能の場合には交通機関復旧までの避難場所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援等を行うものとする。

1 情報の提供

市は、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、上毛電気鉄道株式会社、わたらせ渓谷鐵道株式会社及びバス運行事業者と連携して、帰宅困難者発生状況を把握し、帰宅に必要な被害状況や交通状況等の情報提供を行うものとする。

2 帰宅困難者の支援

市は、帰宅行動を支援するために、食料・飲料水・地図を配布するよう努めるものとする。

徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、食料・水・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるように努め、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

また、鉄道等の途絶による帰宅困難者は、最寄りの公共施設に誘導するよう鉄道事業者等に協力を求めるものとする。

3 帰宅困難者に対する取組

(1) 普及啓発

市は、事業所等における一斉帰宅の抑制及び備蓄の促進等必要な対策を行うよう、普及啓発に努めるものとする。

(2) 一時避難施設の提供

市は、帰宅困難者のため、既存の避難所等一時避難施設の提供に努めるものとする。

4 事業所等の取組

(1) 従業員の待機

事業所等は、従業員等の安全を確保するため、事業所建物の被災状況を確認のうえ、必要に応じて従業員等を一定期間とどめるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、必要な食料・飲料水・毛布等の備蓄に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 6-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市及び県等は、被災者の生活を維持するため、必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

共創企画部、産業経済部、水道局、教育部、水道事業者、
県(総務部、健康福祉部、農政部、産業経済部、会計局)、日本赤十字社

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

市は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

2 食料の調達

- (1) 市は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 相互応援協定締結市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援の要請
- (2) 食料の供給は、被災者等が直ちに食することのできるものとする。
- (3) 供給品目は、米穀、乾パン又は麦製品及び副食品とし、また、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める(アレルギー対応の食料など)。

3 食料の供給

- (1) 食料の供給は以下の場合において行うものとする。
 - ア 被災者に対し、炊き出し等による供給を行う必要がある場合
 - イ 災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
 - ウ 被災地における救助活動、急迫した災害の防災活動等に従事するものに対して供給を行う場合
- (2) 食料の供給は以下の方法で行うものとする。
 - ア 避難所に収容されたもの
 - 調達した食料をあらかじめ避難所ごとに指定された責任者を通じて供給する。
 - イ 被災者に対するもの
 - 調達した食料を直接供給するほか、小売販売業者又は取扱者を指定して行う。
 - ウ その他災害対策要員に対するもの
 - 上記アに準じて行う。

4 炊き出しの場所、方法、期間等

(1) 炊き出し場所

指定された炊き出し場所で行う。ただし、災害等の状況に応じては、避難施設において行う。

指定炊き出し場所

名 称	所 在 地	電 話
学校給食中央共同調理場	美原町5番19号	45-0003
〃 新里共同調理場	新里町山上867番地1	74-8159
〃 黒保根共同調理場	黒保根町水沼465番地1	96-2354

(2) 炊き出しの方法

地区的自治会、婦人会及び婦人消防隊等の団体の協力を得て行うものとする。

(3) 期間

炊き出し、その他による食料の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

5 飲料水の調達

- (1) 水道事業者は給水を必要とする場所において運搬給水又は避難施設等に設置してある震災対策用飲料水貯水槽から飲料水を給水するものとし、最低限一人一日3ℓ程度の飲料水の確保に努める。
なお、給水を行うに当たっては、住民に給水場所、時間等について事前に広報する。
運搬給水の拠点となる施設は以下のとおりである。

名 称	所 在 地	電話
元宿浄水場	元宿町14番37号	0277-44-3363
上菱浄水場	菱町五丁目321番地	0277-32-1031
第十配水場	新里町板橋245番地4	—
黒保根浄水場	黒保根町下田沢1900番地53、841	—

- (2) 水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請するものとする。
- (3) 市は、避難の長期化が見込まれる場合など、必要に応じて備蓄しているペットボトル入り飲料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 相互応援協定締結市町村に対する応援要請
 - エ 県に対する応援要請

6 衣料、生活必需品等の調達

被災者に対する衣料・生活必需品等の供給又は貸与については、市長が実施する。不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合における被災者に対する衣料、生活必需品等の供給、物資の確保及び輸送は、知事が行い、被災者に対する供給は、知事の補助機関として市長が実施する。

- 1 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
- 2 製造・販売業者からの購入
- 3 相互応援協定締結市町村に対する応援の要請
- 4 県に対する応援要請
- 5 義援物資の募集

7 物資の配給

市及び水道事業者は、市が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊き出しによる米飯を配給できるよう努める。
なお、炊き出しについては、自主防災組織、婦人会及びN P O 法人・ボランティア等の協力を得るものとする。
- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 高齢者、障がい者及び乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

8 燃料の供給

災害時等において燃料が不足した場合、県と県石油協同組合との燃料供給に関する協定に基づき、市は、市民の安全を確保するため特に重要な施設、事業について県に対して燃料の優先供給を要請する。

市も一般事業者等との間で燃料の優先的な供給に関する協定の締結を推進するなど、燃料の調達体制の整備を進め、また、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料供給実施状況について情報提供に努めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 14-1 災害備蓄品等備蓄状況
- 同 14-2 食料等の調達先一覧表
- 同 20-1 災害応援協定等一覧表

第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市及び県等は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

市民生活部、保健福祉部、都市整備部、水道局、県(健康福祉部、環境森林部)

1 被災者の健康状態の把握等

- (1) 市は、被災者の心身の健康状態把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士及び管理栄養士等を派遣し、巡回健康相談などを実施する。
- (2) 市は、巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、原則として、管轄する保健福祉事務所を通じて、県(健康福祉課)に応援を要請する。
- (3) 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障がい者及び乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者及びN P O法人・ボランティア等の協力を得て実施するものとする。
- (4) 市は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

2 食品衛生の確保

市は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する食料や飲料水について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

3 し尿の適正処理

- (1) 市は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (2) 市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレ用の便座等を調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。
- (3) 市は、仮設トイレの管理に当たり、必要な消毒剤を用意・散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 市は、境野水処理センターでし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県に応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

4 ごみ(水害廃棄物)の適正処理

- (1) 市は、ごみの収集運搬に関して、市内の被災状況、避難所の開設状況及びごみ収集車の配車状況等から収集運搬計画を作成し、ごみの収集運搬を行う。また、ホームページ等を活用して、ごみの分別方法や出し方の決まり等を住民に周知するものとする。
- (2) 市は、ごみの処理に関して、市の処理能力を超えるごみが排出された場合は、必要に応じて県や他市町村に応援を要請する。また、収集したごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

5 災害廃棄物の適正処理

市は、災害廃棄物処理に関する計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行うものとする。

6 報告

災害時に清掃応急対策を行ったときは、県地域防災計画に定める様式により、東部環境事務所を経由して県に報告するものとする。

7 災害時における動物の管理等

市及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、桐生が岡動物園内の特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 11-1 医療機関一覧表
- 同 15-1 市内清掃施設一覧表
- 同 20-1 災害応援協定等一覧表

第2節 防疫活動

保健福祉部、県(健康福祉部)

市及び県(保健予防課)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

1 市の防疫活動

県(保健予防課)の指示及び桐生保健福祉事務所の指導に基づいて防疫活動を実施する。

2 防疫組織

- (1) 感染症予防委員の選任
市は、知事の設置指示に基づき選任する。
- (2) 防疫班
市は、防疫実施のため、市職員をもって編成する。
- (3) 検病調査班
市は、桐生保健福祉事務所で編成した検病調査班に協力する。

3 防疫の種別と方法

- (1) 防疫班は、知事の指示があったときは、次の防疫活動をする。
 - ア 予防接種法第6条に規定する臨時予防接種の実施
 - イ 感染症法第27条に規定する消毒措置の実施
 - ウ 感染症法第28条に規定するねずみ族、昆虫等の駆除
 - エ 感染症法第31条に基づく生活の用に供される水の使用制限等(供給を含む)
 - オ 指定避難所の衛生保持
 - カ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- (2) 市は、検病調査班が行う被災者の検病調査と健康診断に協力する。
- (3) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。
- (4) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(保健予防課)に協力を要請する。
- (5) その他、県(保健予防課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

4 報告

災害時における防疫に関する報告は、県地域防災計画によるほか群馬県災害防疫対策実施要綱に基づき遅滞なく実施するものとする。

＜感染症法に基づく分類＞

一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものに限る。)

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

四類感染症：E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽(たんそ)、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、ボツリヌス症、マラリア、野うさぎ病

※ そのほか既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、上記に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

五類感染症：インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、クリプトスピロジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症

※ そのほか、既に知られている感染性の疾病(四類感染症を除く。)であって、上記に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの

新型インフルエンザ等感染症：新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザ

(「感染症法」改正 令和元年9月14日施行)

第3節 行方不明者の搜索及び遺体の処置

市民生活部、消防本部、消防機関、県警察、県(健康福祉部)

1 行方不明者の搜索

市、桐生警察署と協力して行方不明者の搜索に当たるものとする。

2 遺体の搜索

- (1) 遺体の搜索は、市において消防団及び奉仕団の労働等により救出に必要な機械器具等を使用して実施するものとする。
なお、市において実施できないときは、他機関から応援を得て行うものとする。
- (2) 遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の実情により死亡していると推定される者に対して行う。
- (3) 災害救助法適用時の基準
 - ア 捜索期間
災害発生の日から10日以内とする。
 - イ 費用の範囲
群馬県災害救助法施行細則(昭和35年群馬県規則第26号)の定めるところによる。

3 遺体の処置等

市は、災害により死者が発生したときは、関係機関等の協力を得て、次により遺体の処置を行うものとする。

- (1) 遺体の処置の範囲
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 検案(死因、その他について医学的検査)
- (2) 遺体処置の期間
 - ア 遺体処理の期間は、原則として災害発生の日から10日間とする。
 - イ 災害発生から10日間で処置が終了しない場合は、必要に応じて期間の延長手続(知事への申請手続)をとるものとする。
- (3) 遺体処置の費用
 - ア 遺体処置に係る費用は、市の慣行料金の額以内とする。
 - イ 災害救助法適用時は、群馬県災害救助法施行細則の定めるところによる。

4 遺体の安置

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について桐生市斎場に収容し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。収容能力を超えた場合又は収容が不可能な場合は、他の利用可能な市有施設を使用するものとする。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。 |
| 2 | 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。 |
| 3 | 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。 |
| 4 | 遺体処置表及び遺留品処理表を作成のうえ、「氏名札」を棺に添付する。 |

5 遺体の身元の確認

市は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

6 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録のうえ、遺体を引き渡すものとする。

7 遺体の埋火葬

災害によって死亡したもので、市長がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋葬を行うものとする。

(1) 実施者及び方法

埋葬の実施は、市において直接土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

なお、埋葬の実施に当たっては次に留意すること。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後行う。

イ 身元不明の遺体については、埋葬は土葬とする。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋葬は行旅死亡人としての取扱いによる。

(2) 災害救助法による場合の基準等

ア 対象及び範囲

災害の際、死亡したものについては、遺体の応急的処理を行うものとし、次の範囲により支給する。

(ア) 棺代

(イ) 埋葬又は火葬代

(ウ) 骨つぼ及び骨箱代

イ 費用

群馬県災害救助法施行細則の定めるところによる。

ウ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 公衆衛生上問題が生じる場合

市は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県(食品・生活衛生課)を通じて厚生労働省に協議するものとする。

(4) 埋火葬能力を超える場合

市は、遺体の数が多数にのぼり、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(食品・生活衛生課)に応援を要請するものとする。

本節の関係資料

資料編 18-1 災害救助基準

同 20-1 災害応援協定等一覧表

第10章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

共創企画部、県(知事戦略部、生活こども部ほか)、ライフライン事業者、放送・報道機関、その他防災関係機関

1 広報活動

- (1) 市、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。
- (2) 広報内容
広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示するとおおむね次の事項である。
 ア 気象等に関する情報
 イ 災害発生(被害)情報
 ウ 災害応急対策の実施状況
 エ 地域住民のとるべき措置
 オ 避難勧告等の避難情報
 カ その他民心の安定及び社会秩序維持のための必要な事項
- (3) 広報媒体
広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示するとおおむね次のとおりである。特に被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努めるものとする。
 ア 広報車による広報
 イ 防災行政無線による広報
 ウ 防災ラジオによる広報
 エ テレビ、ラジオ等マスメディアによる広報
 オ 市のホームページによる広報
 カ Twitter、Facebook等SNSによる広報
 キ 広報紙、チラシ等の掲示、配布
 ク 自主防災組織による広報
 ケ 市の登録制メール、携帯電話会社の緊急速報メールサービスによる広報
 コ 災害情報共有システム(Lアラート)による広報
- (4) 情報提供機関の連携
市、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。
また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。
- (5) 要配慮者への配慮
市、防災関係機関及び報道関係機関は、避難勧告等の伝達など災害広報の実施に当たっては、要配慮者に対しても確実に情報が伝達されるよう配慮するものとする。

(6) 情報の入手が困難な者への配慮

市及び県は、災害により孤立化するおそれがある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者及び帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(7) 広報の記録

市は、広報に関する記録を整備保管しておくものとする。

(8) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、その他防災関係機関と緊密な連絡のもとに広報体制を早期に確立し、状況を迅速に把握して、隨時適切な方法で広く広報を実施する。

2 広聴活動

(1) 窓口の設置

市及び県(県民活動支援・広聴課ほか)等は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

(2) 安否情報の提供

市は、県(危機管理課)とともに、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関及び都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第11章 社会秩序の維持に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動搖も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

第1節 社会秩序の維持

共創企画部、市民生活部、警察

1 安全確保

警察は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。また、市は県警察に必要に応じて上記の活動を求めるものとする。

2 犯罪の取締り

警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

3 安全確保に関する広報啓発活動等

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに、住民等からの相談については、親身に対応するなど、不安軽減に努めるものとする。

第12章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止ための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1節 施設、設備の応急復旧

市民生活部、水道局、教育部、県、施設・設備等の管理者

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 市、県及び施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとし、市と各事務所等関係機関との連絡を密に行うこと努める。
- (2) 市及び県は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等における被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、市、県、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関の災害対策現地情報連絡員(リエゾン)は、相互に連携し活動するものとする。

本節の関係資料

- 資料編 4-1 各種ライフライン担当連絡先一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第2節 公共土木施設の応急復旧

都市整備部、地域振興整備局、公共土木施設の管理者

1 迅速な応急復旧の実施

道路、橋りょう、堤防等公共土木施設の管理者は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行うものとする。また、応急工事を実施する場合は、被害状況が分かる写真、その他関係資料を整備しておくものとする。

2 重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

3 応急措置

公共土木施設の管理者は、災害により施設が被害を受けたことにより被害が拡大するおそれがあるとき、あるいは応急対策上施行の必要があるとき(例えば堤防の決壊、道路、橋りょう等の被害による交通不能、若しくは、交通上甚だ危険なとき等)は、できる限り速やかに実情に即した方法により応急復旧を行うものとする。また、ゲリラ豪雨(集中豪雨)など雨量の多いときには、市内に4か所あるアンダーパス(立体交差で掘り下げ式になっている道路)を巡回するなど、防災体制や方策を見直し、豪雨災害への警戒や避難活動をより効果的に実施できるようにするものとする。

4 関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第3節 電力施設の応急復旧

共創企画部、電気事業者、県(企業局)

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県(発電課)は市と緊密な連絡を取り、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- 1 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- 2 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

4 電力関係機関相互間の応援

電気事業者及び県(発電課)は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認したうえで送電を行うものとする。

6 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとし、市はこれに協力するものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第4節 ガス施設の応急復旧

共創企画部、都市ガス事業者(公営ガス事業者を含む。)、L Pガス事業者

1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、市と緊密な連絡を取りながら供給区域内の情報を収集し、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行い、被害拡大防止及び二次被害防止に努めるものとする。

2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- 1 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- 2 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

4 ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認したうえで供給を行うものとする。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとし、市はこれに協力するものとする。

7 L Pガス事業者の実施する応急復旧

L Pガス事業者は、都市ガス事業者同様に市及び県と緊密な連絡を取り、必要な応急復旧を行うものとする。

本節の関係資料

- 資料編 4-1 各種ライフライン担当連絡先一覧表
- 同 20-1 災害応援協定等一覧表

第5節 上下水道施設の応急復旧

水道局、水道事業者、下水道管理者

1 給水施設の迅速な応急復旧の実施

水道事業者は給水施設の応急復旧について、次により速やかに行い、供給の確保を図るものとする。

(1) 火災の場合

火災の場合の被害は、主として各家庭の給水立上り等が被害を受けるので、作業員に出動を要請し、漏水を止めるとともに、臨時給水栓を設置する。

(2) 水害の場合

水害等により災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、要員を待機させるとともに、器具資材等を整備して、施設の損壊、漏水等を速やかに復旧するものとする。

(3) 給水の応援要請

水害及び地震等の災害により甚大なる被害を受け、井戸の汚染による使用不能又は水道施設等の復旧に相当の期間がかかると認められたときは、近接市町村又は自衛隊に給水の応援を要請するものとする。

2 下水道の迅速な応急復旧の実施

(1) 下水道管理者は、被災した下水道管渠、下水終末処理施設等の下水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

(2) 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道の巡回を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

3 重要施設の優先復旧

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- | |
|--------------------------------------|
| 1 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所 |
| 2 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所 |

4 代替設備の活用

水道事業者は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

5 水道関係機関相互間の応援

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の上下水道関係機関に応援を要請するものとする。

6 広報活動

水道事業者及び下水道管理者は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

本節の関係資料

資料編 4-1 各種ライフライン担当連絡先一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第6節 電気通信設備の応急復旧

共創企画部、電気通信事業者

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。特にNTTは、災害時における電信電話ライフラインを確保するとともに、通信手段に万全を期するため、市及び県等と緊密な連絡を取り、被災箇所の迅速・適正な復旧を実施する。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- 1 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- 2 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- 1 指定避難所等への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置
- 2 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- 3 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板(w e b 171)」及び「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとし、市はこれに協力するものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第13章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられる。このため、市及び県は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入れ

共創企画部、保健福祉部、都市整備部、県(県民活動支援・広聴課)、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のNPO法人・ボランティア関係団体

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
1 避難誘導	1 被災者の救出(消防・警察業務経験者等)
2 情報連絡	2 救護(医師、看護師、救命講習修了者等)
3 給食、給水	3 建物応急危険度判定(建築士等)
4 物資の搬送・仕分・配給	4 被災宅地危険度判定
5 入浴サービスの提供	5 通訳(外国語、手話)
6 避難所の清掃	6 介護(介護福祉士等)
7 ごみの収集・廃棄	7 アマチュア無線
8 高齢者、障がい者等の介助	8 各種カウンセリング
9 防犯	
10 がれきの撤去	
11 住居の補修	
12 家庭動物の保護	

2 受入窓口の開設

市は、市社会福祉協議会と相互に連絡・調整のうえ、総合福祉センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。具体的な取組事項は次に示すものとする。

- (1) 災害時におけるボランティア受入体制づくり
- (2) 総合的な調整システム確立のための連絡調整
- (3) 災害ボランティア本部の設置、運営に関する検討等

本会議の要請により群馬県社会福祉協議会が設置する「県災害ボランティアセンター」は、市災害ボランティアセンターによるボランティアの受入れ等に必要な支援及び連絡調整を行う。

3 ボランティニアーズの把握

市社会福祉協議会及び市内ボランティア団体は、各避難所等におけるボランティニアーズ(種類、人数等)を把握するものとする。

4 ボランティアの受入れ

市災害ボランティアセンターは、各避難所等のボランティニアーズに基づき、ボランティアの受入を行うものとする。

5 ボランティア活動の支援

市及び県(県民活動支援・広聴課ほか)は、次によりボランティア活動を支援するものとする。

- (1) ボランティアの意識の高揚を図るため、広報紙、パンフレット、その他あらゆるマスメディアを活用し、啓発を行う。
- (2) 市は、県及び市社会福祉協議会と連携し、ボランティアリーダー等の育成に努める。
- (3) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、市のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、市、県(県民活動支援・広聴課ほか)及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

第2節 義援物資・義援金の受入れ

総務部、保健福祉部、県(健康福祉部)、その他防災関係機関

1 義援物資の受入れ

(1) 需要の把握

県が義援物資の受入れを決定した場合、市は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。また市は、県が募集等を行わない場合及び市域内に災害が発生し、義援物資を募集することを必要と認めるときは、独自に実施するものとする。

(2) 受入機関の決定

市及び県(健康福祉課)は、相互に調整のうえ、義援物資の受入機関(県と市が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(3) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分できる集積場所並びに仕分作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

(4) 受入物資の仕分

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分を行うものとする。市は、受入物資の台帳を作成し、物資の種類、拠出者名、数量、保管場所を県に報告する。

(5) 受入物資の配分

市が受け入れた物資については、被災地の状況と物資の内容、数量を検討し、遅滞なく配分するものとする。また、県が受け入れた物資については、市と県(健康福祉課)とで協議のうえ、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視しすぎる余り配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(6) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配達するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(7) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分などの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

市及び県(健康福祉課)は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

市及び県(健康福祉課)は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(事務局：県健康福祉部健康福祉課)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。

ア 群馬県

イ 被災市町村

ウ 群馬県市長会

エ 群馬県町村会

オ 群馬県市議会議長会

カ 群馬県町村議会議長会

キ 日本赤十字社群馬県支部

ク 群馬県社会福祉協議会

ケ 群馬県共同募金会

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

ウ 義援金の被災者への支給は、市が遅滞なく行うものとする。

第14章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

共創企画部、保健福祉部、子どもすこやか部、教育部、要配慮者利用施設の管理者、消防機関、
県(総務部、生活こども部、健康福祉部、教育委員会)、
県警察、住民、自主防災組織、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、市は、災害が発生するおそれがあるため避難準備に関する情報等を発令した場合は、地域住民及び自主防災組織と連携し、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)に基づき避難誘導を行うものとする。

避難後は、避難所における要配慮者のための専用スペースの確保や福祉避難所を設置するなど、要配慮者の視点や生活環境に配慮する。

要配慮者利用施設入所者の安全確保は施設管理者の責任となるが、市は、可能な限り避難や介護支援等を行う。

1 要配慮者対策

(1) 災害に対する警戒

- ア 市は、気象に関する注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者及び砂防関係機関等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。
- イ 市長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難勧告等の発令を行う。特に避難準備・高齢者等避難開始は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。
- ウ 市は、避難勧告等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。
- エ 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難勧告等を直接伝達するものとする。

(2) 避難

市は、避難勧告等を発令する場合には、次の事項を留意のうえ、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関及び警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

イ 指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、必要に応じて食料品・飲料水・生活必需品等及び車椅子、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師及び看護師等人材の確保を迅速に行う。一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県(要配慮者利用施設所管の各課)に応援を要請する。

ウ 介護、医療等のケアが必要で、指定避難所や福祉避難所での生活に不自由を來し、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所や入院を管理者に要請する。また、適當な入所・入院先が確保できないときは、県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

(3) 安否の確認

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。各居宅に取り残された要配慮者の安否確認については、民生委員、児童委員及び自治会等の協力を得ながら行う。

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

(風水害・雪害対策編第1部第4章第1節「要配慮者対策」に準ずる。)

(2) 災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入(通)所者の誘導態勢を整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

(3) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、市長から避難勧告等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意のうえ、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域の自主防災組織、市、消防機関及び警察機関等に応援を要請する。

イ 入(通)所者が施設に取り残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域の自主防災組織、市、消防機関及び警察機関等に応援を要請する。

ウ 避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品等の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(4) 他施設への緊急入所等

ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適當な入所先が確保できないときは、県又は市(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

ウ 県及び市(要配慮者利用施設所管の各課)は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

エ 社会福祉施設の災害時相互応援協定締結施設の管理者は、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局(群馬県社会福祉協議会)に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。

3 ぐんまDWAT(災害派遣福祉チーム)

ぐんまDWATは、要配慮者等福祉支援が必要な者の避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の活動を行うものとする。

- 1 福祉ニーズの把握
- 2 要配慮者の状態の評価及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等
- 3 指定避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備
- 4 その他避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止に必要な福祉支援

本節の関係資料

- 資料編 3-1 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表
- 同 3-2 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧表
- 同 5-2 気象等に関する特別警報の発表基準
- 同 5-3 警報・注意報発表基準
- 同 6-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表
- 同 20-1 災害応援協定等一覧表

第15章 その他の災害応急対策

第1節 農林水産業の災害応急対策

産業経済部、県(農政部、環境森林部)

1 農作物関係

(1) 病害虫の防除

市は、県から病害虫防除の指示を受けたときは、防除班を編成して防除を実施するものとする。

(2) 転換作物の導入指導

市及び県(技術支援課)は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。

2 家畜関係

(1) 家畜の避難

市及び県(畜産課)は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

(2) 家畜の防疫及び診療

市は、家畜の伝染性疾患を防ぐため必要と認めるときは、県(畜産課)、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。

ア 群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

イ 防疫班及び消毒班を現地に派遣し、防疫対策に当たらせる。

ウ 獣医師を派遣又はあっせんする。

エ 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

(3) 環境汚染の防止

市及び県(畜産課)は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土のう積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。

3 林産関係

市は、河川への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講ずるよう指導するものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第2節 学校の災害応急対策

教育部、学校管理者、県(生活こども部、教育委員会)

1 気象状況の把握及び学校施設の安全性の点検

小学校、中学校及び高等学校の管理者(以下、この節において「学校管理者」という。)は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。特に災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検するものとする。

2 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保するものとする。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童・生徒を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検のうえ、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

3 被害状況の調査報告

- (1) 応急対策計画の策定のため、学校管理者は次の事項について被害状況を速やかに収集し、教育長に報告するものとする。なお、教育長は市長に遅滞なく報告するものとする。市長は、被害の状況に応じて応急対策計画を策定し、応急復旧を実施する。
 - ア 学校施設の被害状況
 - イ その他教育施設の被害状況
 - ウ 教員その他職員の被災状況
 - エ 児童・生徒の被災状況
 - オ 応急措置を必要とする事項
- (2) 教育長は、取りまとめた被害状況を県地域防災計画に定めるところにより遅滞なく県教育委員会に報告するものとする。

4 学校施設の応急復旧

- (1) 市は、軽易な校舎の被害の場合は応急修理を行い、教室不足のときは、特別教室を転用する等の措置をとる。
- (2) 被害が大きく、応急修理では使用に耐えられないときは、近隣の学校又は公民館、寺院等を一時使用する措置をとる。
- (3) 机、椅子、教材等が不足するときは、近隣の学校等から余剰の物を集め、授業に支障のないようにする。
- (4) 避難者の受入れにおいて、講堂等を使用するときは、関係機関とよく連絡のうえ措置するものとする。

5 教育の確保

(1) 教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借り上げ等により、教室及び運動場の確保を図るものとする。

(2) 代替教員の確保

教育委員会及びその他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。

(3) 学用品等の支給

(風水害・雪害対策編第2部第15章第3節「学用品等の支給」を参照)

(4) 休校の判断

被害程度により授業が不可能と認められるときは休校とする。

ただし、正規の授業は困難であっても、できる限り2部授業、3部授業等の方法により応急授業の実施に努めるものとする。

(5) 休校の場合の措置

授業が長期にわたり不可能のときは、学校と児童の連絡方法、組織(通学班、子供会等)、家庭学習等の整備工夫をする。

(6) 応急授業に際しての配慮

応急授業に当たっては、被害児童の負担にならないよう配慮するとともに授業の方法、児童の保健、危険防止等に留意する。

6 学校給食の措置

(1) 次の場合には児童・生徒に対する給食を一時中止するものとする。

ア 学校給食施設を災害救助のための炊き出し等に使用する場合

イ 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合

ウ 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合

エ 給食用物資の入手が困難な場合

オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

(2) 被害状況の報告

給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童・生徒給食補助のため県地域防災計画の定めるところにより速やかに報告するものとする。

7 避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、5(1)により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

本節の関係資料

資料編 6-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

第3節 学用品等の支給

教育部

1 支給の種別

学用品等の支給又はあっせんは、次により行うものとする。

- (1) 災害救助法適用地域で、住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障ある児童、生徒に支給する。
- (2) 災害救助法適用災害時で、住家が(1)の被害に達しなかった場合のあっせん
災害救助法は適用されたが、教科書を失った児童、生徒の世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合は、教科書等をあっせんする。
なお、この経費は本人負担とし、調達は(1)と併せて調達するものとする。
- (3) 災害救助法が適用されない場合のあっせん
災害救助法の適用を受けなかったが、同一の災害で県内の他市町村に災害救助法が適用されたときに、教科書を災害で失ったものがあり、その必要があるときは(2)同じく一括あっせんするものとする。

2 調達、配給の実施者

- (1) 災害救助法が適用される場合に市が実施する事項は、次のとおりである。
 - ア 被災児童、生徒の調査
 - イ 被災教科書の調査報告
 - ウ 教科書の調達
 - エ 教科書等の配布
- (2) 災害救助法適用時の非適用者に対する場合
上記(1)に準ずるが、教科書のみについてあっせんするものとする。
- (3) 災害救助法が適用されない場合
市において実施する。
被災児童、生徒の調査、教科書等の調査に当たっては、教育委員会や学校関係者と連携し、脱落や、重複のないよう処置するものとする。

3 供給品の範囲(災害救助法適用の場合)

教科書、文房具、通常用品

4 供給品の費用の基準

- (1) 教科書
教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している教材の実費とする。
- (2) 文房具及び通学用品
群馬県災害救助法施行細則(昭和35年群馬県規則第26号)の定めるところによる。

5 支給期間

- (1) 教科書は災害発生の日から1か月以内とする。
- (2) その他の学用品については、災害発生の日から15日以内とする。

本節の関係資料

資料編 18-1 災害救助基準

第4節 文化財施設の災害応急対策

産業経済部、教育部、文化財の管理者、県(地域創生部)

1 気象状況の把握

文化財の管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

3 観覧者の安全確保

災害危険区域における文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 施設内に観覧者がいるときに施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化財の管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 市及び県(文化財保護課)は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

本節の関係資料

資料編 17-1 桐生市文化財マップ
同 17-2 市内文化財一覧表

第5節 災害救助法の適用

共創企画部、県(総務部)

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理課)は、当該災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に本市に適用される。

- (1) 100世帯以上の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、本市の50世帯以上の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- 1 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4 救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課ほか)が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

5 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

6 適用手続

災害救助法の適用手続は、次による。

- (1) 知事(危機管理課)は、市からの被害報告に基づき災害救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、内閣府政策統括官(防災担当)に報告する。
- (3) 知事(危機管理課)は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

7 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100以下の部分	2/100～4/100の部分	4/100超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

本節の関係資料

資料編 18-1 災害救助基準

第6節 動物愛護

共創企画部、市民生活部、県(健康福祉部、動物愛護センター)

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関、県獣医師会、動物愛護団体及びボランティア等関係団体との協力体制を確立する。

1 動物愛護の実施

(1) 実施機関

県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、食品・生活衛生課を事務局とする「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施することとする。

(2) 実施方法

動物救護本部は、次の事項を実施することとする。

ア 飼養されている動物に対する餌の配布

イ 負傷した動物の収容・治療・保管

ウ 放浪動物の収容・保管

エ 飼養困難な動物の一時保管

オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供

カ ボランティアの受入れ・派遣・管理

キ 一時保護施設の設置・運営・管理

ク 動物に関する相談の実施等

(3) 市は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。

(4) 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

第3部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

全ての部局、県

1 基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

2 住民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、市及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。あわせて、障がい者及び高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

3 ボランティア活動による長期的支援

災害復旧及び民生安定のための緊急措置が長期にわたる場合、市は、被災者の自立生活を支援するための長期的なボランティア活動の支援、推進を図るものとする。

4 国等に対する協力の要請

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国及び他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 原状復旧

全ての部局、県、県警察、ライフライン事業者、鉄道事業者、その他防災関係機関

1 被災施設の復旧等

- (1) 市、県及びその他防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 市、県及びその他防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

市は、災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、N P O 法人・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会及びN P O 法人等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

市は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉じんの発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省 平成29年9月)によるものとする。

(4) 広域応援

市は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとする。

本節の関係資料

資料編 15-1 市内清掃施設一覧表

同 20-1 災害応援協定等一覧表

第3節 計画的復興の推進

全ての部局、県

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 市及び県は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障がい者及び高齢者等の要配慮者など多様な市民の意見を反映するよう努める。
- (4) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (5) 市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

2 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりの実施
 - ア 市及び県は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
 - イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。あわせて、障がい者、高齢者及び女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 被災市街地復興特別措置法等の活用
市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 市及び県は、既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。
- (6) 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

共創企画部、総務部、保健福祉部、都市整備部、

県(総務部、知事戦略部、生活こども部、健康福祉部、産業経済部、県土整備部)、群馬労働局、社会福祉協議会

1 り災証明書の交付

- (1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付体制を早期に確立し、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、り災証明書を交付するものとする。なお、り災証明書のもととなる被害家屋の判定は、災害調査要領に基づき行うものとする。
- (2) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3) 市は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等の住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 被災者台帳の作成

市は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期的にわたる被災者支援を行うため、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

3 災害弔慰金の支給等

市及び県は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。

市は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

主な支援制度は、次のとおりである。

- | | |
|---|---|
| 1 | 災害弔慰金 |
| 2 | 災害障害見舞金 |
| 3 | 災害援護資金 |
| 4 | 群馬県(小規模)災害見舞金 |
| 5 | 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法、
群馬県・市町村被災者生活再建支援制度) |
| 6 | 生活福祉資金(災害援護資金) |

4 災害援護資金等の貸付け

市長は、災害救助法が適用された場合は、桐生市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害により被害を受けた世帯主に対して、生活の立て直し資金として、被害の程度や種類に応じて災害援護資金貸付けを行う。同法の適用に至らない災害の場合は、被害を受けた低所得世帯に対して、貸付け等の必要な援助及び指導を行う。

5 税の徵収猶予及び減免等

市及び県(税務課)は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徵収の猶予又は減免等の措置を講ずるものとする。

6 住宅再建・取得の支援

市及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

- (1) 災害復興住宅融資
 - ア 建設資金
 - イ 購入資金
 - ウ 補修資金
- (2) 地すべり等関連住宅融資
- (3) 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)

7 恒久的な住宅確保の支援

市及び県(住宅政策課)は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

8 安全な地域への移転の推奨

市及び県(住宅政策課)は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

9 復興過程における仮設住宅の提供

市及び県(住宅政策課)は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

10 支援措置の広報等

市及び県(メディアプロモーション課、県民活動支援・広聴課ほか)は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

11 市民生活相談等の実施

(1) 市民生活相談の実施

市は、災害発生後必要に応じて、住宅、教育、就労、中小企業の資金繰り等被災者の生活相談等を行う市民相談所を開設する。また、計画停電など市民からの電話の問合せが殺到する場合は、コールセンターを設置し、一元的に対応するものとする。

(2) 在住外国人に対する生活相談の実施

市は、市国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の居住状況を考慮のうえ、外国人の相談窓口を設置するなど、外国人に対する生活相談を行うものとする。なお、必要があると認める場合には、外国語のできるボランティアを避難所に配置するなど、在住外国人の避難所生活を支援するものとする。

12 災害復興基金の設立等

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

本節の関係資料

- 資料編 19-1 災害弔慰金等の支給制度
同 19-2 住宅再建・取得の支援制度

第5節 被災中小企業等の復興の支援

総務部、産業経済部、県(産業経済部、農政部、環境森林部)

1 中小企業の被災状況の把握

市及び県(経営支援課)は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

市及び県は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 経営サポート資金(Cタイプ：災害復旧関連要件)
- (2) 中小企業高度化資金(災害復旧貸付)
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
 - ア 小規模企業者等設備導入資金
激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長
 - イ 中小企業高度化資金
被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
 - ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円
 - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証(災害別枠保証)
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

市及び県は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- | |
|------------------|
| 1 助成措置 |
| 2 経営資金 |
| 3 事業資金 |
| 4 農漁業用施設資金 |
| 5 日本政策金融公庫による貸付け |

4 地場産業・商店街への配慮等

市及び県は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

5 支援措置の広報等

市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

本節の関係資料

資料編 19-3 中小企業者に対する低利融資制度
同 19-4 農林水産業者に対する助成・低利融資制度

第6節 公共施設の復旧

全ての部局、公共施設の管理者

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症予防法
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
- 9 下水道法
- 10 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- 11 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第7節 激甚災害法の適用

共創企画部、総務部、産業経済部、県

1 激甚災害の早期指定の確保

- (1) 市長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、この節において「激甚災害法」という。)に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事(関係各課)に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。
- (2) 知事(危機管理課)は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、内閣総理大臣に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

2 特別財政援助の受入れ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第3条)
- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - ク 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は市が設置した障害者支援施設の災害復旧事業
 - ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
 - コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
 - サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県及び保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂れき、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。
 - (イ) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業
 - セ 激甚災害の発生に伴う破堤又はいつ流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条)

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的にかさ上げする。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的にかさ上げする。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条)

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条)

(ア) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

(イ) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

カ 土地改良区等の行う湛水(たんすい)排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)

土地改良区等の行う湛水(たんすい)排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

キ 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)

(ア) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。

(イ) 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。

イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)

小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条)

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

ウ 市が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条)

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子父子寡婦福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

- オ 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第21条)
水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条)
滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条)
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1か所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保

総務部、県(総務部)、関東財務局

1 復旧資金の確保

市及び県(財政課)は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- 1 普通交付税の繰上交付の要請
- 2 特別交付税の交付の要請
- 3 一時借入れ
- 4 起債の前借り

2 関東財務局への協力要請

市及び県は、復旧資金の確保について必要があるときは、関東財務局(前橋財務事務所)へ協力を要請するものとする。

- 1 災害つなぎ資金の融資(短期)
- 2 災害復旧事業資金の融資(長期)
- 3 国有財産の貸付け、譲与及び売払い

第1部 航空災害対策

第1章 災害予防

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第4節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第4節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第5節 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

保健福祉部、消防本部、
県警察、消防機関、自衛隊、市、県(総務部、健康福祉部)、日本赤十字社、国立病院、災害拠点病院

1 捜索活動体制の整備

県警察、消防機関及び自衛隊は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、市及び県(危機管理課ほか)は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

3 消火活動体制の整備

消防機関は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

4 医療活動体制の整備

- (1) 市、県(薬務課)、日本赤十字社群馬県支部、国立病院及び災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関及び医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

本節の関係資料

資料編 11-1 医療機関一覧表

第6節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

第7節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第13節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

市、消防本部、県(総務部ほか)、県警察

旅客機が墜落した場合、搭乗者が多数死傷するおそれがある。また、旅客機以外の航空機であっても住宅密集地等に墜落した場合は、住民が多数死傷するおそれがある。

このため、迅速な救助活動が展開されるよう、関係機関は、機種、搭乗者数、墜落地点、負傷者数、消火活動の要否等の災害情報を速やかに収集・連絡する必要がある。また、飛行中の航空機が消息を絶った場合も、墜落を想定し、機種、搭乗者数、墜落予想区域等の情報を収集・連絡する必要がある。

1 市・消防本部における災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概説的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 消防本部は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県(危機管理課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防庁長官通知)の規定に基づき、県(危機管理課)に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。
 - ア 航空機火災
 - イ 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれがある救急・救助事故
 - ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、「火災・災害等即報要領」第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)による。

本節の関係資料

資料編 8-1 火災・災害等即報要領

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第7節 消防広域応援の要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「消防広域応援の要請」に準ずる。)

第8節 防災航空センターへの応援要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「防災航空センターへの応援要請」に準ずる。)

第9節 広域航空消防応援の派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第8節「広域航空消防応援の派遣要請」に準ずる。)

第10節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第9節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第11節 捜索、救助・救急及び消火活動

消防機関、県警察、自衛隊

1 捜索活動

- (1) 消防機関及び県警察は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して墜落機又は行方不明機の捜索を実施するものとする。
- (2) 自衛隊は、知事(危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、捜索活動を行うものとする。

2 救助・救急活動

- (1) 消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事(医務課)に報告するものとする。
- (2) 自衛隊は、知事(危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。
- (3) 県(医務課)は、自らの判断により、群馬DMA Tの派遣を要請する。

- (4) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (5) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。
- (6) 医療機関への負傷者の搬送に当たっては、広域災害救急医療情報システム（E M I S）及び群馬県統合型医療情報システムを活用し、負傷者の負傷状態に適した医療施設及び医療技術を有する医療機関へ搬送するものとする。また、搬送に要する時間を短縮するためにヘリコプターを有効に活用するものとする。

3 消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 13-1 ヘリポート予定地一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第12節 医療活動

市、県(健康福祉部、総務部)、県警察、日本赤十字社、県医師会、県看護協会、その他の医療関係機関

1 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 市は、地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送が手間取る場合、事故現場に近い場所に救護所を設置するものとする。
- (2) 市は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。
- (3) 県(医務課又は危機管理課)は、必要に応じ県立病院の医師、看護師等で編成する救護班を派遣するほか、群馬DMA T、日本赤十字社群馬県支部の救護班、自衛隊の救護班又は国の非常本部等の救護班の派遣を要請するなど総合的な調整を行うものとする。
- (4) 県(医務課)は、救護活動に従事する医師又は看護師が不足する場合は、医師又は看護師の派遣について、災害医療コーディネーター、群馬県医師会又は群馬県看護協会に対し、調整を要請するものとする。
- (5) 救護班を編成した機関は、その旨を県(医務課)に連絡するものとする。
県(医務課)及び桐生地域災害医療対策会議は、事故現場を管轄する市及び災害医療コーディネーター等と連携し、救護班の派遣に係る調整を行うとともに救護所の確保を図るものとする。
- (6) 救護班の緊急輸送については、県(危機管理課)及び県警察は、緊急通行車両として特段の配慮を行うものとする。

2 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たるものとする。

- (1) 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

- (2) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (3) 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県(消防保安課又は医務課)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

3 トリアージの実施

負傷者が多数にのぼるため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行うものとする。

本節の関係資料

- 資料編 11-1 医療機関一覧表
- 同 12-3 緊急通行車両関係様式
- 同 13-1 ヘリポート予定地一覧表
- 同 20-1 災害応援協定等一覧表

第13節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第14節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第15節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第2部 鉄道災害対策

第1章 災害予防

第1節 県内の鉄道施設の現況

県内の鉄道施設の現況は、次表のとおりである。

	東日本旅客 鉄道(株)	東武鉄道(株)	上毛電気 鉄道(株)	上信電鉄(株)	わたらせ渓谷 鐵道(株)
駅 数	53	29	23	21	13
営業距離 (km)	298.1	81.44	25.4	33.7	37.1
橋梁数	546	44	52	67	54
" 総延長 (km)	16.7	0.47	0.51	0.86	0.52
盛土総延長 (km)	—	24.07	2.7	—	14.75
高架箇所数	161	2	—	—	—
" 総延長 (km)	33.3	3.36	—	—	—
踏切箇所数	268	182	105	140	32
トンネル数	54	—	—	1	10
" 総延長 (km)	99.6	—	—	0.04	6.49

第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実

前橋地方気象台、鉄道事業者

1 気象・地象・水象の情報の収集・伝達

- (1) 前橋地方気象台は、鉄道交通の安全に関する気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・適切に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。
- (2) 鉄道事業者は、気象、地象、水象の情報の収集に努めるものとする。

2 事故防止知識の普及

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置き石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うなどして、事故防止に関する知識を広く一般に普及させるよう努めるものとする。

第3節 鉄道の安全な運行の確保

鉄道事業者、土砂災害防止事業実施機関

1 列車防護用具の整備等

鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害が更に拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等運行管理体制の充実に努めるものとする。

2 職員の教育訓練等

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

3 施設の点検・監視

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。

4 計画運休への備え

鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送の在り方、③市及び県への情報提供の仕方などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくとともに、市及び県(交通政策課)との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。

5 土砂災害対策の重点的な実施

土砂災害防止事業実施機関は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、国民生活への支障や地域の孤立化の防止等を図るため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施するものとする。

第4節 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者

1 検査精度の向上

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

2 各種データの分析

鉄道事業者は、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第4節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第6節 通信手段の確保

共創企画部、消防本部、鉄道事業者、県(総務部)、電気通信事業者、その他防災関係機関

1 鉄道事業者における通信手段の確保

鉄道事業者は、事故災害時の重要通信確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。
その際、電気通信事業者の協力を得るよう努めるものとする。

2 市、県及びその他防災関係機関における通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。)

第7節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第8節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第9節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

保健福祉部、消防本部、
鉄道事業者、消防機関、県警察、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、日本赤十字社、国立病院、災害拠点病院

1 救助・救急活動体制の整備

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (2) 消防機関、県警察、自衛隊、市及び県(危機管理課ほか)は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 市、県(薬務課)、日本赤十字社群馬県支部、国立病院及び災害拠点病院は、負傷者が多人数になる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMI S)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

- (1) 消防機関は、平常時から機関相互間の連携の強化を図るものとする。
- (2) 鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 11-1 医療機関一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第10節 緊急輸送活動体制の整備

鉄道事業者、県警察

1 鉄道事業者における緊急自動車の整備

鉄道事業者は、公安委員会及びその他関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

2 道路交通管理体制の整備

- (1) 県警察は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 12-3 緊急通行車両関係様式

第11節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第13節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第12節 防災訓練の実施

共創企画部、保健福祉部、子どもすこやか部、都市整備部、消防本部、鉄道事業者、県(総務部)、県警察、消防機関

1 防災訓練の実施

- (1) 鉄道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする市及び県の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。
- (2) 鉄道事業者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 鉄道事業者、市及び県が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第13節 鉄道交通環境の整備

鉄道事業者、道路管理者

1 線路防護施設等の整備

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。

2 運転保安設備の整備

鉄道事業者は、列車集中制御装置(CTC)の整備、自動列車停止装置(ATS)の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

3 踏切道の改良の促進

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第14節 再発防止対策の実施

鉄道事業者、県警察、消防機関

1 事故原因の調査研究

鉄道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。

2 安全対策への反映

鉄道事業者は、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄道事業者の施設状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

共創企画部、都市整備部、地域振興整備局、消防本部、鉄道事業者、県(総務部ほか)、県警察、消防機関

1 鉄道事業者における災害情報の収集・連絡

鉄道事業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、国土交通省、市、県(交通政策課)、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

2 市・消防本部における災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県(危機管理課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防庁長官通知)の規定に基づき、県(危機管理課)に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

ア 列車火災

イ 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、資「火災・災害等即報要領」第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)又は第1号様式(火災)による。

本節の関係資料

資料編 8-1 火災・災害等即報要領

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第7節 消防広域応援の要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「消防広域応援の要請」に準ずる。)

第8節 防災航空センターへの応援要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「防災航空センターへの応援要請」に準ずる。)

第9節 広域航空消防応援の派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第8節「広域航空消防応援の派遣要請」に準ずる。)

第10節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第9節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第11節 救助・救急活動

鉄道事業者、消防機関、県警察、自衛隊

1 鉄道事業者による救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 消防機関・警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事(医務課)に報告するものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事(危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

4 住民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

5 資機材等の調達

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第12節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる)

第13章 消火活動

鉄道事業者、消防機関

1 鉄道事業者による消火活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は消防相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 7-4 消火栓等数一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第14節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第15節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第16節 代替交通手段の確保

鉄道事業者

1 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

2 関係鉄道事業者の協力

被災していない関係鉄道事業者は、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

第17節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧

鉄道事業者

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定められた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

2 復旧予定時期の明確化

鉄道事業者は、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3部 道路災害対策

第1章 災害予防

第1節 県内の道路施設の現況

県内の道路施設の現況は、次表のとおりである。

		路線数	総延長 (km)	橋梁数	トンネル数 (総延長(km))
高 速 自 動 車 道	関越自動車道 (高崎・湯沢管理事務所)	1	76.3	83	4 (7.4)
	上信越自動車道 (高崎・佐久管理事務所)	1	59.5	61	10 (7.4)
	東北自動車道 (加須管理事務所)	1	8.3	8	—
	北関東自動車道 (高崎管理事務所)	1	32.7	33	—(—)
一般国道	国 管 理	3	201.6	184	3 (0.7)
	県 管 理	16	731.0	580	40 (13.6)
主 要 地 方 道		72	1,246.4	918	17 (9.8)
一 般 県 道		199	1,366.8	893	14 (4.2)

第2節 道路交通の安全のための情報の充実

前橋地方気象台、道路管理者、県警察

1 気象・地象・水象の情報の収集・伝達

- (1) 前橋地方気象台は、道路交通の安全に関する気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・適切に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。
- (2) 道路管理者は、気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、前橋地方気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

2 異常現象の発見及び情報提供

- (1) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

- (2) 県警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に供するための体制の整備を図るものとする。

第3節 道路施設等の整備

道路管理者、土砂災害防止事業実施機関

1 道路施設の整備

道路管理者は、次により道路施設の整備を図るものとする。

- (1) 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。
- (2) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (4) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

2 土砂災害対策の重点的な実施

土砂災害防止事業実施機関は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、国民生活への支障や地域の孤立化の防止等を図るため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施するものとする。

第4節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第4節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第5節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。)

第6節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第7節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第8節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

保健福祉部、消防本部、

消防機関、県警察、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、道路管理者

1 救助・救急活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、市及び県(危機管理課ほか)は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 市、県(薬務課)、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMI S)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

道路管理者、消防機関等は、平常時から機関相互間の連携の強化を図るものとする。

本節の関係資料

- 資料編 11-1 医療機関一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第9節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

第10節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第13節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第11章 防災訓練の実施

共創企画部、保健福祉部、子どもすこやか部、都市整備部、消防本部、道路管理者、県(総務部)、県警察、消防機関

1 防災訓練の実施

- (1) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。
- (2) 市、県、県警察、消防機関及び道路管理者等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市、県、県警察、消防機関及び道路管理者が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第12節 その他の災害予防

道路管理者、消防機関

1 危険物等防除資機材の整備

消防機関及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

2 応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

3 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

4 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等防災知識の普及を図るものとする。

5 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

共創企画部、都市整備部、地域振興整備局、消防本部、道路管理者、県(総務部ほか)、県警察、消防機関

1 道路管理者における災害情報の収集・連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、関東地方整備局、市、県(道路管理課)、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

2 市・消防本部における災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県(危機管理課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防庁長官通知)の規定に基づき、県(危機管理課)に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

ア トンネル内車両火災

イ 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30人以上発生し、又は発生するおそれがあるバスの転落等による救急・救助事故

- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、「火災・災害等即報要領」第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)又は第1号様式(火災)による。

本節の関係資料

資料編 8-1 火災・災害等即報要領

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第7節 消防広域応援の要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「消防広域応援の要請」に準ずる。)

第8節 防災航空センターへの応援要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「防災航空センターへの応援要請」に準ずる。)

第9節 広域航空消防応援の派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第8節「広域航空消防応援の派遣要請」に準ずる。)

第10節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第9節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第11節 救助・救急活動

道路管理者、消防機関、県警察、自衛隊

1 道路管理者による救助・救急活動

道路管理者は、消防機関、警察機関等からの要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

2 消防機関・警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事(医務課)に報告するものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事(危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

4 住民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

5 資機材等の調達

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第12節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

第13節 消火活動

道路管理者、消防機関

1 道路管理者による消火活動

道路管理者は、消防機関等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

2 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 7-4 消火栓等数一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第14節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第15節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第16節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第17節 その他の災害応急対策

道路管理者、消防機関、県警察

1 危険物等による二次災害の防止

- (1) 道路管理者は、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物等による二次災害の防止に努めるものとする。
- (2) 消防機関、警察機関は、危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行うものとする。

2 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (3) 県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 県警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧

道路管理者

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

2 復旧予定期の明示

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定期を明示するものとする。

第4部 危険物等災害対策

この部における危険物等の種類及び取扱規制担当官公署は次表のとおりである。

危険物等の種類	取扱規制担当官公署
1 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項で規定する「危険物」	<input type="checkbox"/> 消防庁 <input type="checkbox"/> 県消防保安課 <input type="checkbox"/> 消防本部・消防署
2 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項で規定する「火薬類」	<input type="checkbox"/> 経済産業省 <input type="checkbox"/> 関東東北産業保安監督部 <input type="checkbox"/> 県消防保安課 <input type="checkbox"/> 消防本部・消防署
3 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条で規定する「高圧ガス」	<input type="checkbox"/> 経済産業省 <input type="checkbox"/> 関東東北産業保安監督部 <input type="checkbox"/> 県消防保安課
4 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第8項で規定する、いわゆる「都市ガス」	<input type="checkbox"/> 経済産業省 <input type="checkbox"/> 関東東北産業保安監督部
5 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第203号)第2条で規定する「毒物」及び「劇物」	<input type="checkbox"/> 厚生労働省 <input type="checkbox"/> 県薬務課
6 労働安全衛生法施行令別表第1に規定する「危険物」	<input type="checkbox"/> 厚生労働省 <input type="checkbox"/> 群馬労働局
7 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条で規定する「核燃料物質」及び核燃料物質によって汚染された物	<input type="checkbox"/> 原子力規制委員会 <input type="checkbox"/> 国土交通省* <input type="checkbox"/> 県公安委員会*
8 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)で規定する「放射性同位元素」	<input type="checkbox"/> 原子力規制委員会 <input type="checkbox"/> 国土交通省* <input type="checkbox"/> 県公安委員会*
9 前各号に掲げた物質に類似する引火性、発火性、爆発性又は毒性を有する物質	

* 国土交通省と県公安委員会は事業所外運搬について関与

第1章 災害予防

第1節 危険物等施設の安全性の確保

事業者、危険物等の取扱規制担当官公署

1 技術基準の遵守

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者(以下、この部において「事業者」という。)は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

2 立入検査の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

3 自主保安体制の整備

事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備を推進するものとする。

4 講習会・研修会の実施

危険物等の取扱規制担当官公署は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

5 防災に資する都市計画の推進

市及び県(都市計画課)は、建築物用途の混在を防止するため、工業専用地域等の都市計画を行うものとする。

6 再発防止の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第4節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第3節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。)

第4節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第5節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第6節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

保健福祉部、消防本部、

消防機関、県警察、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、事業者

1 救助・救急活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、市及び県(危機管理課ほか)は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、エンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射線漏えいに対する救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 市、県(薬務課)、日本赤十字社及び災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMI S)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

- (1) 市は、平常時から消防機関、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。
- (3) 市及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 11-1 医療機関一覧表

同 20-1 災害応援協定等一覧表

第7節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

第8節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第13節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第9節 防災訓練の実施

事業者、県警察、消防機関、その他防災関係機関

1 防災訓練の実施

- (1) 事業者、消防機関、警察機関等は、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練には、地域住民を参加させるよう努めるものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第10節 その他の災害予防

事業者、消防機関、県警察、市、県(環境森林部)、河川管理者、その他防災関係機関

1 防災業務関係者の安全確保

事業者、消防機関及び警察機関は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図るものとする。

2 防除活動体制の整備

- (1) 事業者及び消防機関等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、避難誘導活動及び防除活動のための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 事業者、消防機関、市、県(環境保全課)及び河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、避難誘導に必要な資機材及びオイルフェンス等防除資機材の整備を図るものとする。
- (3) 石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

3 応急復旧活動体制の整備

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

共創企画部、都市整備部、地域振興整備局、消防本部、事業者、危険物等の取扱規制担当官公署、県(総務部ほか)、県警察、消防機関

1 事業者における災害情報の収集・連絡

事業者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当官公署、市、県(消防保安課)、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

4 市・消防本部における災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 消防本部は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防庁長官通知)に基づき、県消防保安課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。
 - ア 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場棟の施設内又は周辺で、500m²程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
 - イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの。
 - (ア) 河川への危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
 - (イ) 大規模タンクからの危険物等の漏えい等
 - ウ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの(発生するおそれがあるものを含む。)及び核燃料物質の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - エ 原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの
- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、「火災・災害即報要領」第2号様式(特定の事故)による。

本節の関係資料

資料編 8-1 火災・災害等即報要領

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第7節 消防広域応援の要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「消防広域応援の要請」に準ずる。)

第8節 防災航空センターへの応援要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「防災航空センターへの応援要請」に準ずる。)

第9節 広域航空消防応援の派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第8節「広域航空消防応援の派遣要請」に準ずる。)

第10節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第9節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第11節 救助・救急活動

事業者、消防機関、県警察、自衛隊

1 事業者による救助・救急活動

事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するものとする。

2 消防機関・警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事(医務課)に報告するものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事(危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

4 住民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関及び警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

5 資機材等の調達

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

6 救助・救急活動従事者の安全の確保

救助・救急活動実施機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、救助・救急活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第12節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

第13節 消火活動

事業者、消防機関

1 事業者による消火活動

事業者は、危険物等災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する消防機関に協力するものとする。

2 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 消火活動従事者の安全の確保

消防機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、消火活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

本節の関係資料

資料編 7-4 消火栓等数一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第14節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第15節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第16節 危険物等の大量流出に対する応急対策

事業者、消防機関、市、県(環境森林部)、河川管理者

事業者、消防機関、市、県(環境保全課)及び河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有效地に活用するものとする。

第17節 避難の受入活動

(風水害・雪害対策編第2部第1章第2節「避難誘導」及び同部第7章第1節「避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。)

第18節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第19節 専門知識の活用

各応急対策活動実施機関、量子科学技術研究開発機構

1 専門知識の活用

避難誘導、救助・救急活動、医療活動、消火活動を実施する各機関は、これらの応急対策活動を安全に、かつ、効果的に実施するため、当該危険物等の性状等について、必要に応じ、事業者や当該危険物等の取扱規制担当官公署等から情報提供を受けるものとする。また、必要に応じ、当該危険物の取扱規制担当官公署等に対し、専門家の派遣を要請するものとする。

2 量子科学技術研究開発機構の協力

量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、実施措置に係る助言、放射線量の測定等の協力をを行うものとする。

第20節 防護用資機材の確保

各応急対策活動実施機関、量子科学技術研究開発機構

1 防護用資機材の確保

応急対策活動実施機関は、必要な防護用資機材が不足する場合は、相互に融通し合うとともに、必要に応じ被災地域外の関係機関から調達するものとする。

2 量子科学技術研究開発機構の協力

量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、放射線防護用資機材を貸与するものとする。

第21節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

原子力事業者等、原子力防災管理者、市、県(総務部)、量子科学技術研究開発機構

原子力事業者、県(危機管理課)及びその他関係機関は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事が発生したときは、本章の各節に掲げた対策に加え、本節に掲げた対策を講ずるものとする。核燃料物質等及び特定事象の定義は以下のとおりとする。

1 「核燃料物質等」

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。(以下、この節において同じ。)

2 「特定事象」

原災法第10条第1項の規定により通報を行うべき事象であって、事業所外運搬については次のいずれか。

(1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から1m以上離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量率が検出されたこと又は検出される蓋然性が高いこと。

(2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から放射性物質が漏えいすること又は漏えいする蓋然性が高いこと。

1 特定事象発見の連絡

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として官邸(内閣官房)、安全規制担当省庁(原子力規制委員会又は国土交通省をいう。以下、この節において同じ。)、文部科学省、経済産業省、内閣府、県(危機管理課)、事故発生場所を管轄する市、警察機関及び消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を隨時連絡する。原子力防災管理者の定義は以下のとおりとする。

「原子力防災管理者」

原子力災害対策特別措置法第9条に基づき原子力事業者がその原子力事業所の原子力防災組織を統括させるために選任した者

2 原子力事業者等の対応

- (1) 原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者(以下、この節において「原子力事業者等」という。)は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置をかつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。
- (2) 原子力事業者等は、原災法第16条の規定に基づき国の原子力災害対策本部が設置されたときは、同本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

3 専門家の派遣及び防災資機材の動員

- (1) 県(危機管理課)は、安全規制担当省庁及び量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所に対し、原子力専門家の現場への派遣及び原子力防災資機材の現地へ動員を直ちに要請する。
- (2) 量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、県から前記の要請を受けたときは、速やかに協力する。

4 消防機関及び警察機関の対応

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県(危機管理課)に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

5 一般公衆の安全の確保

県(危機管理課)及び事故発生場所を管轄する市は、事故現場周辺の住民を避難させるなど一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずることについて、原災法第20条第3項の規定に基づき国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から指示を受けたときは、速やかに当該措置を講ずる。

第22節 その他の災害応急対策等

(風水害・雪害対策編第2部第14～15章「要配慮者対策」及び「その他の災害応急対策」に準ずる。)

第3章 災害復旧

第1節 公共施設の災害復旧

公共施設の管理者

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

2 復旧予定時期の明確化

公共施設の管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第2節 被災中小企業等の復興の支援

(風水害・雪害対策編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。)

第5部 県外の原子力施設事故対策

第1章 災害予防

第1節 基本方針

1 目的

群馬県内には、原子力施設(原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。)が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲※にも本県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本県においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、市及び県が関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、住民の不安を解消することを目的とする。

※ 平成27年12月1日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設からおおむね30km」とされている。

2 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策において専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、隨時本対策を見直すものとする。

3 桐生市地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については風水害・雪害対策編に準ずるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

市、県(総務部、環境森林部ほか)

1 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、原子力災害に対し万全を期すため県と連携を密にし、情報の収集・連絡体制の整備及び充実を図る。

2 情報の分析整理

県は、収集した情報の分析整理に当たり、必要に応じ専門家の意見を聞き、活用するため、専門家による支援体制の整備を図る。

第3節 環境放射線モニタリングの実施

市、県(環境森林部)

1 環境放射線モニタリングの実施

県は、県外原子力施設事故発生時における環境評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時の県内における環境放射線モニタリングを実施する。

2 モニタリング機器等の整備・維持

県は、平常時又は県外原子力施設事故発生時における県内の環境に対する放射線の影響を把握するため、環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

3 モニタリング体制の整備、要員の確保・育成

県は、県外原子力施設事故発生時のモニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

4 関係機関との協力体制の整備

県は、県外原子力施設事故発生時の県モニタリングに関し、国、市、原子力事業者、原子力施設が立地する県及び環境放射線モニタリング実施機関等と平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡

市、県(総務部、環境森林部ほか)

市は、県外の原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等が発生した場合、国、県及びその他防災関係機関等からの情報収集に努めるものとする。

第2節 モニタリング体制の強化

市、県(健康福祉部、環境森林部、農政部、県土整備部、企業局、教育委員会ほか)

県は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係部局が連携し以下の対応を実施する。市は、実施結果等について、住民などへ積極的に広報するものとする。

1 空間放射線量率等のモニタリング結果の広報

市は、県外の原子力施設において異常事象等が発生した場合、県が行う空間放射線量率等のモニタリングの実施結果を共有し、住民等へ積極的に広報するものとする。

2 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

市及び県等上下水道事業者は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。

3 農林水畜産物等の放射性物質検査

県は、県産農林水畜産物等に係る放射性物質検査を実施するものとする。

4 焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握

県は、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質検査の情報を収集把握する。

本節の関係資料

資料編 15-1 市内清掃施設一覧表

第3節 市民等への情報伝達・相談活動

市、県(知事戦略部ほか)

1 市民等への情報伝達活動

- (1) 市は、国や県と連携し、異常事象等に関する情報を広く住民に向けて提供し、市内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- (2) 市は、県から提供を受けた情報を必要に応じて、報道機関の協力、防災行政無線の利用、広報車の利用、ホームページの活用等の手段により効果的な情報伝達を図るものとする。
- (3) 市は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。
- (4) 県は、伝達する情報について、国の原子力災害対策本部、原子力施設の立地県及び原子力事業者等と連絡を取り、その内容を十分に確認する。
- (5) 市は、住民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。
情報提供するべき内容としては、以下のような事項が想定される。
ア 市内の空間放射線量率に関する情報
イ 水道水、農林水産物、上下水処理等副次産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果
ウ 相談窓口の設置状況

2 相談窓口等の設置

- (1) 市は、国及び県と連携し、必要に応じて住民からの問合せに対応できるよう市民相談所を開設するなど市民生活相談を行うものとする。また、住民からの電話の問合せが殺到する場合は、コールセンターを設置し、一元的に対応するものとする。
想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。
ア 放射線による健康相談窓口
イ 飲食物・水道水等の放射性物質に関する相談窓口
ウ 市内の空間放射線量に関する相談窓口
- (2) 市は、住民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

3 避難者等への表面汚染測定の実施

県は、放射性物質や放射線に対する不安を払拭するために、国が原子力災害対策指針を踏まえ決定した避難退域時検査を行う際の基準の連絡を受け、必要に応じ、住民や県外避難者等に対して、放射線測定器による表面汚染測定を実施する体制を確保する。

4 避難者等への除染の実施

県は、表面汚染測定の結果、除染を必要とする場合、除染場所や体制を確保し実施する。

本節の関係資料

資料編 15-1 市内清掃施設一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第4節 飲食物・水道水の摂取制限等

市、県(総務部、健康福祉部、環境森林部、農政部、県土整備部、企業局)

1 飲食物・水道水の摂取制限等

市は、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示に基づき、放射性物質が飲食物摂取制限に関する指標を超えた場合、汚染飲食物の摂取制限及び汚染飲料水の飲用禁止の措置等必要な措置を講ずるものとする。

2 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

市は、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質検査の結果に基づき、県(環境森林部、農政部)が農林水畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行った場合、又は市にこれらの措置を指示した場合には、これに協力するものとする。

3 食料・飲料水及び生活必需品等物資の供給

市は、風水害・雪害対策編第2部第8章「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動」に基づき、県(総務部、健康福祉部、農政部)と協力して住民への応急措置を講ずるものとする。

4 上下水処理等副次産物の利活用について

市は、国からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を講じるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 14-2 食料等の調達先一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第5節 風評被害等の未然防止

市、県(農政部、産業経済部)

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少防止のための広報活動を講ずるものとする。

第6節 廃棄物の適正処理

県(環境森林部)

県は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、各事業者から発生する廃棄物の処理について、必要な措置が講じられるよう指導監督するものとする。

本節の関係資料

資料編 15-1 市内清掃施設一覧表

第7節 各種制限措置の解除

市、県(健康福祉部、環境森林部、農政部)

市は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、飲食物、水道水の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除するものとする。

第3章 災害復旧対策

第1節 モニタリングの継続実施と結果の公表

市、県(健康福祉部、環境森林部、農政部、県土整備部、企業局、教育委員会ほか)

県は、必要に応じて、原子力事業者及びその他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、市は、その結果を速やかに公表する。

第2節 風評被害等の影響軽減

市

市は、県及び国と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するため、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第3節 健康への影響と対策の検討

県(健康福祉部)

県(健康福祉部)は、モニタリング調査の結果等により、**住民**への健康の影響が懸念される場合は、放射線治療や放射線測定の専門家からなる有識者会議などを活用し、影響の程度や対策について検討する。

第1部 大規模な火事災害対策

第1章 災害予防

第1節 火災に強いまちづくり

市、県(県土整備部ほか)、消防機関、公共施設の管理者、事業者等

1 火災に強いまちの形成

- (1) 市は、次により火災に強い都市構造の形成を図るものとする。
- ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
 - イ 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施
 - ウ 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
 - エ 建築物や公共施設の耐震・不燃化
 - オ 水面・緑地帯の計画的確保
 - カ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
 - キ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導
- (2) 公共施設の管理者、事業者等は、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。
- (3) 危険物貯蔵所、同取扱所等に対する査察指導を強化し、災害を未然に防止する。
- (4) 火薬類、高圧ガス施設等については、県及び関係機関と緊密な連絡のもとに防災の万全を期する。

2 火災に対する建築物の安全化

- (1) 消防用設備等の整備、維持管理
- 公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。
- (2) 建築物の防火管理体制
- 公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする病院、ホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。
- (3) 建築物の安全対策の推進
- ア 公共施設の管理者、事業者等は、病院、ホテル等の防火対象物について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等における火気の使用制限、ガスの安全な使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。
 - イ 市及び県は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

(4) 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され(平成18年1月1日公布)、全ての家庭に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受け、市は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

本節の関係資料

資料編 7-4 消火栓等数一覧表

第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実

前橋地方気象台、市、県(総務部)、

1 火災に係る気象情報の充実

前橋地方気象台は、大規模な火事災害を防止するため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

2 火災気象通報

- (1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県(危機管理課)に通報するものとする。
- (2) 県(危機管理課)は、(1)の通報を受けたときは、消防法第22条第2項の規定に基づき、直ちにこれを市に通報するものとする。

3 火災警報

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報として「火災警報」を発表するものとする。

本節の関係資料

資料編 5-3 警報・注意報発表基準

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第4節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第4節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。)

第5節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第6節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

保健福祉部、消防本部、

消防機関、県警察、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、事業者

1 救助・救急活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、市及び県(危機管理課ほか)は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 市、県(薬務課)、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMI S)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

- (1) 市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- (2) 市は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (3) 市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 7-4 消火栓等数一覧表
同 11-1 医療機関一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第8節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

第9節 避難の受入体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第1節「避難誘導体制の整備」及び同章第11節「避難の受入体制の整備」に準ずる。)

第10節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第13節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第11節 防災訓練の実施

共創企画部、保健福祉部、子どもすこやか部、都市整備部、消防本部、消防機関、その他防災関係機関

1 防災訓練の実施

- (1) 消防機関は、大規模火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練は、消防機関、市、警察機関、事業者及び地域住民等が相互に連携して実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第12節 防災思想の普及

共創企画部、市民生活部、保健福祉部、子どもすこやか部、都市整備部、教育部、消防本部、県(総務部、生活こども部、教育委員会)、県警察、消防機関

1 防災知識の普及

- (1) 市、県(消防保安課)及び消防機関は、全国火災予防運動等を通じ、住民に対し、大規模な火事の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。
- (2) 市は、広報車、広報紙、ホームページ等を通じて、消防に対する意識の高揚と火災予防思想の普及徹底に努める。
- (3) 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (4) 春秋、年末の3回市内一斉に火災予防運動を実施する。

2 防災関連設備等の普及

市及び消防機関は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努めるものとする。

3 防災訓練の実施指導

市、県(危機管理課、消防保安課、私学・子育て支援課、教育委員会)、県警察及び消防機関は、地域、職場、学校等において、定期的な防災訓練を行うよう指導し、大規模な火事発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

共創企画部、都市整備部、地域振興整備局、消防本部、県(総務部ほか)、県警察、消防機関

1 市・消防機関における災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は急を要する場合は県消防保安課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、「火災・災害等即報要領」第1号様式(火災)による。

本節の関係資料

資料編 8-1 火災・災害等即報要領

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第7節 消防広域応援の要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「消防広域応の援要請」に準ずる。)

第8節 防災航空センターへの応援要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「防災航空センターへの応援要請」に準ずる。)

第9節 広域航空消防応援の派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第8節「広域航空消防応援の派遣要請」に準ずる。)

第10節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第9節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第11節 救助・救急活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。)

第12節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

第13節 消火活動

消防機関、住民、自主防災組織、企業、県(総務部)

1 被災地内の消防機関及び住民等による消火活動

(1) 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

(2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

(3) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなつた場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第24条の3の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、直ちに知事(消防保安課)に要求するものとする。

エ 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

2 被災地域外の消防機関による応援

(1) 被災地域外の消防機関は、被災地域内の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

(2) 知事(消防保安課)は、被災地域内の消防機関から消防組織法第24条の3の規定に基づく広域応援の要求があったときは、消防庁長官に対し、他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を直ちに要請する。

(3) 応援のため出動した消防機関は、応援を受けた消防機関の指揮の下で活動するものとする。

本節の関係資料

資料編 7-4 消火栓等数一覧表

同 20-1 災害応援協定等一覧表

第14節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第15節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第16節 避難の受入活動

(風水害・雪害対策編第2部第1章第2節「避難誘導」及び同部第7章第1節「避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。)

第17節 災害の拡大防止、二次災害の防止活動及び施設、設備の応急復旧活動

(風水害・雪害対策編第2部第4章「災害の拡大防止及び二次災害の防止活動」及び同部第12章「施設、設備の応急復旧活動」に準ずる。)

第18節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第19節 その他の災害応急対策等

(風水害・雪害対策編第2部第14章～15章「要配慮者対策」及び「その他の災害応急対策」に準ずる。)

第3章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

(風水害・雪害対策編第3部第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。)

第2節 原状復旧

(風水害・雪害対策編第3部第2節「原状復旧」に準ずる。)

第3節 計画的復興の推進

(風水害・雪害対策編第3部第3節「計画的復興の推進」に準ずる。)

第4節 被災者等の生活再建の支援

(風水害・雪害対策編第3部第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。)

第5節 被災中小企業等の復興の支援

(風水害・雪害対策編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。)

第6節 公共施設の復旧

(風水害・雪害対策編第3部第6節「公共施設の復旧」に準ずる。)

第7節 激甚災害法の適用

(風水害・雪害対策編第3部第7節「激甚災害法の適用」に準ずる。)

第8節 復旧資金の確保

(風水害・雪害対策編第3部第8節「復旧資金の確保」に準ずる。)

第2部 林野火災対策

第1章 災害予防

第1節 林野火災に強い地域づくり

市、県(環境森林部、総務部)、関東森林管理局

1 総合的事業計画の作成

- (1) 林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を管轄する市は、県(消防保安課、林政課)と協議して、「林野火災特別地域」を決定するものとする。
- (2) 林野火災特別地域内の市は、県(消防保安課、林政課)と協議して、当該地域の特性に配慮した林野火災対策に係る総合的な事業計画として「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、その推進を図るものとする。

2 防火に資する林道の整備

県(林政課、道路整備課)及び関東森林管理局は、林野火災の延焼防止に資する林道の整備を図るものとする。

3 警戒業務

(1) 普通警戒

林野火災は、例年2月から4月頃までの乾燥期に集中的に発生し、また冬期のからつ風や気象条件の悪化により、火災発生及び延焼拡大のおそれがあるときは、消防団員により管内の巡回警戒を行う。

(2) 特別警戒

春期に多い異常気象時には乾燥、強風、フェーン現象等の気象的な悪条件が重なり、大火に移行しているので乾燥注意報、火災気象情報などの発表時における火気使用制限の注意指導を行う。

4 監視パトロール等の強化

市、県(林政課)及び関東森林管理局は、火災警報発令中の火の使用制限徹底を図るとともに、林野火災多発時期における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。

また、火災危険とする場所での焚き火、タバコ火の投げ捨て行為に対する注意指導の実施を行うものとする。

本節の関係資料

資料編 2-6 山林原野地域別分布状況

第2節 林野火災防止のための情報の充実

(火災対策編第1部第1章第2節「大規模な火事災害防止のための情報の充実」に準ずる。)

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第4節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第4節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。)

第5節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第6節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

保健福祉部、消防本部、
消防機関、県警察、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、事業者

1 救助・救急活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、市及び県(危機管理課ほか)は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 市、県(薬務課)、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMI S)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

- (1) 市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、山林内貯水槽の整備、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- (2) 県は、空中消火活動を積極的に推進するため、防災ヘリコプター並びに空中消火用バケット等資機材の整備、備蓄及び維持管理に努めるものとする。

- (3) 市は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (4) 市は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 7-4 消火栓等数一覧表
- 同 10-1 群馬県防災航空センター応援要請
- 同 11-1 医療機関一覧表
- 同 13-1 ヘリポート予定地一覧表
- 同 20-1 災害応援協定等一覧表

第8節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

第9節 避難の受入体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第1節「避難誘導体制の整備」及び同章第11節「避難受入体制の整備」に準ずる。)

第10節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第13節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第11節 防災訓練の実施

共創企画部、保健福祉部、子どもすこやか部、都市整備部、消防本部、
消防機関、その他防災関係機関

1 防災訓練の実施

- (1) 消防機関は、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練は、消防機関、市、警察機関、県(危機管理課、消防保安課)、自衛隊、林業関係機関及び地域住民等が相互に連携して実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第12節 防災思想の普及

共創企画部、市民生活部、保健福祉部、子どもすこやか部、都市整備部、教育部、消防本部、県(環境森林部、教育委員会)、関東森林管理局

1 防火意識の高揚・啓発

県(林政課)及び関東森林管理局は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることに鑑み、山火事予防運動等を通じて、林野火災に対する市民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、周辺住民及びハイカーなどの入山者等への啓発を実施するものとする。

2 林野火災予防思想の普及徹底

- (1) タバコの吸いがらの投げ捨て防止
- (2) 火入れに関する許可、届出の指導と防火設備の完備及び不始末の防止
- (3) 焚き火等の行為と消火準備及び後始末の指導

3 標識板等の設置

県(林政課)及び関東森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立て看板の設置や簡易防火用水の設置の促進を図るものとする。

4 防災教育の充実

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第13節 市民の防災活動の環境整備

共創企画部、市民生活部、保健福祉部、産業経済部、消防本部、県(総務部)

1 消防団の育成

市及び県(消防保安課)は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

2 自主防災活動の育成・助長

林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、市及び県(危機管理課)は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

共創企画部、都市整備部、地域振興整備局、消防本部、県(総務部、環境森林部)、県警察

1 市・消防本部における災害情報の収集・連絡

- (1) 林野火災時に緊急消防援助隊及びその他の消火に協力する者が、統一的な指揮のもとに消火活動ができる体制を擁立するため、火災の状況に応じ現場指揮本部を設置する。
- (2) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡するものとする。
- (3) 消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (4) 県行政県税事務所又は県消防保安課への連絡は、「火災・災害等即報要領」第1号様式(火災)による。

本節の関係資料

資料編 8-1 火災・災害等即報要領

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第7節 消防広域応援の要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「消防広域応援の要請」に準ずる。)

第8節 防災航空センターへの応援要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「防災航空センターへの応援要請」に準ずる。)

第9節 広域航空消防応援の派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第8節「広域航空消防応援の派遣要請」に準ずる。)

第10節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第9節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第11節 救助・救急活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。)

第12節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

第13節 消火活動

消防機関、住民、自主防災組織、県(総務部)、自衛隊

1 被災地域内の消防機関等による消火活動

(1) 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

(2) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと判断したときは、時機を失すことなく近隣の消防機関に応援を要請し、又は県(消防保安課)に対し防災ヘリコプターによる空中消火を要請するなど、早期消火に努めるものとする。

ウ 空中消火を円滑に行うため、火災現場付近の広場を確保し、ヘリポートを設置して、消防薬剤等の補給体制及び空中消火隊の指揮運用体制を確立するものとする。

2 被災地域外の消防機関等による応援

- (1) 被災地域外の消防機関は、被災地域内の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 応援のため出動した消防機関は、応援を受けた消防機関の指揮の下で活動するものとする。
- (3) 県(消防保安課)は、防災ヘリコプターによる空中消火について被災地域内の消防機関から要請を受けたときは、直ちに空中消火を実施するものとする。
- (4) 県(消防保安課)は、県内の消防力では対応できないと判断したときは、時機を失すことなく他県の防災ヘリコプターの応援を要請し、又は自衛隊のヘリコプターの災害派遣を要請するものとする。
- (5) 自衛隊は、知事(危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、ヘリコプターによる空中消火又はジェットシーチャー等による地上消火を行うものとする。

本節の関係資料

- 資料編 7-4 消火栓等数一覧表
同 10-1 群馬県防災航空センター応援要請
同 13-1 ヘリポート予定地一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第14節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第15節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第16節 避難の受入活動

(風水害・雪害対策編第2部第1章第2節「避難誘導」及び同部第7章第1節「避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。)

第17節 施設、設備の応急復旧活動

(風水害・雪害対策編第2部第12章「施設、設備の応急復旧活動」に準ずる。)

第18節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第19節 二次災害の防止活動

市、県(県土整備部、環境森林部、農政部)、関東地方整備局、関東森林管理局

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがある。

このため、土砂災害防止事業実施機関及び市は、降雨等による二次的な土砂災害の防止施策として、土砂災害危険箇所の点検を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第20節 その他の災害応急対策等

(風水害・雪害対策編第2部第14～15章「要配慮者対策」及び「その他の災害応急対策」に準ずる。)

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧

県(環境森林部)、関東森林管理局、森林所有者、公共施設の管理者

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。

2 林野火災跡地の復旧

県(林政課、森林保全課、緑化推進課)、関東森林管理局及び森林所有者は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を指導・実施するものとする。